THE TAIWAN JIHO

臺灣時報

二月號

四百萬の歡喜
時報（臺灣時報）
臺灣水產の新施設
刑事訴訟法の臺灣特例
自然と文化
汎太平洋會議
臺灣の林政に就て
支那の排日問題
臺灣の竹の研究
古螺行（在佛領東京安陽王城趾紀行）
臺灣小史
海外重要記事

臺灣時報發行所

...TIC ECONOMIC ...TION BUREAU
EAST...
MAR 25 1924
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

臺灣時報發行所役員

評議員長　賀來佐賀太郎

評議員（以下イロハ順）

池田幸甚　石坂荘作　市來半次郎　今井周三郎　井村大吉　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　宮島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　林熊徵　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧　大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　大舘大藏　奥田重榮

大賀基作　渡部英太郎　渡邊金造　片山秀太郎　川崎軍治　川中子安次郎　簡朗山　菅野善三郎　吉田平吾　吉岡荒造　楊吉臣　醫學博士 高木友枝　高田元治郎　高田富藏　工學博士 高橋辰次郎　田村武七　田村藤四郎　田賀奈良吉　武内友治郎　高山仰　瀧田傳吉　常吉德壽

編纂委員

津田毅一　津久井誠一郎　永田隼之輔　中村啓次郎　内藤正太郎　武藤針五郎　野呂寧　草鹿砥祐吉　倉岡彦助　日下操　松岡富雄　牧山清砂　松井榮堯　藤野幹　稲留喜之助　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　黄欣　吳汝祥　黄春帆　枝德二　江口良三郎　江崎眞隆　鄭神寶　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　伊藤猿吉　生駒高常　飯田政敏　服部武彦

相賀照郷　阿部滂　麻生誠之　荒巻鐵之助　淺田知定　近江時五郎　佐藤勁　坂本素魯哉　佐々木紀綱　柵瀬軍之佐　佐藤小次郎　皿谷廣次　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　木村英俊　喜多孝治　三村三平　三好德三郎　進藤良英　徐杰夫　平山寅次郎　平山午介　森廣藏　角源泉　鈴木重臣　諏訪禮次郎　法水了禪　農學博士 東郷實　富田松彦

常務員

大澤清高　和田一次　鎌田正威　横光吉規　東忠藏　淺野安吉　小野弘一　水越幸一　三浦碌郎　下村充郎

本山文平　深川繁治　古山榮三郎　堤一馬　岡本佃　中瀬拙夫　中村讓太郎　中田榮次郎　宇部宗一

編輯係　鷲取田一郎　囑託　大槻綱彦
同　高橋惇　同　横尾善夫
同　拓大雄　同　眞倉民治
同　中野順三郎　同　鹽谷新
同　小森德治
同　秋澤次郎　庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十三年二月十三日印刷
大正十三年二月十五日發行（毎月一回一日發行）
（定價一冊郵税共金三十錢 廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺北第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

臺北市東門町百八番地
編輯兼發行人　中野順三郎

臺北市大和町三丁目二番地
印刷人　澤田照基

臺北市大和町三丁目二番地
印刷所　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物產株式會社

臺北
臺南
支店

出張所
出張員

厦門
福州
基隆
高雄
臺中

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

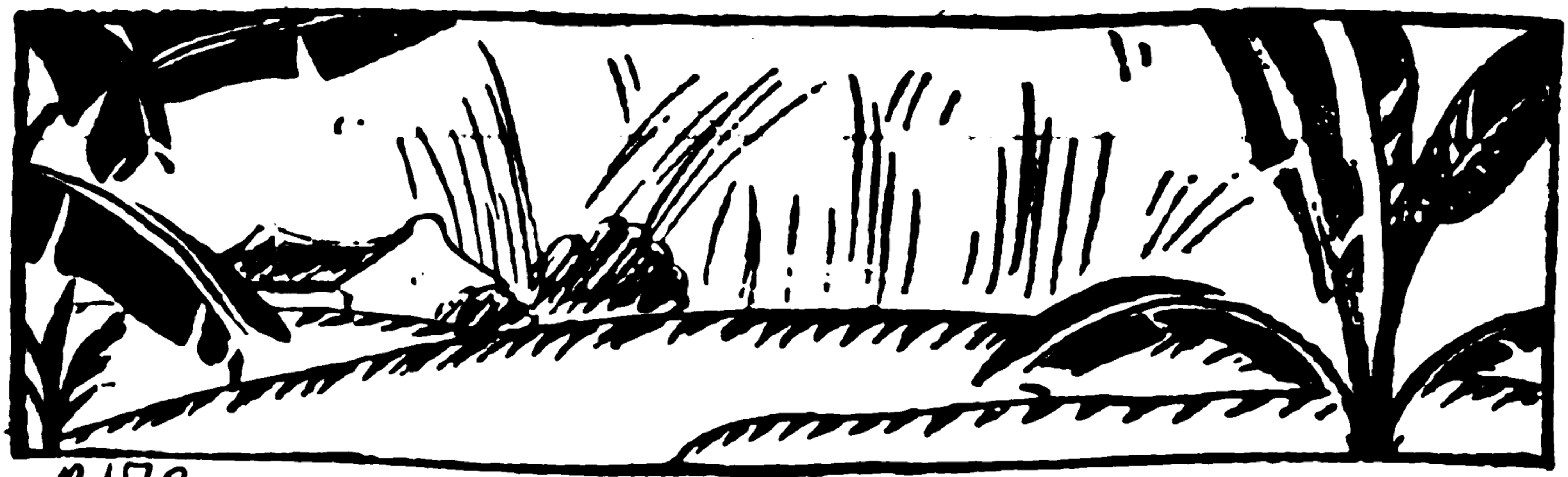

B170

臺灣時報大正十三年二月號 目次 (第五十二號)

口繪 ▼總督府高塔下の觀兵式▼御成婚奉祝提灯行列の火の海
四百萬の歡喜(卷頭言)……一
時報……二―五
▼臺北新年行事▼總督官邸の新春宴▼總督府高塔下の觀兵式▼內田總督の上京▼漁業法及水產會法の實施と水產協議會▼御成婚當日の臺灣▼御下賜金並表彰其他▼市協議會
臺灣水產業の施設……喜多孝治 六
臺灣に於ける刑事訴訟法の特例……三好一八 一一
自然と文化……桑木嚴翼 三四
汎太平洋科學會議に就て……大島正滿 四三
臺灣の林政に就て……青木繁 五七

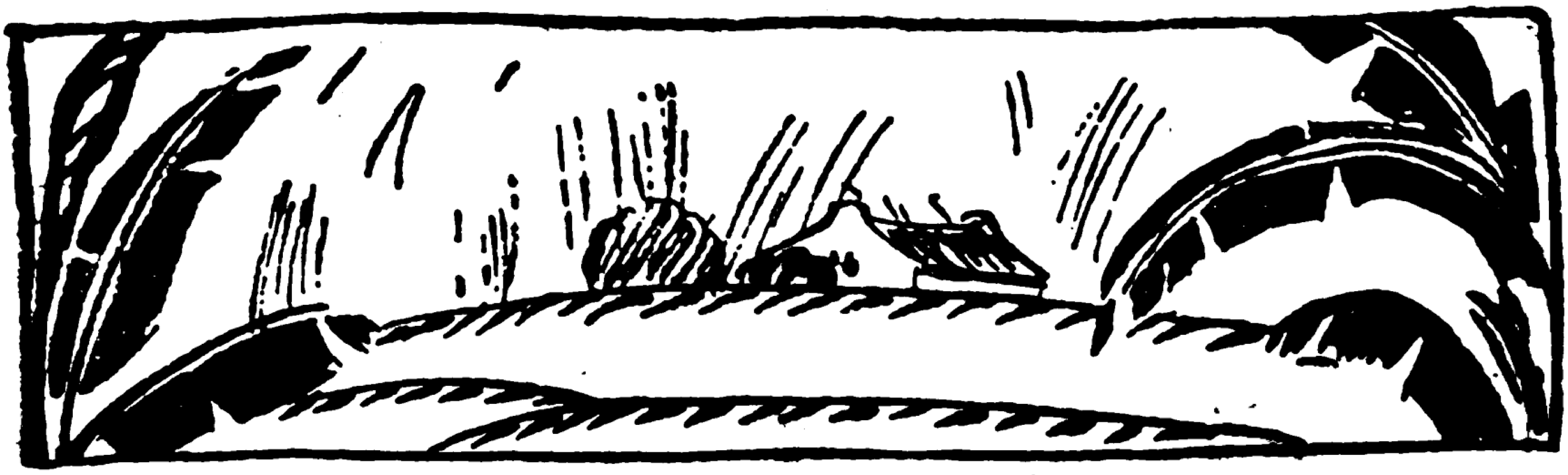

□□□□□□□□□□□□□□□□□

支那の排日問題……………………………………青木季和太　一七

臺灣に於ける竹の研究…………………………千葉豊治　九二

古螺行………………………………………………高橋惇　一〇二

臺灣小史……………………………………………佐山融吉　一一二

□□□□□□□□□□□□□□□□□

州治と豫算（新竹州）……………………………一五三

島情…………………………………………………一五七

（大正十二年後半州稅徵收成績、內務局州廳課）

詞苑…………………………………………………一五九

▼臺灣日誌▼人事消息▼任命▼新刊紹介▼寄贈書目▲編輯室から……一六三

□□□□□□□□□□□□□□□□□

南支南洋其他海外重要記事……………總督官房調查課一｜四

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店
東京、京橋（東京）、京都、神戸、兵庫、尼崎、尼崎東、西宮、姫路、廣島
德島、阿波池田、奈良、伊丹、傳法、臺南、高雄、（大阪市内）南、
天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色
銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市本町二丁目
（電話三四、五六、二二九五）

總督府高塔下の觀兵式（左方先頭騎馬の人は閲兵中の鈴木軍司令官、右方先頭は内田總督）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

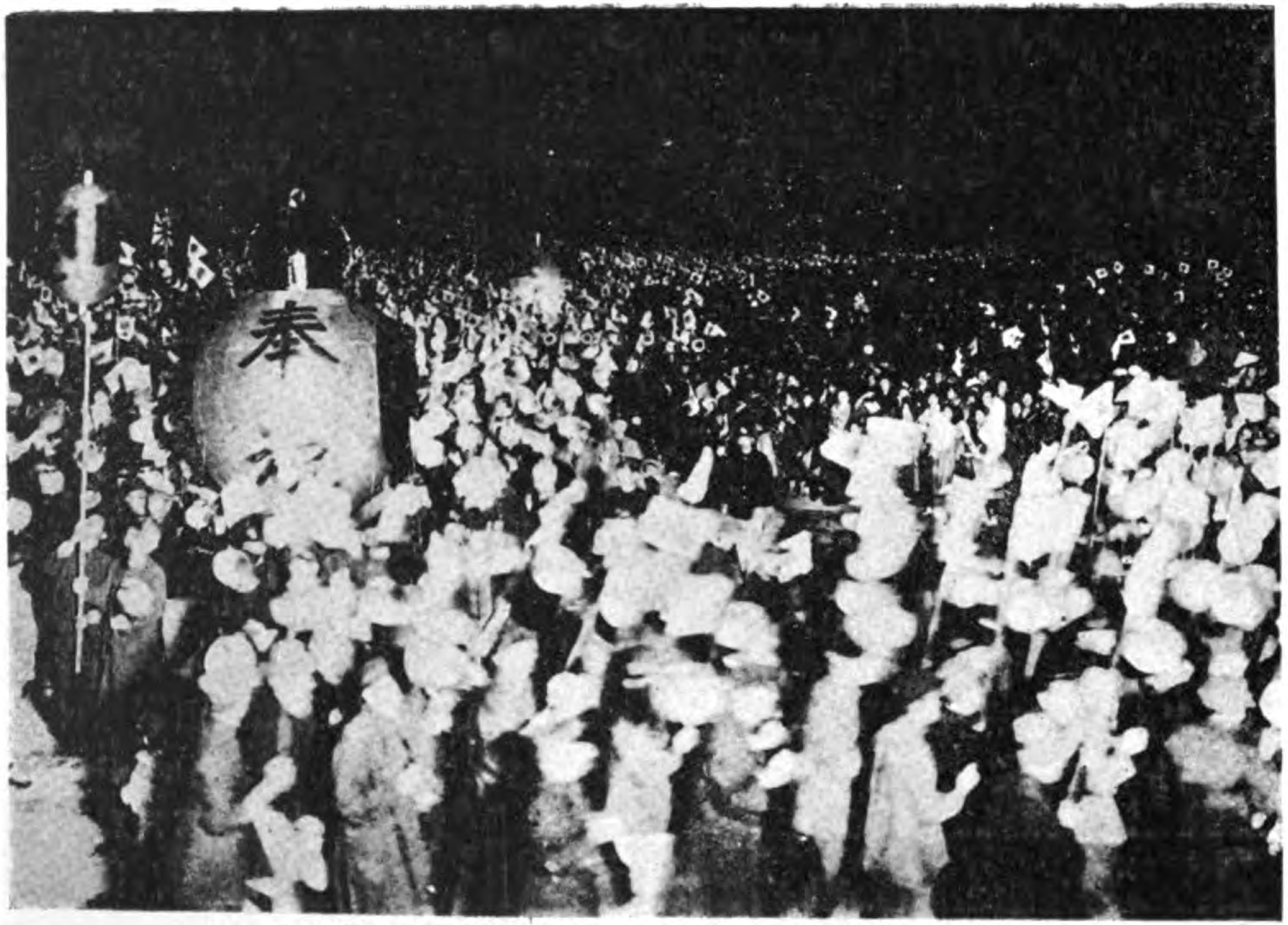

御成婚奉祝提灯行列の火の海（總督府前の）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

四百萬の歡喜

東宮殿下、御成婚の御儀は、天佑我が皇室に偏く、滞りなく其の盛儀を終らせられ、帝都を初め、内地及新領七千萬の皇民は、歡天喜地して國家の祥福を祝し、海外萬邦も遙かに遠東に寄せて、日出國の慶事を賀するの意を表した。洵に是れ世界的大典として宇内民衆の一齊に祝福せるものと謂うべきである。

恭しく惟うに、殿下の、昨春臺灣に行啓あらせられ、全島に寵光を垂れ給ひ、優渥なる御沙汰を賜はりたるは、全臺民の一大光榮として感激尚ほ新たなる所、今や御慶典に就て表はれたる四百萬官民の歡喜は、實に赤心の流露そのものである。況んや聖恩洪大、臺灣にも他の版圖と同じく、減刑、賜金等の恩典を行はしめられたるに於てをや。南瀛の新領は、心なき山河草木に至るまで、生氣潑溂として倶に祝福の象を呈して居るのである。庶幾くは長へに我が皇室の御惠みに生きむ。

時報

臺北新年行事

元日の新年行事は前號既報を經たるが一月三日午前八時からは臺灣神社に於て嚴かなる元始祭が執行せられ吉田長官代理初め官民多數參拜した又た一月四日午前九時からは總督府に於て嚴肅なる政治始め式が擧行された。

總督官邸の新春宴

內田總督は一月五日午後六時から鈴木軍司令官を初め各部局長、守備隊司令官、軍參謀長其他官民等約六十名を官邸に招待して簡素なる新年宴會を開き總督は先づ聖壽の萬歳を奉祝すると共に締盟各國元首の壽を祝して乾盃したる後、本年は震災の爲め宮中に於ても新年宴會御取止めの折柄、本島に於ても公式の新年宴會は御遠慮致し唯平素格別の懇親を願ひ居る方々を御招きして內輪の宴を催はしたる旨敍禮辭を述べ軍司令官より來賓を代表しての謝辭があつて交互に乾盃し主客驩然淸興を盡して散會した。

總督府高塔下の觀兵式

臺灣の首都に於ける本年の陸軍始め觀兵式は前例稀なる總督府玄關前の廣場に於て一月八日午前十時、滿都人士學校生徒等參觀の裡に雄偉壯烈に行はれた、定刻臺北部隊の步砲諸隊は松木諸兵指揮官指揮の下に府前より東門に至る大通りに整列し了るや鈴木軍司令官は佐藤參謀長以下の各幕僚を隨へ馬上豐かに閱兵を開始し步砲の諸兵並に少年義勇團に至る迄親しく閱兵し了つて總督府玄關前廣場に於て是等の壯烈なる分列式を閱した、式は午前十一時に終了したが當日は一般參觀者頗る多く、內田總督にも軍司令官と同列の位地に於て參觀せられた、因に府前に於ける觀兵式は大正三年に其例ありしのみなりと。

內田總督の上京

內田總督は莅任後始めて臺灣總督として議會に臨むべく夫人及令孫同伴にて小林祕書官と共に一月十一日臺北驛發上京せられたが、停車場には鈴木軍司令官を初め在臺北官民知名の士及び夫人連頗る多く、吉田長官代理、相賀內務局長、喜多殖產局長、新元鐵道部長、高田臺北州知事、高木電力社長、井村臺日社長、其他夫人連は基隆迄見送りを爲し送行頗る盛ん

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なものであつた。

漁業法及水産會法の實施と水産協議會

漁業法及水産會法は昨年二月臺灣に施行せられ其の實施期は別に定むる規定であり且つ臺灣に適應する施行規則の制定其他の都合の爲め今日に至つたが今回愈々該細則も成りて一月十七日其の公布を見、二月一日より實施せらるゝに至つた由來本島には從來是等諸法の施設を缺きたるも尙ほ最近水産額一箇年約一千萬圓に達したるの事實あり今後是等の施設と當局の指導とを得ば其の産額は優に其の倍額以上を期待せらるべく兎に角斯法の實施は本島水産界に一新紀元を劃するものと謂はる、右に付總督府に於ては一月二十一日より三日間水産協議會を開き喜多殖産局長議長の下に府内及各州廳關係諸官會同し喜多局長より別項の如き訓示がありて後、實施準備に付種々說明及打合せがあり二十三日終了閉會した。

御成婚當日の臺灣

東宮、同妃兩殿下御成婚當日の臺灣は內臺人の別なく全島歡喜に溢れて居た、當日午前九時十五分（東京は十時十五分）總督府高塔のモーターサイレンを相圖に全市の各工場並に停車場に在る汽車等一齊に汽笛を鳴らし陸軍守備隊では殷々たる百一發の皇禮砲を發射し市民の全部は家の內外を問はず現在の位地に於て宮城の方面に向ひ遙拜の上萬歲を三唱したが臺灣神社に於ては正午中祭式に依り御成婚奉告祭を行ひ總督代理吉田局長、軍司令官代理佐藤參謀長を初め官民數百名參列して嚴肅なる式祭を執行した當日宮司の奏したる祝詞は次の通りである。

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司（社司、社掌）位勳爵氏名恐美恐美母白左久八十日日波有禮杼母今日乃生日乃足日爾天皇命乃大命以知氏食國乃法乃隨爾有留倍伎政登爲氏皇太子命乃皇妃乎定米給比婚嫁乃大御禮乎行比給布爾依里氏此久乃狀乎告奉良久登御食御酒種種乃物乎獻奉里氏稱辭竟奉良久乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃知食須天都日嗣乃高御座天地乃共長久日月乃共遠久動久事無久變留事無久齋奉里幸奉給比皇太子命乃御門乎彌高爾彌廣爾守奉里惠奉給比氏堅磐爾常磐爾立榮衣志米給閉登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須

又た午後二時よりは總督府會議室に於て拜賀式を行ひ吉田長官代理初め諸官一同御眞影を奉拜した次で午後三時から臺北新公園に於て市民の赤誠を罩めた祝賀會が行はれ七千の官民相會するや武藤市尹は擅上に立つて遙かに宮城を拜し次の奉祝文を奉讀した

玆に本日の吉辰を選ばせられ
皇太子殿下御成婚の典禮を擧げさせらる臣等臺北市民公園に會同し遙に赤誠を披き謹みて祝意を表し奉る恭しく惟ふに
皇太子殿下聰明容智元良の德光遍く中外に耀き遐邇齊しく瞻仰する處
皇太子妃殿下天資溫良淑聞夙に高く今や入りて儲闈に立せ給ふ瑞氣天に滿ち佳色地に普し誰か歡抃せさらん抑王化の大本は關雎に始まり皇室の典慶は兆民惟れ賴る處にして皇室の繁榮は卽ち國家の繁榮なり況んや去歲四月鶴駕南巡殿下の臺北に駐啓あらせられたること實に旬日に近く此間親く恩光を拜し全市民の感激今尙ほ新なるものあるに際し本日の盛儀に遭ひ更に歡天喜地の熱誠を捧くることを得何の幸か之に如かん盥手稽首謹て奉祝す

大正十三年一月二十六日

臺北市奉祝會長
臺北市尹
正五位勳四等　武藤針五郎

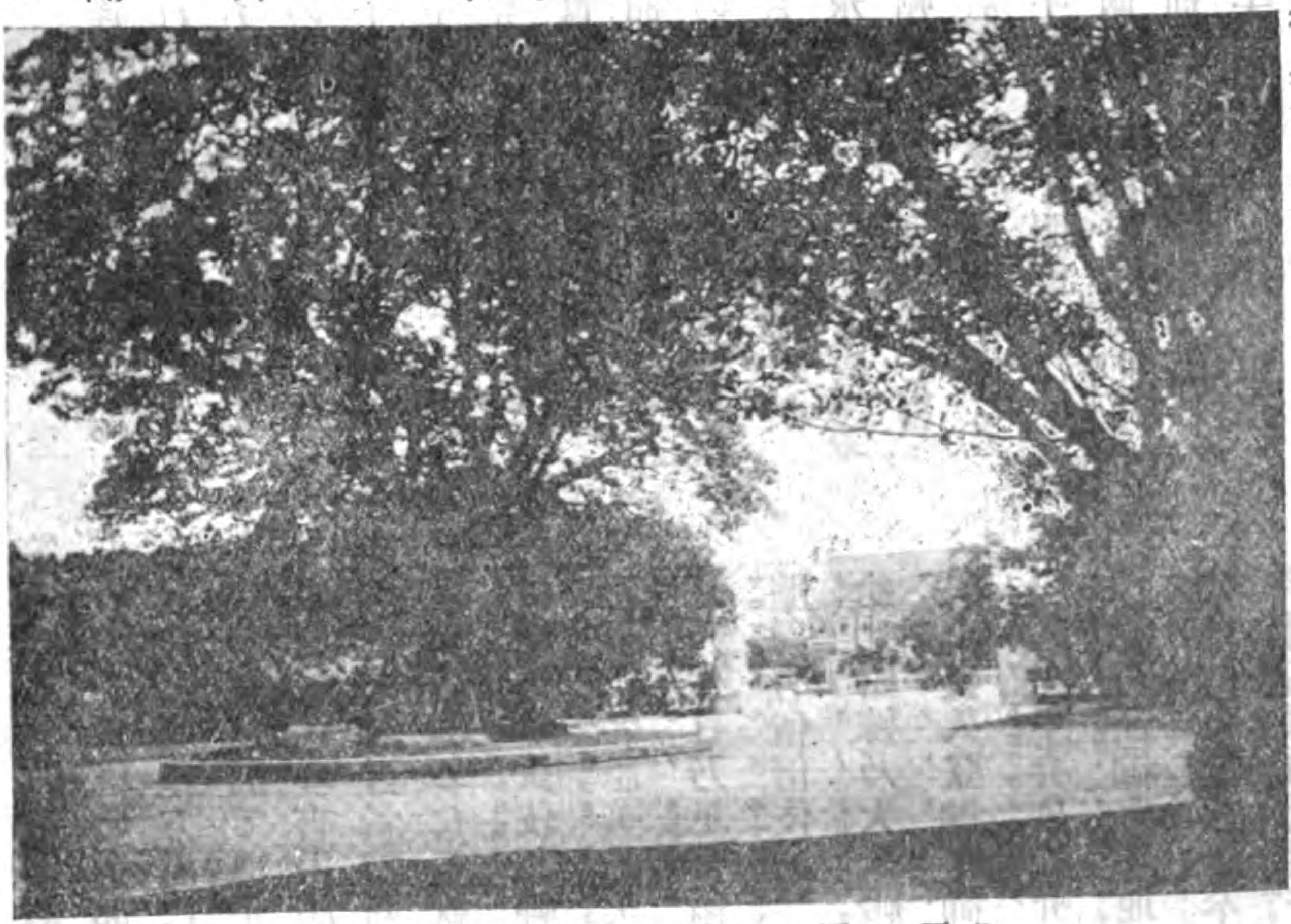
常夏の園（二月五日臺北新公園に於て撮影）

君が代の奏樂了り吉田長官代理の發聲にて　天皇　皇后兩

陛下竝に　東宮　同妃兩殿下の萬歳を各々三唱すれば萬聲天地を震撼し瑞氣場に滿つるの概があつた斯くて三時三十分散會を告げたが午後六時よりは二萬五千の市民第一線より第五線に分れ東門を中心として參集し武藤市尹指揮の下に奉祝歌を高唱しつゝ提灯行列の進行を爲し各團總督府前に到る每に萬歳を三唱し城內全市は火の海を現はしたのは此の日最後の偉觀であつた、當日臺北以外各州及重なる市街とも孰れも奉祝竝に提灯行列を行ひ軍艦大井は奉祝の爲め數日前より基隆に入港した、因に全島官民よりは奉祝記念として古雅なる臺灣風建物一棟を殿下の御所內に建築して献上することに決定した。

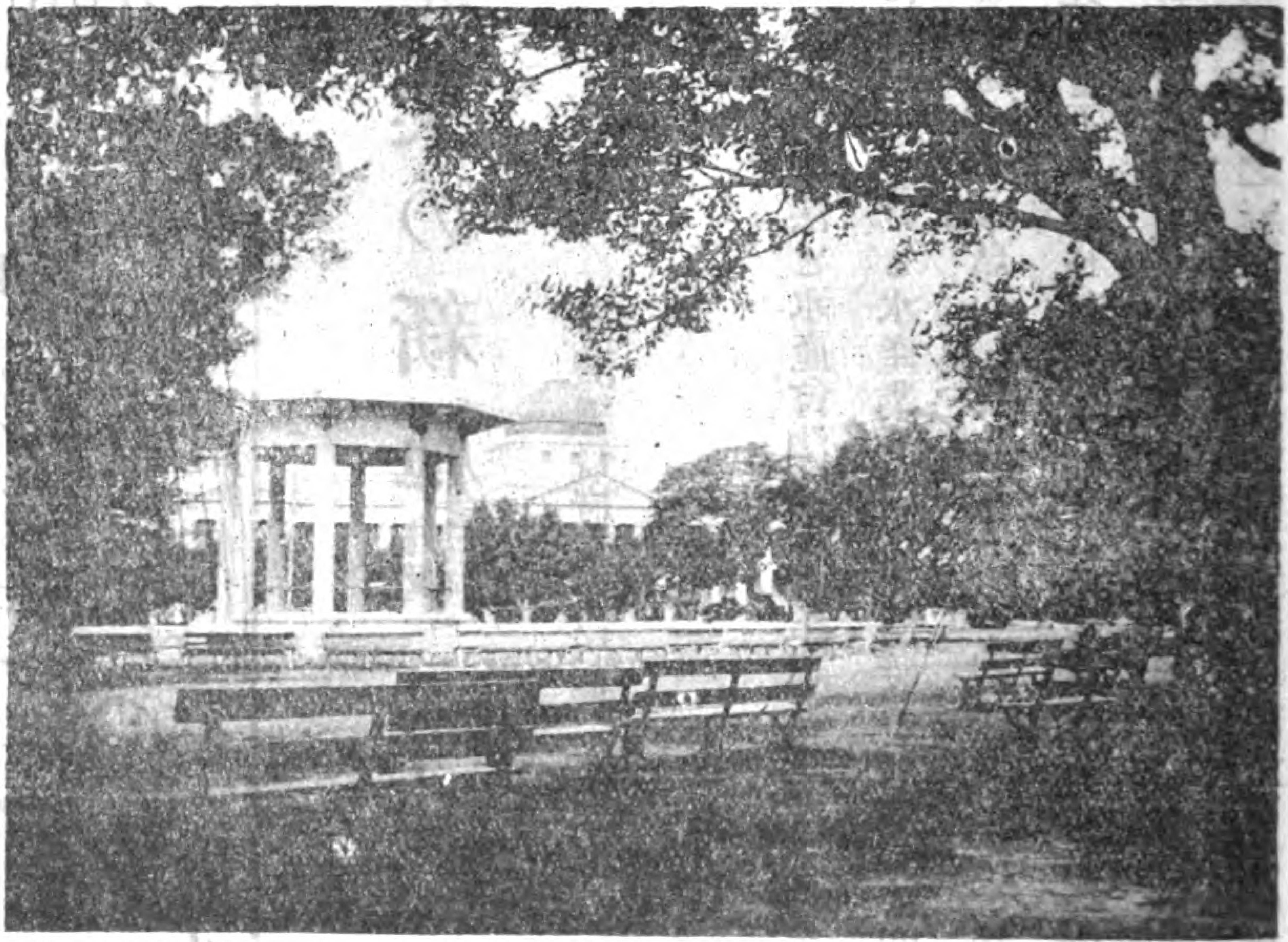

常夏の國（同上の二）

御下賜金表彰其他

東宮殿下御成婚に付御慶福を頒たる、御思召に基き一月二十六日畏き邊りより臺灣總督府へ、兒童就學御奬勵として金六萬圓を御下賜あり同時に在本島社會事業功勞者として石坂莊作、小山祐全、林嵩壽、簡朗山、古賀三千人の五氏を表彰された、尙ほ刑減の恩典に浴したる者全島にて二千四百餘名を算し孰れも天恩の渥きに感泣した。

市協議會

臺北、臺中、臺南の各市協議會は一月下旬開會せられ何れも豫算其他を議了して閉會した豫算說明其他は追て本誌に揭載する筈である。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣水產業の新施設

臺灣總督府殖產局長　喜多孝治

一

這囘の水產協議會は、主として漁業法と水產會法竝に海洋調查連絡・漁業試驗連絡等に關し、御協議を遂げたい爲であります。惟ふに本島に於ける水產業は、水產施設の初年たる明治四十三年頃に比して、進步發達を爲した事は勿論でありまするが、本島の氣候上より之を觀、又た水族の分布上より之を觀ますれば、非常なる進步發達を遂ぐべき運命を有するに拘らず、今日の現況は、其の發達の程度寔に遲々たるもので、之を他の本島產業に比し遜色あるは遺憾とする處であります。加之、近く東支那海・南支南洋の廣大なる好個の漁場を控へて居りまする關係上、之が漁場の開拓は、本島の重大なる使命の一でありまして、又た一方近

頃世界共通の研究問題である食糧問題は、本島に在りましては水産の發展を看過する事を許しませぬ。卽ち水産業の發達を圖るは本島産業の發展上及び食糧問題上、吾々の研究努力を要し、一日も之を忽諸に附することを許さぬ次第であります。今回幸ひにして水産界多年の懸案でありました「漁業法」並に「水産會法」の施行を見るに至り、愈々二月一日より實施の運びに立至りましたのは、本島水産業の發展上、寔に慶賀に堪へない次第であります。而して又た之が施行を全からしめ其の目的を達成せしむるは、一に吾々の双肩に懸る重大なる責任であることを、覺悟せざるを得ない次第であります。

二

現行の漁業規則は、大正元年の制定に係り、爾來十數年を經過致して居ります。其の間漁業の發達を見、制度の改正がありました爲め、自然本規則中の改廢を要すべき點多々ありまするが、中にも漁業權の安固を圖り、資金の融通に關する便法を開くの必要があり、尙ほ專用漁業權・入漁權を認むる外、漁村の健全なる發達を期する爲め、漁業組合設置の必要と相成りまして、玆に漁業法を施行するに至りました次第であります。本法施行に伴ひましては、先づ第一に各種の權義關係の複雜を來しますることは必然であります。之は特に各位の御注意を喚起致して置きたいと存じます。

元來産業の發達は、單に官廳の行政手段に依りてのみ期し得べきものでないことは申す迄もありませぬ。先づ關係當業者の自覺を促し、是等を網羅したる有力なる系統的機關を設置致しまして、官廳と當業者との

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

間に介在して、兩者の意思の疏通を圖り實情に適應せる施設を爲すことは、健全なる產業の發達を計る上に於て、最も必要なることは論を俟たざる處で御座ります。既に本島に於ても、農業者の團體たる各州農會を初めとして各種重要物產同業組合等の設立を見、發達を遂げつゝあるに拘らず、我が水產業に關しまして、未だ此の種類の機關の無いのは頗る遺憾とする處であります。殊に本島の如く舊慣墨守の風習强き地方に在りましては、特に水產業者の指導に困難を感ずる次第でありまして、仲介機關の設置は、本島に於ては特に其の必要の極めて切實なる次第であります。是れ即ち今回水產會法の施行を見るに至りました所以であつて、而して此の種機關の運用は、極めて細心の注意と不斷の努力とを要しますから、充分の用意もなく漫然之に當るが如き事ありては、却つて災を後世に遺すものと信じますから、深く此の點に留意を要すべきことゝ存じます。

三

次に「海洋調査連絡試驗」に就て一言致したいと存じます。今更申す迄もなく漁業の基礎を確實ならしむるには、海洋の狀態或は水族生態上の調査等、所謂海洋調査に待つ處が多いのであります。近頃漁業の上に於て海洋調査の緊要なることは、朝野の等しく認むる處となりまして、內地府縣に於ても其の調査の成績漸く實際的ならんとしつゝあります。本島に於ても既に大正七年に於て海洋調査を開始致しましたが、之は主として漁業の中心地たる北部海面の調査に力を注いだのであります。從て海洋の狀態の大様は既に調査するこ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

とを得たのでありますが、之を漁業の實際に應用して眞に漁獲の増進に資せんとするには、未だ其の域に達して居らぬのであります。依て今後は水溫比重の如き海洋の研究と相待つて、魚族の生物學的調査を併せ行ひ、漁場の指導・漁期の遲速・洄游狀態の豫察等に向つて、調査の歩を進めたいと存じます。而して現在の海洋調査は、獨り北部海洋の一部に偏して居る次第で、之を本島全沿岸の海洋調査に擴張するの必要を認めますが、今俄かに遂行し難き事情が有りますから、各州に於ては水產試驗調査の傍ら、出來得るだけ其の沿岸の海洋調査の實施に對し努力せられんことを希望致します。海洋調査は其の性質上、正確と緻密とを最も必要と致しますから、此の點に就き特に留意せられたいと存じます。又た局に當る諸君は、所謂純海洋學の調査に偏せず、寧ろ常に實益應用の方面に、特に考慮せられんことを切望して止まぬ次第であります。

本協議會に於ける提案は、本島海洋調査の方針計畫を一定し、之に基きて殖產局と各州廳とが相互聯絡し、今後其の效果を最も有意義に發揮致したいと存ずる次第であります。

四

終りに「漁業連絡試驗」に就て一言致したいと存じます。本島の如き亞熱帶海區に屬する沿海に於ては魚族の種類非常に多く、重要魚に屬する鰹類・鮪類・鰡・飛魚の如き、一定の期節に限り大群を成して來游するものがあり、又底魚としては鱶、近海魚としては鯛の種類が非常に多いのであります。是等魚族に對して、其の漁期を逸することなく、最良の漁法を用ゐて是等の漁撈を發達せしむることは、暖地漁業の主眼とせね

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ばならぬ處であります。本島漁業の現勢は、特に鰹漁業連子鯛漁業に於て、稍々其の進歩を見たる次第でありますが、是等魚族に對しても其漁期・漁場その他魚の移動狀況の不分明より致しまして、漁船の運用及其の配置上、甚だ不得策なる經營の下に在ることは、常に痛切に感ずる處であります。併しながら廣汎なる沿海に亘り洄游する魚族に對して、單に一地方各別に之が試驗調查を施行するのみにては、其の萬全を期することは困難であります。從て各州廳及督府が相連絡して漁業試驗を開始致し、先づ協定魚族を定め、漁場の現勢とその推移及び漁期の長短を明かにして、一般當業者の參考に資すると共に更に漁場の擴張を圖り、進で遠洋出漁を促進せしめたいと存じます。

以上申上げました漁業法・水產會法の施行、及び新に計畫致しましたる海洋調查の連絡竝に漁業試驗の連絡等は、誠に本島水產業の系統的組織的又は合理的開發上、最も緊急なる事項なりと信じます。庶は諸君の御協力と御奮勵を切望致しますと共に、各案件に對し愼重なる御協議を御願ひ致す次第であります。

——大正十三年一月廿一日臺灣總督府に開かれたる水產協議會に於ての訓示演說（標題は便宜編者の附したるもの）——

臺灣に於ける新刑事訴訟法の特例

臺北地方法院檢察官長　三　好　一　八

新刑事訴訟法は内地に於けるが如く臺灣に於ても本年一月一日より施行されたるが、凡そ臺灣に施行する法律の特例に關する件に就ては大正十一年勅令第四百七號に規定する所あり、刑事訴訟法に就ても亦た同令に其の特例を定めたりしを以て、今回新法の臺灣に施行せらるゝと同時に、臺灣に於ける其の特例に就ても亦た舊臘勅令を以て該令中の改正を公布したり。本文に述べんとする所は主として其の特例に係る。

一

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
檢察官及司法警察官の被疑者勾引に就ては左の特例を定めたり

第二十八條　檢察官ハ刑事訴訟法第百二十三條ニ規定スル場合ノ外被疑者ニ付同法第八十七條ニ規定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要シ判官ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ直ニ勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

刑事訴訟法第百二十三條及前項ニ規定スル場合ニ於テ司法警察官モ亦勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

刑事訴訟法第九十七條第九十八條及第百條乃至第百九條ノ規定ハ前二項ノ勾引ニ付之ヲ準用ス

本條第一項は刑事訴訟法に規定する場合の外、檢察官が被疑者を勾引し又は之を他の檢察官に囑託し、若は司法警察官に命令することを得る場合を規定したり。刑事訴訟法の定むる所に依れば、檢察官が被疑者を勾引し、又は之を他の檢察官に囑託し、若は之を司法警察官に命令することを得る場合は、第百二十三條所定の左記三箇の條件を併せ具備する場合に限る。

(一)事件急速の處分を要すること

(二)未だ起訴して判官の勾引狀を求むる能はざること(即ち檢察官若し之を起訴すれば判官は刑訴第八七條に依り(1)被告人定まりたる住居を有せざるとき(2)罰金五百圓より輕からざる罪にして罪證を湮滅する虞あるとき若は(3)罰金五百圓より輕からざる刑に該る罪にして被告人逃亡したるとき又は逃亡の虞あるとき以上三條件の何れかに當るものとして勾引狀を發し得る場合なるも未だ檢察官が之を起訴して判官の勾引狀を求むる能はざること)

(三)第百二十三條所定の左の各號の何れかに該當すること(1)被疑者定まりたる住居を有せざるとき(2)現行犯人其場所に在らざるとき(3)現行犯の取調に因り其事件の共犯を發見したるとき(4)既決の囚徒又は刑事訴訟法に依り拘禁せられたる者逃亡したるとき(5)死體の檢證に因り犯人を發見したるとき(6)被疑者强盜又は竊盜の罪を犯したるものなるとき

而して刑事訴訟法第百二十三條第一項に於て「判事の勾引狀を求むること能はざるとき」檢事が勾引狀を發し又は之を命令し若は囑託することを得と云へるは「判事が刑事訴訟法第八十七條に依りて勾引狀を發し得る場合に該當するも檢事が未だ起訴して其勾引狀發付を判事に求むる能はざるとき」と云ふの意を寓せるものなるがゆへに、檢事が百二十三條に依りて勾引狀を發し又之を命令若は囑託することを得るには、第八十七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

條に規定したる「判事が勾引狀を發し得る場合の條件」をも併せ具備することを要するものなることは、改正刑事訴訟法の立案を爲したる諸學者の說一致する所也。去れば其意に基き以上第百二十三條所定の檢事か被疑者に對し勾引狀を發し又は之を命令若は囑託し得る場合の條件を更に解し易く記述するときは如左。

（一）事件急速の處分を要すること

（二）公訴提起前なること

（三）左の各號の何れかに該當すること

（イ）被疑者定まりたる住居を有せざること

（ロ）罰金五百圓より輕からざる刑に當る事件に付其現行犯人其場に在らずして罪證湮滅又は逃亡の虞あること

（ハ）罰金五百圓より輕からざる刑に該る現行犯の取調に依り其事件の共犯を發見したるに付罪證湮滅又は逃亡の恐あること

（ニ）既決の囚徒又は刑事訴訟法に依り勾禁せられたる者逃亡したるとき

（ホ）死體の檢證に依り罰金五百圓より輕からざる刑に該る犯人を發見したるに付罪證湮滅の虞又は逃亡の虞あるとき

（ヘ）被疑者强盜又は竊盜の罪を犯したるものにして罪證湮滅又は逃亡の虞あるとき

刑事訴訟法の定むる所に依れば、以上三條件を併せ具備するときに限り檢察官は勾引狀を發し、又之を司法警察官に命令し、若は他の檢察官に囑託することを得るものと爲したり。

而して本條第一項は檢察官が被疑者を勾引し、又は之を司法警察官に命令し、若くは他の檢察官に囑託す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ることを得る場合を刑事訴訟法に規定する場合の外に擴張したるものにして、檢察官は刑事訴訟法に定むる場合の外尚左記三箇の條件を併せ具備する場合に勾引狀を發し、又は之を司法警察官に命令し、若は他の檢察官に囑託することを得るものと爲したるなり。

(一)事件急速の處分を要すること(二)公訴提起前なること(三)被疑者定まりたる住居を有せざるとき、又は罰金五百圓より輕からざる刑に該る事件にして被疑者罪證湮滅若は逃亡の虞あり或は逃亡したるときなること

即ち本條第一項に於て「被疑者に付」と云へるは、公訴提起前なることを要する旨を明にし「判官の勾引狀を求むること能はざるとき」と云へるは、檢察官が起訴して判官の勾引狀を求むる能はざる場合なることを要する旨を明にし「第八十七條に規定する事由ありたる場合に於て」と云へるは判事が勾引狀を發し得る場合と同じ場合なることを要する旨を明にし「第百二十三條に規定する場合の外」と云へるは、檢察官が自己獨立の職權に依り被疑者に對し勾引狀を發し得べき場合は、刑事訴訟法に依れば第百二十三條の場合のみなるがゆへに、第八十七條に規定する事由ありたる場合の中より第百二十三條に該當する場合を控除したる場合なることを要する旨を明にしたるものなり。故に本條第一項に依り檢察官が被疑者に對し勾引狀を發し、又は之を命令若は囑託することを得るには、以上の各要件を具備することを要するものと知るべし。

而して刑事訴訟法第百二十三條に、「檢事は勾引狀發付を他の檢事若は司法警察官に命令し若くは囑託することを得」と云へるは、檢事は檢事に囑託し若は司法警察官に命令することを得と云ふの意にして、檢事が檢事に命令し若くは司法警察官に囑託する場合は刑事訴訟法の豫想せざるものなることは、同法第百二十八條に司法警察官が檢事の囑託に因り勾引狀を發したる場合を規定せず、同法第百二十九條に檢事が檢事の命令

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に依り勾引狀を發したる場合を規定せず、其他之に付何等規定せざる所なるに依り明なる而已ならず、檢事が檢事に命令する場合は受命の檢事亦自己獨立の職權に依り勾引狀を發し得る場合に該當し、命令に因りたると否とを問ふの必要なきものなり。亦檢事が司法警察官に其上司たる檢事を除斥して、直に司法警察官に囑託することは在り得べからざることに屬す。從て刑事訴訟法第百二十三條の文例に倣ひたる本條第一項に「檢察官は勾引狀發付を他の檢察官若は司法警察官に命令し、若は囑託することを得」と云へるも亦同様の意義に解釈し、檢察官は檢察官に囑託し若は司法檢察官に命令することを得との意なりとすべきなり。又本條第一項に、檢察官は「直に」勾引狀を發し云々と云へるは、呼出を爲し又は召喚狀を出さずして直に勾引狀を發し、又は之を命令若は囑託することを得る旨を定めたるものなり。而して本條第一項に於て、「第八十七條に規定する事由ありたる場合に於て」勾引狀を發し云々と規定したるがゆへに、第八十七條第二項の但書即ち前條及第百六條の場合にも、檢察官は勾引狀を發し得るものなりやとの疑を生す。蓋し原案には「第百八十七條第一項第二號第三號に規定する場合に於て」とありたるを現在の如く修正されたるものにして、立法上の精神としては前條及第百六條の場合は勾引狀を發する能はざる主旨なりしなり。卽ち檢察官は召喚狀を被疑者に發すること能はざるものなるがゆへに、第八十六條の適用なく又百六條の場合の勾引は、第百三十一條に依り第百二十三條の勾引に付てのみ準用する旨を定めたるがゆへに、第百二十三條の本則に依て勾引し得る條件の具れる場合に、始めて第百六條の場合にも勾引することを得ると云ふに過ぎざればなり。

本條第二項は刑事訴訟法に規定する場合の外、司法警察官が被疑者に對して勾引狀を發し、又は之を他の司法警察官に命令し、若は囑託することを得る場合を規定したり。

刑事訴訟法に依れば、司法警察官が被疑者に對し勾引狀を發することを得る場合は、同法第百二十三條に

依り檢察官が勾引狀を發し得る場合に檢察官が之を司法警察官に命令したる場合に限られ、司法警察官が自己獨立の職權を以て勾引狀を發し又は之を命令若は囑託することを得る場合なし。而して檢察官の命に依り司法警察官が被疑者に對し勾引狀を發し得る場合に、其命令は包括的豫見的なることを得べしといへども、其勾引狀を發したる場合は司法警察官は第百二十八條に依り人違なきや否やを確かめたるのみにて訊問することなく直に被疑者を檢察官に送付せざる可からず。斯くては司法警察官に勾引權を與へたりとも、警察官の取調には何等の便宜を與ふる所なし。故に本條第二項は司法警察官が被疑者に對して勾引狀を發し、又は之を他の司法警察官に命令し、若は囑託することを得る場合を、檢察官が被疑者に對して勾引狀を發し又は之を命令、囑託し得る場合と同一の範圍迄擴張したるものにして、卽ち司法警察官が本條第二項に依り被疑者に對し、勾引狀を發し又は之を他の司法警察官に命令若は囑託することを得る場合は、刑事訴訟法第百二十三條に該當するとき及本條第一項に該當するときに限られたり。本條第二項に依る司法警察官の勾引及其命令又は囑託は警察官の自己獨立の職權として直裁に依て爲し能ふ所にして、其勾引狀を發したる後の手續に付ては次條に之を規定したり。

本條第三項は「刑事訴訟法第百二十三條に依り檢察官が被疑者に對して勾引狀を發し、又は檢察官若は司法警察官が他の檢察官より勾引狀發付の命令若は囑託を受けて、被疑者に對し勾引狀を發する場合」に於ける勾引狀の方式勾引狀執行の機關及手續の規定たる第百三十一條に依り準用せる第九十七條第九十八條及第百條乃至第百九條を本條第一項第二項に依る勾引に準用する旨を定めたり。

刑事訴訟法の規定及本條の規定を要するに、檢察官及司法警察官が被疑者に對し、勾引狀を發し又は之を命令若は囑託することを得る場合は、孰れも刑事訴訟法第百二十三條の場合及本條に依り、被疑者刑事訴訟

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法第八十七條（但書を除き）に該當する場合に限らるゝものとす。而して令狀の方式、効力、執行機關及手續に付ては、同法第九十七條第九十八條第百條乃至第百九條に依るべく、勾引狀を發付し又は之を命令若は囑託したる後の手續は、檢察官は同法第百二十九條及本法第三十一條に依るべく、司法警察官は刑事訴訟法第百二十七條第百二十八條及本法第二十九條第二項に依るべきものとす。

二

司法警察官の被疑者訊問及留置に就ては左の特例を定めたり

第二十九條　司法警察官刑事訴訟法第百二十七條ノ規定ニ依リ訊問シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遲クトモ七日內ニ同條ニ定メタル送致ノ手續ヲ爲スヘシ

司法警察官命令又ハ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ刑事訴訟法第百二十七條ノ規定ニ依ラス速ニ之ヲ命令シ又ハ囑託シタル司法警察官ニ引致シ又ハ送致スヘシ

本條は司法警察官の被疑者訊問及留置に付、規定したる刑事訴訟法第百二十七條に一部變更を加へたるものなり。但本條第二項は前條第二項を設けたる結果、之に對する其後の手續を新に規定したるものとす左に第一項第二項に付順次說明を試んとす。

司法警察官が被疑者を訊問し及留置することを得る場合は、刑事訴訟法第百二十七條に定められたる場合のみに限られ、其他に之を許したる規定なし。同條には司法警察官現行の犯人を逮捕し、若は之を受取り又は勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるときは即時訊問し、留置の必要なしと思料するときは直に釋放すべし。留置の必要ありと思料するときは、遲くとも四十八時間內に書類及證據物と共に、之を地方裁判

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所若は區裁判所の檢事又は相當官署に送致する手續を爲すべしと規定したり。本條第一項は刑事訴訟法の右第百二十七條中の四十八時間を七日に改めたるに過ぎず。

刑事訴訟法第百二十七條中司法警察官「勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるとき」とは、司法警察官が他の命令若は囑託に因らず、自己獨立の職權を以て發したる勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるとき、及司法警察官が自己の命令若は囑託に因り發せられたる勾引狀の執行を受けたる被疑者を、他の司法警察官より受取りたるときと云ふの意義に解釋すべし。何となれば、「司法警察官が檢事の命令に因り又は司法警察官の命令若は囑託に因り勾引狀を發し、其執行を受けたる被疑者を令狀を發したる司法警察官が受取りたる場合」の手續に付ては、別に刑事訴訟法第百二十八條同法同條原案第二項及本法本條第二項に其規定を爲しありて、司法警察官が訊問及留置を爲すことを得ずとしたるを以てなり。而して「司法警察官が自己獨立の職權を以て勾引狀を發し、又は之を他の司法警察官に命令若は囑託することを得る場合」は、刑事訴訟法原案第百二十三條第二項が議會に於て削除されたる結果、刑事訴訟法中より全く消失したるがゆへに、今は結局本法第二十八條第二項に依り司法警察官が自己獨立の職權を以て發したる勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるとき、及同條項に依り司法警察官が自己の命令若は囑託に因り發せられたる勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるときのみが、刑事訴訟法第百二十七條の勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるときに該當す。

本法第二十九條第一項中被疑者を訊問したる場合に於て留置の必要ありと思料するときは、遲くとも七日內に刑訴百二十七條に定めたる送致の手續を爲すべしと云へる。七日は卽ち司法警察官が被疑者を留置することを得る期間なりとす。期間の計算に付ては、刑事訴訟法第八十一條に其通則の規定ありて、期間の計算

に付ては日を以てするものは初日を算入せず。期間の末日が日曜日又は一般の休日に當るときは、之を期間に算入せずとありて、本條の留置期間七日の計算も亦此通則に從ふべきものなり。然れども刑訴第百十三條の勾留の期間は二月とすとの期間の計算に付、司法省は刑訴第八十一條の期間計算の通則に依るべきものにあらずと回答を與へたり。勾留期間と留置期間とは同性質のものなるがゆへに、本條の留置期間も亦司法省の回答に依れば刑訴第八十一條の通則に依らずして留置の初日も之を期間に算入し、留置期間の末日が日曜又は一般の休日に當るときといへども、亦之を期間に算入せざる可からずと云ふことに解せざる可からず。凡そ勾引狀に依り被疑者を引致したるときは、引致したるときより四十八時間に訊問すべきものなることは、刑訴第八十九條の定むる所なりといへども刑訴第百二十七條の規定に依れば、勾引したる被疑者を受取りたるときは即時訊問すべきものとしたるがゆへに、第百二十七條の場合は勾引狀の四十八時間の猶豫期間は其效力を有せず、勾引狀は訊問の爲に發するものにして、四十八時間の猶豫期間も訊問を終るときは、四十八時間を經たると否に拘らず當然消滅するものとす。去れば刑訴第百二十七條の場合に於ても被疑者を受取り即時訊問するときは、四十八時間の猶豫期間も當然消滅するがゆへに、結局司法警察官は被疑者を受取りたるときより七日間留置することを得るものと解せざる可からず。但し勾引狀を執行してより司法警察官の面前に引致するまで、即司法警察官が受取るまでの時間は執行の場所、交通機關、被疑者身體の狀況等に依り自然長短同じきこと能はざるがゆへに、其時間を一定することを得ざるものとす。

本條第二項は司法警察官本法第二十八條第二項に依り、被疑者の勾引狀發付を他の司法警察官に命令し若は囑託したる後の手續を規定したるものにして、此場合勾引狀發付の命令若は囑託を受けたる司法警察官は勾引狀を發付し、其執行を受けたる被疑者を受取りたるときは、訊問又は釋放を爲すことなく速に之を命令

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又は囑託したる司法警察官に引致又は送致すべきことを定めたり。而して其引致又は送致を受けたる司法警察官は、刑訴第百二十七條に依りて被疑者に對する處置を爲すべきものとす。

刑事訴訟法及本法の規定を要するに、司法警察官が被疑者を訊問し及留置することを得る場合は、刑訴第百二十七條に定むるが如く司法警察官が現行犯人を逮捕し若くは之を受取りたるとき、及本法第二十八條第二項に依り自己獨立の職權を以て勾引狀を發し、又は之を他の司法警察官に命令若くは囑託したる場合に、其勾引狀執行を受けたる被疑者を受取りたるときに限定せらる。而して如何なる現行犯人は之を逮捕し得るかに付ては、刑訴第百二十四條第百三十二條の定むる所なり。

三

檢察官の被疑者訊問及勾留に就ては左の特例を定めたり

第三十條　檢察官刑事訴訟法第百二十九條第一項ノ規定ニ依リ勾留狀ヲ發シタル場合又ハ他ノ檢察官ヨリ勾留セラレタル被疑者ヲ受取リタル場合ニ於テ勾留ノ日又ハ被疑者ヲ受取リタル日ヨリ十日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ管轄法院ノ檢察官若クハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲サヽルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

本條は檢察官の被疑者訊問及勾留に付規定したる刑事訴訟法第百二十九條に一分の變更を加へたり。

刑事訴訟法第百二十九條第一項には、檢事現行犯人を逮捕し若くは之を受取り又は勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるときは、遲くとも二十四時間内に訊問し、留置の必要なしと思料するときは直に釋放すべし。留置の必要ありと思料する場合に於て、急速を要し判事の勾留狀を求むる能はざるときは、勾留狀

を發し速に公訴を提起し、又は書類及證據物と共に之を管轄裁判所の檢事又は相當官署に送致する手續を爲すべしと規定し、同條第二項には檢事他の檢事より被疑者を受取りたるときは、前項の手續に準じ處分すべし、但留置の必要なしと思料するときは勾留を取消すべしと規定したり。本法第三十條は右規定中の「速に」を「十日内に」と改め且之に「被疑者を勾留したる後十日内に起訴せず若くは管轄檢察官又は相當官署に送致せざるときは勾留を取消すべき」旨を附加したるに過ぎず。

檢察官が被疑者を訊問し及勾留することを得る場合は、刑事訴訟法中第百二十九條の場合のみに限られ、本法に於ても別に其場合の規定あることなし。

刑事訴訟法第百二十九條に依れば、檢察官が被疑者を訊問することを得る場合は、公訴提起前なることを條件として。

(一)檢察官現行犯人を逮捕したるとき(二)逮捕したる現行犯人を檢察官が受取りたるとき(三)勾引狀の執行を受けたる被疑者を檢察官が受取りたるとき(四)檢察官他の檢察官より勾留したる被疑者を受取りたるとき

以上四つの場合に限られ、此以外に於ては檢察官が被疑者を訊問することを得る場合なし。而して檢察官が「逮捕したる現行犯人を受取りたるとき」とは、檢察官が(イ)逮捕したる一般人より現行犯人を受取りたる場合(ロ)司法警察官より逮捕したる現行犯人を受取りたる場合及(ハ)檢察官より逮捕の命を受けたる司法警察官及司法警察吏より逮捕したる現行犯人を受取りたる場合を包含す。而して檢察官が「勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるとき」とは、檢察官が(イ)刑事訴訟法若くは本法に依り檢察官自ら勾引狀を發して其執行を受けたる被疑者を受取りたる場合(ロ)本法に依り司法警察官が自ら勾引狀を發し又は之を他の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

司法警察官に命令若くは囑託して發したる勾引狀の執行を受けたる被疑者を司法警察官より受取りたる場合(ハ)刑事訴訟法若くは本法に依り檢察官の命に依り司法警察官が發したる勾引狀又は檢察官の囑託に依り他の檢察官の發したる勾引狀の執行を受けたる被疑者の執行を命令若くは囑託したる檢察官が受取りたる場合を包含す。而して「檢察官他の檢察官より勾留したる被疑者を受取りたるとき」とは、他の檢察官が刑事訴訟法第百二十九條第一項に依り訊問し勾留したる被疑者を管轄法院の檢察官に送致したるを管轄法院の檢察官が同條第二項に依り受取りたる場合なりとす。

刑事訴訟法第百二十九條に依れば、檢察官が被疑者を勾留することを得るには(勾留したる被疑者を他の檢察官より受取りたる場合を除き)左の條件を具備することを要す。

(一)檢察官が前項に依り訊問することを得る被疑者なること(二)檢察官が訊問したる後なること(三)事件急速の處分を要し被疑者留置の必要あること(四)檢察官が未だ起訴して以て判官の勾留狀發付を求むる能はざる場合なること

以上の條件の一を缺く場合に於ては、勾留を爲すことを得す。

本法第三十條は檢察官が刑事訴訟法第百二十九條に依り、被疑者を訊問して勾留したる後又は同條に依り訊問勾留したる被疑者を他の檢察官より受取りたる後の手續に付同條に變更を加へたるものにして、即ち勾留の日より十日內又は他の檢察官より勾留せられたる被疑者を受取りたる日より十日內に公訴の提起を爲し、又は書類證據物と共に之を管轄法院の檢察官又は相當官署に送致するの手續を爲すべし、若し之を爲さゞるときは勾留を取消すべしと爲したるものにして、要するに十日間の勾留權を檢察官に許るしたる特例なりとす。而して茲に「勾留の日より」と云へるは、勾留狀に指定されたる監獄に引致したる日卽當該刑務所長

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が被疑者の身柄を領收したる日より」と云ふの意に解すべく、換言すれば勾留狀執行の爲に要したる交通の時間は勾留の日に入らざるの意なりとす。刑事訴訟法第百三條第二項に勾留狀を執行するには、之を被告人に示して指定せられたる監獄に引致すべしと規定せるに見ても、勾留狀に指定せられたる監獄に引致したるときを以て勾留狀の執行を終りたるものとし、勾留期間は其後に始まるものと謂はざる可からざればなり。從て刑事訴訟法第百二十九條に依り檢察官が一旦被疑者を勾留したる後、之を管轄檢察官に送致する場合に於て送致を受けたる檢察官が指定の監獄に引致する迄の期間は勾留期間に算入せず、送致を受けて指定の監獄に引致したる日より更に十日間勾留を爲すことを得べきことは、本法第三十條に「被疑者を受取りたる日より十日內」に云々と謂へる規定と相俟て一點の疑を存せず。而して本條の勾留期間十日の計算に付ては司法警察官の留置期間の計算に付說明したると、同一の理由に依り刑訴第八十一條を適用せざるものと解するを相當とせん、而して新法に於ては勾留狀は裁判の確定か保釋か責付か執行停止か又は取消に依るにあらざれば、其效力を停止又は消滅せしむること能はざるがゆへに、本條に於ては十日內に起訴若くは管轄官廳に送致するに非れば勾留を取消すべしと爲したるなり。

檢察官が被疑者を訊問し及勾留することを得る場合の規定は、唯刑事訴訟法第百二十九條あるのみ。而して同條に於て檢察官が被疑者を訊問することを得る場合は、檢察官が現行犯人を逮捕し、若くは之を受取り又は勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取りたるときに限れるがゆへに、逮捕されたる現行犯人にあらざる限りは、必ず勾引狀の執行を受けたる被疑者たらざるべからず。從て被疑者法院構內に在り勾引狀を發付し得べき事由ある場合に於ても、必ず一旦勾引狀を發付して之が執行を爲したる後にあらざれば檢察官は被疑者を訊問することを得す。而して勾留を爲すには同條に依り訊問したる後にあらざれば能はざるものなるが

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ゆへに、逮捕されたる現行犯人にあらざる限り必ず勾引狀を執行したる後にあらざれば勾留することを得ざることは、殊に注意を要する點なりとす。事頗る形式に拘はり過ぐるが如しといへども、刑事訴訟法に於ては其形式を要するものと爲したるがゆへに、臺灣に於ても先づ之に從ふの外なからん。

檢察官及司法警察官の被疑者訊問の手續に付ては、刑事訴訟法第百三十九條に規定する所にして、即ち刑事訴訟法第十章被告人訊問に關する規定を準用する旨、及司法警察官訊問を爲す場合に於ては司法警察官吏をして立會はしむべしと規定したり。第十章の規定を準用するものなるがゆへに、被疑者訊問に性質上適用し難き同章第百三十四條の如きは適用する限にあらず。又司法警察官の被疑者訊問に司法警察官吏を立會はしむるは、裁判所書記の地位に代り立會ふものにして處分の公正を保證する所以なるがゆへに、其處分の當事者たる通譯巡査をして立會人を兼ねしむることを得ずと解するを相當とせん之には異說あり。

刑事訴訟法及本法の規定を要するに、檢察官が被疑者を訊問することを得る場合は、檢察官現行犯人を逮捕し若くは之を受取り、又は勾引狀の執行を受けたる被疑者を受取り、又は他の檢察官より勾留したる被疑者を受取りたるときに限り、檢察官が被疑者を勾留することを得る場合は、訊問したる被疑者に對し事件急速を要し、且つ起訴して判官の勾留狀を求むる能はざるときに限れり。而して本法第二十八條に於て檢察官が勾引狀を被疑者に對して發し得べき場合を擴張したる結果として、自然本條及刑訴第百二十九條に依て被疑者を訊問し及勾留することを得べき場合も擴張せられたるものなり。而して被疑者を受取りたるときは二十四時間内に訊問し、其ときより十日間勾留することを得るものなるがゆへに、結局檢察官が被疑者を受取りたるときより、十一日間被疑者を檢察官の手に留め置き得る譯となる。但し他の檢察官より勾留したる被疑者を檢察官が受取りたるときは、其受取りたる日より十日間其檢察官の手に被疑者を留め置き得るものと

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。

第三十一條　刑事訴訟法第百十一條及第百十二條第一項ノ規定ハ檢察官ノ爲ス勾留ニ付之ヲ準用ス

本條は檢察官が被疑者を勾留したる場合の勾留の效力として、被疑者の自由制限の範圍を規定したるものとす。

刑事訴訟法に於ては、檢察官の爲す被疑者勾留は同法第百二十九條の場合に限られ、同條に依り檢察官の爲す勾留は速に公訴を提起し、又は速に被疑者を管轄の檢察官又は相當官署に送致の手續を爲すまでの間極めて短時日の間に限られたるものなるが故に、勾留の效力として被疑者の身體を拘束する外、其他の自由制限の範圍を規定することとなし。然るに本法第三十條に於ては檢察官の爲す被疑者勾留は十日までの期間之を許すことゝ爲したるがゆへに、少くとも十日の勾留期間内に於ける被疑者の自由制限の範圍は之を規定し置く必要に迫られ本條に於て其規定として刑事訴訟法第百十一條及第百十二條第一項を準用することゝ定めたり。

而して檢察官の勾留狀の方式、其執行機關、執行の方法に付ては刑訴第百三十一條に於て、同法第九十七條第百條第百四條第百五條第百七條第百九條第百十條の規定を準用する旨規定したるがゆへに、本法に於ては別に其規定を爲すの必要を生ぜざりしものなり。

四

檢察官及司法警察官の强制的犯罪捜査處分權に就ては左の特例を定めたり

第三十二條　檢察官ハ被疑者ニ付刑事訴訟法第八十七條ニ規定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ルトキハ押收、捜索、檢證、證人訊問竝鑑定通譯及飜譯ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官若クハ司法警察官ニ命令シ若クハ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ司法警察官モ亦押收、捜索、檢證、證人訊問竝鑑定、通譯及飜譯ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若クハ囑託スルコトヲ得

刑事訴訟法第二百十四條第二百十七條第二百十八條及第二百三十六條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ檢察官又ハ司法警察官ノ爲ス證人訊問竝鑑定、通譯及飜譯ノ處分ニ付之ヲ準用ス

本條は刑事訴訟法に規定する場合の外に於て、尙檢察官及司法警察官が犯罪捜査の爲に被疑者の勾引、訊問、留置及勾留を除き總て其他の強制處分を爲し得べき場合及其手續を定めたるものとす。

刑事訴訟法に依れば檢察官は、現行犯人を逮捕し若くは之を受取り又は刑事訴訟法第百二十三條各號の場合に於て事件急速を要するときは、公訴提起前に限り押收、捜索、檢證、證人の訊問、鑑定、通譯及飜譯の處分を爲し、尙之を他の檢察官若くは司法警察官に命令し、若くは囑託することを得る旨を定め（刑訴第百七十條、第二百十四條、第二百二十八條、第二百三十六條參照）第百七十一條第百七十二條の場合に押收又は捜索を爲すことを得る旨を定め、及第百八十二條の場合變死者檢視の場合に犯罪あることを發見したるときは引續き檢證を爲し、又は之を司法警察官に爲さしむることを得る旨を定め、以上の場合と以上の場合（第七百十一條第七百十二條の場合を除き）に檢察官より其處分の命令囑託ありたるとき、又は裁判長豫審判事より押收捜索の囑託ありたる場合の外刑事訴訟法中檢察官が此等の強制處分を爲し得べき場合の規定なし。故に本條第一項に於ては、前記の場合の外刑事訴訟法第八十七條に規定する事由被疑者に存するときは、事件急速の處分を要し、公訴提起前なるときに限り檢察官は押收捜索檢證證人訊問鑑定通譯及飜譯の處分を

爲し、又は之を他の檢察官若くは司法警察官に命令し、若くは囑託することを得る旨を定めたり。

刑事訴訟法に依れば、司法警察官は現行犯人を逮捕し若くは之を受取り又は刑事訴訟法第百二十三條各號の場合に於て事件急速を要するときは、公訴提起前に限り押收、搜索、檢證、證人の訊問、鑑定、通譯及翻譯の處分を爲し、又は之を他の司法警察官に命令し若くは囑託することを得る旨を定め（刑訴第百七十條第百八十條第二百十四條、第二百二十八條、第二百三十六條參照）刑訴第百七十一條第百七十二條第百七十三條の場合に押收搜索を爲すことを得る旨を定め、及變死者の檢視を檢察官より命せられ犯罪を發見したるとき引續き檢證を爲すことを得る旨を定め、（刑訴第百八十二條參照）以上の場合と以上の場合（第百七十一條乃至第百七十三條の場合を除き）に檢察官若くは司法警察官より其處分の命令若くは囑託ありたる場合、又は裁判長豫審判事より押收搜索の囑託ありたる場合の外、刑事訴訟法中司法警察官が此等の强制處分を爲し得べき場合あることなし。

故に本條第二項に於ては、前項の場合の外刑事訴訟法第八十七條に規定する事由被疑者に存する場合に於ても、事件急速の處分を要し公訴提起前なるときに限り、司法警察官も押收搜索檢證證人の訊問鑑定通譯及翻譯の處分を爲し、又は之を他の司法警察官に命令し、若くは囑託することを得る旨を定めたり。

刑事訴訟法に依り檢察官及司法警察官が押收搜索檢證證人の訊問鑑定通譯及翻譯の處分を爲す手續に付ては、同法第百七十四條第百八十三條第二百十四條第二百二十八條第二百三十六條が當然適用せらる。又以上の場合の外本條第一項第二項に依り檢察官及司法警察官が押收搜索及檢證の處分を爲すに付、其手續は刑事訴訟法第百七十四條第百八十三條が當然に適用せらるゝものなることは、同規定が概括的に總べて檢察官及司法警察官の爲す押收搜索及檢證に適用せらるゝことを定めたるに依り明瞭なり。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

而して刑事訴訟法第二百十四條第二百十八條第二百二十六條には、檢察官及司法警察官の爲す證人の訊問鑑定通譯又は翻譯の處分に付ての手續規定ありと雖も、此等の各條は外に檢察官及司法警察官が刑事訴訟法第百二十三條各號の場合又は現行犯人を逮捕し、若くは之を受取りたるときのみの證人の訊問鑑定通譯又は翻譯の處分に適用すべきことを明示したるがゆへに、本條第一項第二項に依り檢察官及司法警察官の爲す證人の訊問鑑定通譯又は翻譯の處分に付適用することを得ず。故に本條第三項に於て同條第一項第二項に依り檢察官及司法警察官の爲す證人訊問、鑑定、通譯、又は翻譯の處分に付準用すべき手續規定を定めたるものなり。

刑事訴訟法及本法の規定を要するに、檢察官及司法警察官は孰れも現行犯人を逮捕し、若くは之を受取り又は刑事訴訟法第百二十三條各號の場合、及第百二十三條各號の場合を除く同法第八十七條の場合に於て事件急速を要し、公訴提起前に限り押收、搜索、檢證、證人の訊問鑑定通譯及翻譯の處分を爲し、又は之を命令若くは囑託することを得。而して其手續は刑事訴訟法中檢事又は司法警察官の爲す處分に關する規定に從ふ。

五

法院及豫審判官の處分囑託に就ては左の特例を定めたり

第三十三條　法院又ハ豫審判官ハ必要ト認ムルトキハ命令狀ヲ發シ司法警察官ヲシテ檢證又ハ鑑定ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

刑事訴訟法第百五十條第二項第三項及第二百二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ司法警察官ノ爲ス鑑定ノ

處分ニ付之ヲ準用ス

刑事訴訟法第九十四條第百二十二條に依り法院又は豫審判官が司法警察官に被告人の勾引を囑託することを得る旨を定め、同法第百五十條第百六十九條に依り法院又は豫審判官が司法警察官に押收及搜索を囑託することを得る旨を定めたり。此以外の處分に付ては刑事訴訟法中法院及豫審判官が司法警察官に囑託し得べき規定なし。而して被告人證人の訊問は、直接口頭審問を爲すことに依て始めて事實の眞想を發見し、又正當なる心證を作ることを得べく、刑事訴訟法に於て供述は法令に依り作成したる調書にあらざれば、直接審問の場合の外地方裁判所以上の事件に付斷罪の資料となすことを得ずとしたる精神より見ても、直接口頭審問を中心の主義としたることと明なるを以て、之を司法警察官に囑託することは宜しからずと謂はざるべからず。唯檢證及鑑定の處分だけに付ては、司法警察官に囑託して爲さしむることを得せしむるは適法なりとし、本條の規定を設けたるものなり。

且つ法院及豫審判官が檢證、又は鑑定の處分を司法警察官に囑託するに當ては、命令狀を發するの規定なりといへども、法院又は判官と司法警察官との間は指揮命令又は監督被監督の關係にあらざるがゆへに、本條の所謂命令狀なるものは法院又は豫審判官の裁判書の意味にして、卽ち裁判の一たる命令たる趣意の文書たるべし。

司法警察官が法院又は豫審判事の囑託を受けて檢證又は鑑定を爲す場合の手續に付て刑事訴訟法に規定する所なし。故に本條第二項に於て司法警察官が自己獨立の職權に依て檢證鑑定の處分を爲す場合の手續たる刑訴第百五十條第二項第三項及第二百二十八條の規定を此場合に準用する旨を定めたり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六

司法警察官吏及其職務を行ふ者を定むる規定の特例は左の如し

第三十四條　刑事訴訟法第二百五十條及第二百五十一條中勅令トアルハ臺灣總督府令トス

刑事訴訟法は第二百五十條を以て同法第二百四十七條乃至第二百四十九條に定めたる司法警察官吏の外に別に勅令を以て司法警察官吏たるものを定むることを許したるのみならず、第二百五十一條を以て別に勅令を以て司法警察官吏の職務を行ふべき者及其職務の範圍を定むべきことを許したり。是れ即ち法律を以て定むべき事項を法律を以て勅令に委任したるものに外ならず。刑事訴訟法中の此委任條項を臺灣に於ては、刑事訴訟法を施行するに當て大正十年法律第三號第一條に依りて變更して府令に委任する旨を定めたるものなり。此委任に基づき臺灣總督は大正十三年府令第六號を以て臺灣に於て司法警察官吏たるもの及司法警察官吏職務を行ふもの及其職務の範圍を定めたり。

七

本島人の告訴に關する特例は左の如し

第三十五條　刑事訴訟法第二百六十四條ノ規定ハ當分ノ中本島人ノ爲ス告訴ニ付之ヲ適用セス

刑事訴訟法第二百六十四條は姦通罪に付ては、婚姻解消し又は離婚の訴を提起したる後に非れば告訴を爲すことを得ずと爲したり。之れ姦通の告訴を爲し乍ら、夫婦關係を持續するが如きは告訴權の正當の行使方法にあらず、姦通の告訴を爲し處罰を求めながら尙且夫婦關係を持續するは公序良俗に反するのみならず、

家庭の平和を永久に害するものと認めたるに因るものなるべしと雖も、如斯規定は已れの子女をして血統の母を失はしめ、恥を社會に曝さしむるも尙不貞の妻を去ることを以て美俗なりとする內地人及本島人中流以上の階級には、或は適當なりとせん。然れども本島人の大多數たる下流に於ては男子は、畢生の努力を傾け心血を絞り刻苦して辛ふじて貯蓄したる財を以て身價金たる聘金を支拂ひ妻女を買斷す。婦女は父母又は尊長の命に依り身價金の多き者に從はざる可からず、妻女の美醜賢愚一に唯聘金の多寡に之れ因る。夫の人物地位賢愚に關する所にあらず。故に一度妻を失ひ、更に新なるを購ふは一大難事たり。故に不貞の妻も之を去ることは本島人下流に於ては決して爲さゞる所にして、從來本島に於て一年七百の姦通事件あるに拘らず、夫よりする離婚請求の訴の至つて稀なるに見ても右事想の眞なるを證するに足れり。本島の婚姻は、身分性格地位相應したる相思相敬の間に起因するにあらずして賣買に因るものなるがゆへに、暫時にして夫を嫌忌し又は婚家の財計に因して節操を賣る姦通罪の多きこと他邦に其例を見ざる所なり。如斯本島人の夫妻關係の狀態の下に於て、若し姦通罪に付ては婚姻解消し又は離婚の訴を提起したる後にあらざれば告訴することをを得ずと爲すときは、世界に稀に見る姦通罪の多き本島に於て愈々益々告訴の途を擁塞し、姦通は天下御免の姿となり、姦夫姦婦の跋扈跳梁を誘致するのみならず、痴情に因する殺傷放火等頻出し社會及家庭に慘なる害毒を流被するの虞あり。之れ本條を設けたる所以にして、婚姻制度の改良を見る迄當分本島人に刑事訴訟法第二百六十四條を適用せざるを可とす。

八

處分の立會に關する特例は左の如し

第三十七條　刑事訴訟法中市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘキ場合ニ於テハ市街庄若クハ區ノ官公吏又ハ相當ノ者ヲシテ立會ハシムベシ

刑事訴訟法中、市町村吏員をして立會はしむべき場合は甚少し。押收又は搜索を爲す場合の第百五十七條第百七十一條、檢證を爲す場合の第百八十三條第百五十七條、司法警察吏が搜索を爲す場合の第百七十三條(第百七十四條第三項の例外を除き)の場合を其主なるものとす。此等の場合に於ては、住居主若くは看守者又は之に代るべき同居の親族等をして之に立會はしむるを本則とし、此等の者を立會はしむること能はざるときに鄰人又は市町村吏員をして立會はしむべきものなるも、臺灣に於ては市町村吏員なきを以て市街庄若くは區の官吏公吏を立會はしむべく、若くは相當の者を以て立會はしむれば足るとしたり。

九

檢察官及辯護人の公判に於ける直接訊問權に關する特例は左の如し

第三十七條　刑事訴訟法第三百三十八條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セス但檢察官又ハ辯護人ハ必要トスル事項ニ付公判ニ於テ被告人證人鑑定人通事又ハ翻譯人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ裁判長適當ト認ムルトキハ檢察官又ハ辯護人ヲシテ直接ニ其訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

直接訊問は通譯を用ひざる訟廷に於て、始めて其眞價を發見することを得べし。臺灣の如く常に通譯を用ゆる訟廷に於ては、直接訊問は其眞價を發輝せず、稍もすれば却て通譯を訊問するが如き形式に變じ易し。而して大に訟廷の秩序を紊るの弊に陷ることを免れざるべし。如此直接訊問は其效少くして其弊多きがゆへに、寧ろ臺灣に於ては訊問權は總べて裁判長に一任し、秩序維持に任ずる裁判長より直接訊問すべきを命せ

られたるときに限り、檢察官及辯護人は直接訊問することを得ると爲したるものなり。

十

從來の刑事手續に關する律令と刑訴法との關係に就ては左の特例を定めたり

第四條　別ニ定ムルモノヲ除ク外從前ノ律令中臺灣特種ノ事情ニ依リ規定セラレタル事項ニ關シテハ第一條第一項ノ法律トノ關係ニ於テハ當分ノ內當該律令ノ規定ニ依ル

民事刑事に關する從來既設の律令中之を廢止せず變更せず又は法律、勅令、律令を以て之れが適用を排除せざるものは、之れが臺灣に施行せられたる民事刑事の法律と牴觸し、又は相違する場合に於ては當分の內律令の規定に依ることを定めたるものなり。故に律令中刑事手續を定めたるものありて刑事訴訟法と牴觸し又は相違する場合といへども、其律令が其儘に存する以上は律令の規定に從ふものと知るべし。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

自然と文化

東京帝國大學教授　文學博士　桑　木　嚴　翼

一

諸君今日此の講演會に臨みまして一場の講演を致しますことは私の非常に光榮に存ずる所であります。私の題目は「自然と文化」と云ふことになつて居りますが、先づ私の結論を一言に概括して申しますと「人の目的は自然より文化に至ることにある」と云ふことに歸著するのであります。古來天地人を三才と名づけて居ります。即ち天地は自然、人は之に對するものと成つて居りますが、元來人も亦た天地間の一物である。廣い意味にて言へば自然の一物と云ふことにも考へられますので、之を天地に對することは如何と云ふことは頗る疑問になることゝ思ひます。

吾々の身體を構成する物質は窮まる所天地間の萬物を構成するものと異つて居りませぬ。身體の成長は草木土壤魚介鳥獸に依る所が多い。それが滅びて仕まへば又た元の土に歸してしまう。所謂精神と云ふものでも詮する所矢張り身體の一つの機能であると云ふやうな考も隨分多いので、さうして見ると精神から發する人事現象も要するに物質の一現象であると云ふことも考へられるかも知れない。然らば人を以て天地に對し人を以て萬物の靈長とする意味はどう云ふことか、と云ふことは疑問であらうと思ふ。更に問ふて見ると、人が若し自然の一物であると云ふならば、人生の法則と云ふものも亦自然の法則と異なることはない筈であ

る。精神を支配して居る因果必然の理は又人生を束縛するものと見たならば、矢張り意思の自由と云ふことは隨分哲學者に依つて唱へられて居りますが、併しながら之は只自ら恣まゝに斯く名づけたもの、やうに考へられます。此の人が物質を驅使する使役することは果して如何なることであるかと云ふ問題が起ります。或は又斯の如き言ひ方をすることが出來る。自然は一つの大きな神靈の神の現はれであると見たならば、人が自然の理に於て多少の卓越したる能力を有し、多少の性能を有すると見ても、畢竟自然の楔の輪に過ぎないと云ふことになります。さうしたならば、此の人間が此の人生なる大自然を左右することが出來ると云ふことは何う云ふことであるか。吾々が天地の偉大なる光景に接し、自然の猛烈なる威力に觸れる場合に、自から此の感じを復活することが多いと思ふ。最近の地震の際に其の地震に因つて種々の悲慘なる運命に遭遇したものは、總て隨分斯の如き感じを抱いたことが多かつたのであります。是に於て或は斯の如く考へるものがある。人の造つた文化文明と云ふものは必ずしも尊ぶに足らない。吾々は自然に服從してゆくべきものである。元の自然の狀態に還るべきものだといふやうになるのであります。最近に地震の際に現はれた或る一部分の人の議論なり行爲なり行動なりに就ては斯の如きことが多少認められて居りますが、然し又一方から考へると人間が果して斯の如き自然に打ち負けてのみ居つたものであらうか、自然の威力は一時人間の運命其他を破壞したやうに見えますが、併しながら結局之に對抗したものは人間の力である。山を穿ち水を通ずることは人間の力であります。且又た此の自然の猛威を逞くして、東京の如き全く焦土になつた所を、再び復興して元の都會にすると云ふことを努力して居るのは矢張り人間である。私は震災の當時常に諸方を步行いて、例へば諸君の中に御承知の方もありましやうが、駿河臺のお茶の水の崖土が崩れて一時河を塞ぎまじた。それを工兵隊が毎日火藥を裝置して道を通じやうとして居る。遠くから見れば蟻が泥を運んで居るや

うな有様である。然し日一日と經つ間に遂に今日では立派な河になつて船が通る。茲に人力と自然との大なる爭闘を見ることが出來ました。

是に於て吾々は斯う云ふことを考へることが出來る。人は其の地位より見て其のもの自身から考へれば、要するに一個の自然物である。人を構成する物質を考へれば自然でありますが、乃ち其の用から見れば、自然を自由にすることを現に行つて居る――尤も完全に自由には出來ませぬ。それは人間の力と自然の狀態とに由つて勿論制限されて居りますが、併しながら其の制限を破つて自然と對抗して、或る用から見れば自然を制御すると云ふことを認められるのであります。斯の如く自然を制御する所に所謂文化なるものが生ずるのであります。卽ち單に自然と人とを對立し、物質と精神とを區別すると云ふやうなことは、畢竟するに內輪の誤解の源で、自然と物とは別ではありませぬ。又物質と自然は根本的に考へると其の區別を認めるに困難であります。必竟するに人も精神文化の働きから見て始めて自然と對立することが出來るものでありま す。

二

斯の如く文化と云ふことは重要な意味を持つて居る言葉でありますが、併しながら此の言葉には種々の誤解が伴つて居る。列へば文化生活と云ふことは頗る流行つて居りますが、それは單なる原因の意義に使はれて居る。或は多少從來よりは立派な意味に使はれて居ることもある。兎に角今の生活を經濟的にする、或修飾するとか云ふ意味を以て居りますが、其のもの程自身は謬つて居りませぬ。それが段々續いて文化生活は易くゆけるもので、所謂店の反物に文化的の品物と云ふのがある、或は文化生活に缺く可らざる飲物である。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

文化は「ザイダー」と同じものでないことは言ふ迄もありませぬ。或は又文化運動と云ふことを以て一種の社會運動の意味に考へることもある。或は文化を以て單に藝術上の發達と云ふやうなことを言ふことがある。是等は多少文化に關係の有ることでありますが、併しながら文化の全體ではなく、又夫等の運動其のものが色々な方向に稱ふ場合に必ずしも眞の文化の意味を現はさないことがありますから、之を以て文化の全體の道と云ふことは出來ない。或は文化と云ふ言葉を今迄多く使つて居つて文明と云ふこと、區別する人があります。一體文字からは文明も文化も同じであります。從來文明で言ひ現はしたことが多いのですが、近頃は文化が能く用ゐられて居る。明治の初年に文明開化が行はれて居りますが、文化は文明開化の頭と終りを結び著けたので、要するに單位から言へば同じで、開化と云ふ言葉は餘り使はれないで何だか古臭いやうにあります。文明と云ふことも特有な意味が附いて、近頃は文化と云ふ言が多く用ゐられて居ります。或は文明と云ふことは主として物質上の發達の意味で、文化は精神上の意味であると云ふやうに考へて、物質的と精神的と全く關係の無いものと見るやうな方も在つて、さうして文化と云ふ意味を解釋するものがありますが、併しながら物質的と精神的と云ふことは此のやうに干係のないものではない。物質的文明が無ければ精神的文明も起らない。又精神的文明と云ふものが無ければ物質的文明も起らないことは、種々の例に由つて證明することが出來ます。物質的方面の發達が如何に豐富に成つても割合に精神上の發達の無いものがあると云ふことも認められる。其の土地が富裕になつても精神上の方面に於て貧弱なこともある。それが爲め道德慣習が惡くなることもありますが、併しながら槪して言へば日本の言葉に「貧すれば鈍する」と云ふことがあり、又孟子の言葉に「恒の產なきものは恒の心なし」とある通り、即ち物質上の發達と精神上の發達とは倶に相伴つて居ります。又物質上の機械の發明をする人は精神なしには出來ない。常に精神上の發達を豫想し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て居るもので、それに由るものであると云ふことは明白であります。畢竟物質と精神と云ふやうなものを區別することが誤解の根源で、文化は物質精神を併せて區別なしに兩者の善なる發達を意味するものである。即ち文化は人の自然に享有して居る性能を充分に完全に且つ自由に發揮した所に現はれて來るものである。それが現はれて文化の百般の現象となつて居ると云ふことに歸著するのであります。

三

斯の如く見れば、文化の基礎は結局人間の自然の精神にあると云ふことになれば、文化は又自然と同じものになりやしないか。それで之を解決するには、人の性能の中に自然的と然らざるもの丶兩者があると云ふことを許さなければならぬことになつて來るのである。所謂自然的ならざる性能と云ふのは、之を名づけて理性と云ふことが出來るのでありまして、即ち其の發達の方法から言へば、矢張り他の心性と同じ種類のもので、無論感覺・知覺・感情・其他の發達と相俟つて居るものでありますが、併しながら其の働きから言ふて、單に眼に現はれたるものを視る、耳に聞えたるものを聽く働きと、自ら異る所のあるものは即ち吾々の觀る所の理性と云ふものであります。即ち理性は心の一つの働きに過ぎないのでありますが、併しながら其の心の働きを統一する作用を有つて居るものである。固より斯の如き理性なるものが一個獨立なるものとして心の裡に存在して居ると云ふ意味ではない。唯〻心の或る働きは特に總ての働きを統一する任務を以て居るものであります。それを名づけて假りに理性と稱するのであります。吾々は天地自然の中に生存して居る。併しながら天地自然なりと理解する働きは即ち天地自然の働きではない。それを名づけて理性と稱する。言葉を換ゆれば天地自然を天地自然たらしめるもの即ち自然を吾々の智識に現はす所の働きが即ち理性

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

である。理性が無ければ自然は自然として現はれない。所謂萬物我が心に備はる心は即ち私共の理性である。斯の如く自然其のものが理性に依つて統一される如く、人間の種々の心の働き人間の汎らゆる動作は此の理性に依つて統一されてゆくので、斯の如くして所謂人格と云ふものが生じて來るのであります。斯の如くして始めて人間の眞の自我が現はれて來るのであります。人格は何人も同樣に備はつて居ります。何人も有つて居ります。即ち人格として有つた場合は皆な平等自由である。人格は皆それ自身に目的に成つて居る。それ自身に絶對の價値が附いて居ります。所謂文化は人格を基礎として成立するものと云はなければならぬ。此の人格の觀念を離れて只經濟的に生活するとか、只或る方面の能力を發揮すると云ふことだけでは、眞の文化と稱することは出來ない。人格の存する所が所謂文化の價値、値打になるのでありまして、併しながら文化の價値に種々程度がある。從つて文化の種々の程度が生じて來る。人格に二つなき如く、文化にも絶對的に考へれば二つはない。併しながら其の文化を實現する途は必ずしも一つではない。從つて高等の文化も劣等の文化も生ずる譯ですが、何れの文化と雖も文化たらしめる限りは多少文化の絶對價値を基礎として居らないものはない。所謂文化の絶對價値は然らば如何なるものかと云ふに、畢竟人の理性の現はれる形式に依つて定まるものと見なければならぬ。然らば人の理性の現はれる途は何う云ふ風になるか、如何に分れるかと云ふと、大體吾々の心の現はれ方には、先づ物を知ると云ふ働きがある。又物に對して自分より行ふと云ふこと、また物に因つて自分の心に一種の反應を生ずる、即ち一種の感應を生ずると云ふことがある。即ち斯の如くして、知る働きと、行ふ働きと、感ずる働きとが人の心の働きの重なる働き方ですが、是等の働きが最も完全に現はれたときが文化の絶對價値、即ち其の完全に現はれた知は眞、行ひは善で、感情は美と稱する。斯の如くして眞善美の三者が通常文化の絶對價値と考へられて居るのであります。或は又此の眞

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

善美の外に一種の狀態を考へることがある。それを名づけて宗教的文化價値と稱して之を聖と稱することがあります。さうすれば眞善美聖の四つが所謂絕對價値と稱されるもので、尙其他に加へるものもありますが、大體に於て斯の如き種類のものを文化の絕對價値と稱するのであります。

併しながら、人の事業は只此の三つ若くは四つに限られて居りませぬ。卽ち文化の中には是等の三若くは四に關係しないものがあります。併し夫れは大切なものではあるが、絕對的の意味を持つて居らない。卽ち眞善美聖の價値に對して其の手段となるものであると考へられますから、相對的價値を持つて居るものであります。譬へば利益利用或は健康と云ふもので、所謂福祿壽と云ふやうなことは固より人間の生活に於て、文化生活に於て必要なことでありますが、併し此等は其の性質から言へば相對的の價値を持つて居るものと云はなければならぬ。

四

斯の如く相對的價値・絕對的價値の兩面に亘つて、文化を備へ人格を有すると云ふ人にして、始めて眞の意味に於て人と稱することが出來る。卽ち其の意味に於て自然に對立する人と云ふものが出來るので、只眼が橫に著いて居るとか鼻が縱に走つて居ると云ふことで人間と言ふことは出來ない。それは生物学的に見た人間で、吾々が言ふ所の倫理上種々の「モツトウ」全體として觀たる人間と云ふ意味ぢやない。斯の如くして吾々の終極の目的たる文化の意味を多少探り得たのでありますが、此の文化に達する途如何といへば、文化の基礎たる人格を要することに歸著するので、卽ち智識學術を起し、道德論理を正し、道德の妙を極め、宗敎の妙を悟ることを理想として、之に應ずべき途を講ずることに歸するのでありますが、之に對しては又適

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

當なる手段を講じなければならぬ。即ち殖産・興業・修身・齊家・古來人の說いた實際上の敎訓は、何れも其の場合に於て其の用に供されるものであります。

斯の如く言へば、結局極めて平凡なことでありますが、眞理は却つて平凡の裡にある。尙平凡なことが實は亦實行には極めて困難なことであります。此の席上を見渡す所、老年の方も又青年の方も居られる。私は常に老年と青年との間の思想が、或る場合に於て隔絕することを經驗するので、私一個から言へば可成り老年であるかも知れない。併しながら私よりまだ老年な者があります。又私の學生から觀れば、先生は中々古いと言はれる。併しながら私自身は、自分の先輩には滿足しないで先輩は古いと云ふ場合もある。自分は若い積りであるけれども、若いものは又さうは言はない。即ち一言に新舊の隔絕と云ふが、老人と青年の意見の相違と云ふことは始終觀る所であります。それに對して私は常に斯う云ふことを考へて居る。一體眼が高遠に走せて手が之に伴はないことは、青年の長所でもあり又た弊でもある。また氣漸く衰へて他を容れることが出來ないで、已れ單り守ることが出來るのは、老人の長所であるが一面又確かに弊であります。それで之に對して私は斯う云ふ風に常に考へて居る。青年は須らく老人が嘗て矢張り自分と同じやうな青年であつたと云ふことを考へなければならぬ。それで老人も亦た現在の自分と同じやうなことが在つたと云ふことを考へて見るべきものである。之に對して老人は、青年が將來又た自分の如く老人になるものであるから、今は多少青年の思想に對して自分は滿足しないでも、軈て又青年が自分のやうになるのであると云ふことを諒するのであります。斯の如くして青年と老年の間に諒解が得た場合に、其の諒解は即ち終極の文化の理想を目的として出來るのでありますが、此の諒解が出來て始めて人類の文化の目的を遂することが出來るのであります。

——大正十二年十二月廿九日鐵道ホテルに於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汎太平洋科學會議に就て

中央研究所技師　理學博士　大島正滿

一

吾々が棲んで居る地球の形狀は時々刻々變化しつゝあることは申上げる迄もない事でありますが、現在のやうな水陸の分布狀態はどう云ふ風にして生じたのであらうかと云ふことは、我も人も非常に不思議の感じを以て考へることであります。近頃之に關してハンブルヒのウエーゲナー氏が非常に面白い說を出して居ります。それは大陸漂移說と云ふのでありまして、目下地理學者及び地質學者の間に非常なる興味を以て迎へられて居るのであります。それに據りますると、世界の大陸と云ふものは昔一つの大きな塊であつた。それが段々分割して海の上を漂ひ、遂に各處に漂著して現在の狀態に成つたと云ふのであります。其の論法に從つて南半球の狀態を考察して見ますと、濠洲は其昔亞弗利加の一部分で在つたと考へられるのであります。濠洲大陸は亞弗利加の東部を構成して居た片割でありますが、南亞米利加も亦た亞弗利加の西部を構成して居たものであると考へられて居るのであります。南亞米利加は亞弗利加から分れて海洋を段々西の方向に漂ひ、濠洲は亞弗利加の東海岸から離れて東に漂ひ以て現在のやうな位置を占めたのであります。洵に空想のやうな話でありますが、其の論據として居る所を考へると中々面白い點があるのであります。即ち現在亞弗利加に現はれて居るのと同じ古い地層が、濠洲の相對應する地點に現存して居るのみならず、又た南亞米利

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

加にも明瞭に現はれて居るのであります。次に又た大陸が段々海の中を流れると、海底を押し上げて行く結果、一定の場處へ落ち著いた時に、突進した方向に面して海底の泥を持ち上げ、そこへ大なる山脈を形づくると說くのであります。濠洲の例を申しますと、其の東海岸に沿うて平均五千呎の高さの海岸山脈があり、中央部並びに西部は平坦な土地になつて居ます。これは亞弗利加大陸が分割されて東に流れ、海底を押し上げて大きな海岸山脈を作つたとも見らるゝのであります。又た南亞米利加に於てもアンデス山脈が西海岸の北から南に沿うて走り、此說を裏書する樣な事實を提供して居るのであります。

二

其の說の當否は別として、昔亞弗利加大陸と濠洲と南米との間には、兎に角連絡があつたものであると云ふことは誰しも否定しないのであります。次に印度洋と濠洲との間に介在して居る馬來諸島の相互關係に就ては、ダアウキンと同じやうに進化論の大家と稱せられて居るワラス博士の研究があります。博士は動植物の分布狀態を精査した結果、爪哇の南にあるバリ及びロンボックと稱する二つの小さい島の間に非常な切れ目があり、之を界として南北に棲息する動植物の間に非常に相違があることを見出したのであります。さうして茲に初まつた分劃線はセンベスとボルネオを通つて比律賓の南に達し、之を界として其兩側の動植物が非常に違ふと云ふことを論じたのであります。生物學者は之をワラス線と名づけて居ますが、此の事實から更に推論してボルネオ爪哇及スマトラ等の島々は、其の昔亞細亞大陸の一部分であつたと考察して居るのであります。處でワラスの研究に從ふと、比律賓も亦た亞細亞大陸の仲間に入る樣になるのでありますが、最近マニラの研究所のメリルは植物學上の見地から之を否定しました。パプアと濠洲との關係は總てに於て非常

汎太平洋科學

推論してボルネオ…
。處でワラスの研究に従ふと
究所のメリルは植物學上の見地からこれを否定し

…ふ事は誰しも認めて居る事實であ
に濠洲の植物に近い關係を以て居るが、又
比律賓の南部に於て濠洲系のものと「ボルネオ」系
得ざる是等の植物が何うして斯く混淆する様になつたかと
して濠洲と接續して居た時代が在り、又或る時代にはパプアとの連
ることも在つたからであります。之を要するに濠洲とボルネオとの間の地
…陸運動を盛にやつた處なのであります。木曜島から北へ三百哩計りの所に鳥島と云ふ小さい島
があります。其の島の側を通ると鳥島と言はれて居る通り、現今は非常に鳥が澤山居り汽笛を鳴らすと異つ
果になつて飛び出しますが、太平洋上に於ける最大火山であると云はれて居ます。現在海面よりは八百尺浮
き出して居るに過ぎませんが、摺鉢のやうな形を呈し噴火口が鮮に見えて居ます。然も大爆發をしたときに
一面が飛散したと見え、其斷面が見えるやうな狀態になつて殘つて居ります。其の鳥島の高は海面上からは
八百尺でありますが、現在海底に一萬七千尺沈んで居るさうであります。當時活動して居た大火山が斯くも
深く海底に沈んで居ると云ふことは取りも直さず此邊の地域が如何に不安定であつたかと云ふことを證明
する一助となりましよう。所で比律賓の植物學者メリル博士は、詳細に植物の分布を研究した結果、ワラス
線は比律賓の西側を通つて臺灣と呂宗との間に延長すべきものである、即ち臺灣は亞細亞大陸の一部である
が比律賓は然らずと云ふ結論に到達したのであります。私は馬尼拉のメリル博士と同船で行きましたが、私
が臺灣で淡水魚や色々の動物の分布を研究して、矢張り呂宋と臺灣とは、何等關係が無いと云ふ結論に到著
して居たので、非常に面白く其所説を聞きました。昔は互に斯く連續して居た國々に住んで居る學者が相集

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

つて、各自の住んで居る土地の過去、現在、未來に就て研究した科學的結果を相談し合ふ事は有意義な事ではありますまいか、昔兄弟であつた太平洋上の諸民族殊に代表的科學者が、一堂に會して共通の問題を討議すると云ふ事は頗る必要な事と考へるのであります。

三

所で布哇に居ります亞米利加人でアレキサンダー、ヒユーム、フォードと云ふ人があります。總督閣下も御存知ですが、其の人の發議で太平洋諸民族の親和結合を目的とする汎太平洋協會と云ふものが生れました。其事業の一つとして一九二〇年に初めて汎太平洋科學會議が召集されたのであります。元來學者の間には人種的若くは地理的區別が無いのであります。それが相集つて互に一つの問題に就て卽ち太平洋を中心とする大きな問題に就て討議すれば、互に意思が疏通する計りでなく、各國民の間に親和の精神を增進させることが出來るのであります。所が第一回の汎太平洋會議は布哇の州政府から汎太平洋協會に提供された基金で開催されたのでありますが、之に參加したのは亞米利加・キヤナダ・日本・比律賓・布哇・ニユージーランド・濠洲の七箇國でありました。其の當時の會議は半官半民のやうな組織でありましたが、其の總ては亞米利加の學術研究會議の太平洋部會の手によつて運ばれたのであります。其の時に各國から一名宛の委員を出して協議した結果、今後此の會議は私立でなく國際的のものに仕やうと云ふ決議をしました。それで今後は國に研究會議のある所では、夫れが主催者になつてやらう、夫から此の會議の問題は非常に廣汎でありますから每年では研究上便利が惡るい、從つて每三年每に開催しやう、と云ふことに定められたのであります。それで布哇の會議は一千九百二十年に開かれたので、夫から三年目卽ち一千九百二十三年に第二回を開くと云ふことになり

ました。第一回のときに日本政府の代表者は次回を日本に受取らうと主張しました。それで日本と他の國の間に取合ひがありましたが、第二回は南半球に讓り、新西蘭若くは濠洲が引受けると云ふことに定まりました。其の結果濠洲聯邦政府の學術研究會議が主催で、第二回汎太平洋科學會議が開かれたのでありますが、今回はシドニーとメルボルンとで各十日間、併せて二十日間の會議を開くことになつたのであります。メルボルンとシドニーで十日間宛會議を分けて開いたことは、參列せる吾々には非常に不都合な點が澤山ありました。實はメルボルンとシドニーの兩市は非常に仲が惡いのであります。メルボルンは政治の中心地であり、シドニーは亞米利加の紐育のやうな商業地であるので其の有樣が全然違つて居ります、隨つてシドニーとメルボルンとの住民は互に口をきかないと云ふ位です。私共にも「お前はシドニーが好きかメルボルンが好か」と聽きますが、どちらの市民であるかを確めた上でなければウカとは返辭を致し兼ねます。今回の會議も斯る點に起因してメルボルン十日シドニー十日、と云ふやうに分割された事と思ひますが、各州間に連絡が無いことは吾々旅行者に非常に不都合に思はれます。其の一例はニユーサウスウエールス州とビクトリヤ州とでは鐵道線路の幅が違ひます。距離で言ふと東京から神戸に行く位の處でも、一つの州から他の州へ足を入るれば其の爲に乘換を餘儀なくされます。現在濠洲では單にニユーサウスウエールスとビクトリヤの兩州のみでなく、南濠洲西濠洲の孰れも各々獨立して發展した爲に、鐵道の幅員が皆な違つて居ます。而して昔から別々に鐵道工事を始めた爲に、今になつて之を改良統一する譯に行かない、と云ふ狀態にあるのであります。

四

今回の會議に日本から派遣された人員は總體で十名でございました、團長になつたのが文部省學術研究會

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

議副議長櫻井錠二博士であります。櫻井博士は明治九年に倫敦に留學し其後も屢々歐米の土を踏んで居らるゝので、英語の達者なことは勿論であります。兎に角濠洲で純英人が來たと云はれた位に歡迎されたので、吾々は其の御蔭を蒙ること多大でありました。其他此の間亡くなられた大森博士、地理學者の山崎博士、植物學の池野博士等、有數の學者揃ひでありました。話が一寸と横道へ這入りますが、茲で殁くなられました大森博士のことを御紹介致します。大森博士は病を得て日本に還り、殆んど意識不明瞭のやうな狀態であつたので、濠洲に於ける活動の狀態を世間の人は殆ど知らずに過ぐしてしまつたのであります、私は先生と同行して二箇月許り一緒に居りましたが、彼地で病氣が惡くてお還りになるとき迄、同じ宿に止つたり同じ寢臺車で旅行したりしたので、比較的善く其間の狀態を知つて居るのであります。實情を知らぬ無知の人々が、今度地震の豫言を仕損じた爲に大森博士は病氣になつたとか、地震の恐怖病に罹つたのだなど、酷評を加へて居ますが、實に怪しからぬ話だと思ひます。大森博士は航海中から病氣であつたのです。そして比律賓を出た頃から、甲板で終日本を讀むか、然らざれば靜に眠つて居られる日が多かつた樣に思ひます。シドニイに八月の六日に上陸しましたが、一寸と用事があつてホテルで先生の室に這入つた所が、どうも工合が惡くてゐかない、實は滿韓の方に行つたときから惡いので、自分は腦卒中の系統があるので、卒中に罹つたのではないかと思つて居ると言はれました。其後滯在中に段々病狀が惡くなつて、殆んど食物は通らない樣になりましたが、何しろ會議の大立物で、殊に地震學の泰斗であるので、無理に毎日議場へ顏を出して居られました。我國に大震の起つた九月一日の土曜日から日曜に掛けて、吾々は旅行に出懸けて居つたのであります。處が大森博士は獨り旅宿に居られたのでシドニーの天文臺から午餐に招待されました。同處で午餐を終つてから、博士は天文臺長と一緒に地震計の安置してある室に行つて之を眺めましたが、實に其の瞬間に地震計が動き

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出したのであります。然も其の振動の工合が非常に大きいので、先生は直ぐさま太平洋の何處かに大地震が起つて居る事を感知し、之を詳細に觀測して研究されました。其結果によれば、震源地は眞つ直ぐに東京を指して居つたさうであります。四千六百哩を距てたシドニイで、大森博士が親しく千古無比の大震を觀測されたと云ふことは、偶然とは云ひ乍ら實に興味ある事實であります。以上は會議に行つた連中の中で、私共二三の者が其天文臺を見物に行つて聽いた實話であります。つまり大森先生は會期中非常に努力された爲に漸次病が重くなつて、あゝ云ふことになられたのであります。日本國を代表して海外に行かれ、其の使命を全くしたお蔭で、自分の身體は犧牲となつた次第でありますが、此の點を皆さんも能く理解せられ、偉大なる學者に敬意を表する樣にして戴きたい。

五

偖て會議を開きました濠洲は、其の長さが東西で二千七百哩、南北一千九百七十哩あり、其の人口は白人及び有色人種を併せて約五百萬、一平方哩に付人口は一・八であります。日本や臺灣の例で言ふと、一平方哩に一・八では殆んど比較にならない程人口が稀薄であります。濠洲大陸は東海岸に沿うて高さ約五千尺の海岸山脈があるだけで、大陸内には山は殆んどありませぬ。どこ迄も坦々たる平原でありますが、其の平原は普通吾々が見る畑・水田に充ちた沃野とは非常に趣を異にして居るのであります。即ち往昔山の在つた所が、雨や風ですつかり削り盡されて、平たくなつたと云ふ狀態で、侵蝕されて殘つた地殼の一番堅い所が露出して居る、と云ふ樣な有樣なのであります。それで大陸内に行くと、其の昔山の土が流れ出したと思はれるやうな、大きな扇形の廣い場所が段々になつて居るのを見受けます。往時豪雨により各所の谷から猛烈な勢で

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

泥を壓し出したのが、扇形に殘つて居るのでありますが、吾々の住んで居る大陸も將來は風雨に叩かれて、或は濠洲のやうな山の無い狀態になるのではないかと思はれるのであります。之を目擊しますと、大陸としては濠洲が一番古いものではないかと云ふ感想を抱かされるのであります。扨て斯く山も流れ盡して平坦になつたとすると、風雨の力が如何に强くとも、洗ふにも叩くにも物が無い。又水蒸氣が進つて雨を降らすべき何物も無い。從つて風が吹いても遮ぎるものがない爲に、水蒸氣を持つたまゝ通りぬけて仕まひます。現時濠洲大陸には山が無い爲に實際雨が降らないのであります。隨つて濠洲に於ける一番の問題は、如何にして水を得るかと云ふ事に歸著するのであります。吾々人間が何とかして雲を呼び雨を呼ぶことを考へなければ、此の大きな大陸は人間の爲に使ひやうがありませぬ。現時僅に海岸地帶のみが人間の住へる部分となつて居ますが、之を外にして内部と北部の大部分は、人間の住へない土地であります。何故なれば、氣候が暑いのみならず、各種の動物に取つて必要なる水が無いからであります。如何に富源が在つても、水が無くては人間は行かれないのであります。實例を申しますと、ニューサウスウエールス州の西にある、世界で有名な銀と亞鉛の產地なるブロークン、ヒルは、平均一年に雨量が僅に九吋であります。私共の行つたときには草が青く生へて居ましたが、之は二十三箇月目に雨が降つた結果だと土地の人は云つて居ました。それで地圖には濠洲の沙漠と書いてありますが、實は其大部分は沙漠ではありませぬ、土地は豐饒な好い土地であります。土質は好いけれども只だ水が無い爲に乾いて砂の如くになつて居るのであります。若し玆に適當の雨があれば濠洲全體は殊に溫帶地方にある所は、小麥か或は玉蜀黍等の驚くべき產地になり、農業上非常に活用が出來、世界の人類に非常に幸福を與へる所になるのであります。斯る狀態を考へない旅行者が、シドニーなりメルボルンなり又はアデレートなり、風光明媚なる所のみを見て濠洲を論じては非常な誤解を招きます。吾々は幸

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ひにして沙漠の中を約二週間も自動車で旅行をしましたので、土地の惡いと云ふことを頗る明瞭に意識しました。只今は沙漠の中を旅行すると、亞弗利加から輸入した駱駝が荷物の運搬をして居るのを見受けることが出來ます。私共も途中駱駝に逢ひましたが非常に愉快でありました。扨て濠洲大陸は地勢が右の通りであり、人間が行かれない所が多いのでありまするが、南回歸線の北側卽ち純粹の熱帶地方は水が無い許りでなく、他に比して氣溫が非常に高い、從つて白人の勞働者は先天的に居住に適さないのであります。現在北濠洲と名づけて居る一區劃は濠洲聯邦政府の直轄に成つて居て、知事や其他の役人を送つて居りますが、其の經費が年々濠洲聯邦の負債になりつゝあります。此際序に申しますが、濠洲の鑛山は日本の鑛山の狀態と違ひ、山の中にあるのでなくて多くは地上に鑛脈の路頭が現はれて居るので、路面がすぐ鑛山となり、地下へ眞つ直ぐにジャフトを立て、千七八百尺も堀り下げて居るのであります。次に濠洲大陸の他と異なる點は、目ぼしい河が無いことであります。濠洲第一のマレイ河と云ふのでさへ頗る貧弱なものであります。海岸山脈に面した處には多少川がありますが其多くは始めは水量があつても眞ン中の乾燥地帶に及べば流れ込んで消えてしまうのであります。

六

濠洲の北部卽ち熱帶地方には、現時白人の居住者僅に九千人と云ふ事でありますが、其の九千の白人が殖えるかと云ふと決してさうではありません。却つて目下は段々減少して居るのであります。それを地理學者が說明して曰く、昔時殖民を敢行した際には、何處かに行けば可いと思つて盲目的に進んで行つたが、只今は不適の地と判明したので自發的に退却仕掛けて居るのであると。斯くして荒れ果てんとする廣大な地積を

世界人類の爲に如何にして開發するかは大なる問題であります。之に關聯して見逸す事の出來ないのは白人濠洲主義であります、何故に濠洲人は白人濠洲主義を主張し、殊にヒユウスなどが特に頑强に之を提唱したかと云ふと、それには亦一つの理由があるのであります。吾々は自己の立場から考へて、世界人類の爲に與へられた土地に人爲的の柵を設けて、蹈み込む事を拒絶するとは甚だ不屆であると考へますが、之を濠洲聯邦の立場から考へれば、統治上五百萬の人民が一の人種でありたいと欲するのは當然であると考へます。若し主客轉倒して日本國内に各種の民族が雜居して居るとしたならば其結果は如何でしやう。統治者が非常に困るのは自明の理であります。既に其實例は亞米利加にあります。從つて亞米利加より新らしく發展しつゝある濠洲が、成るべく白人に由つて國を造らうと考へるのは當然であると思ひます。所で白人濠洲と云つても、白人ならば何でも可いとは行かないのであつて、こゝで言ふ白人とは特に英國人を指すのであります。實は船毎に伊太利移民・西班牙移民が滿載せれて來ますが、それ等が上陸しても虐待して職業を與へぬ手段をとり、餘義なく引返す樣に仕向けるのであります。一體白人濠洲主義と云ふことは全濠を通じての主義主張でなくて、濠洲に居る勞働者の主義主張なのであります。即ち中流階級の人は却つて此の主義を不快に思ふ傾があります。中產階級を壓迫して勞働者が何故に斯く勢力を張つて居るかと云へば、是れ一に建國の狀態が違ふからであると答へねばなりますまい。濠洲は始め英吉利から罪人を送り、屯田式に開拓せしめた土地であります。從つて勞働者に優先權があり、社會的に非常に優待される事になつて居るのであります。譬へば法律に由つて勞働者の最低賃銀が幾らと決められてあります。如何に手腕の無い者でも夫れだけの賃銀は必ず支給されるので、一同何等生活上の不安は感じないのであります。勞働者が勢力を得て居る好い一例を御話致しますと、日本船が濠洲領に這入つて港へ錨を下ろした場合、船員は勞働組合員ならざるが故に荷物の揚げ下

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ろしを手傳ふ權利が無いのであります。ハッチの開閉其他全部の操作を向ふの勞働者の手でやるので、日本船であり乍ら妙な現象を呈しますが、微捉に仕事をやつた者があると相當の罰金を取られる事なども我々の考へ及ばぬ事柄であります。

七

勞働界が斯の如き狀態である爲に、濠洲の產業が一向に發展しないのは世界人類のために嘆くべき事柄であると思ひます。濠洲は元來羊毛の原產地であるから、毛布なり何なりが非常に廉い土地だらうと思ふのは自然の理であります。處で羊毛は成程澤山あつたが、勞銀が高いために濠洲では製造工業が發達せず、從つて羊毛は原料として倫敦に輸出せられ、彼地で製造品とした上に關稅を課して輸入する、と云ふ樣な事になるので其價は日本よりは却つて高いことになるのであります。同樣に多量の鑛石を產出しても現在の勞働狀態ではそれを精製することは出來ず、一々外國にやつて加工し、再び輸入して之を使用すると云ふ樣な事になる。結極勞働問題が何とか解決が附かなければ濠洲は永久に自給獨立の國とは成り兼ねるのであります。濠洲は種々の天產物に富んで居る驚くべき國でありますが、其產物中主位を占むるものは何と云つても羊毛並に肉類であります。牛は現今クインスランドの東海岸に澤山放牧されて居ますが、其肉は御承知の通り冷凍肉として世界各國殊に倫敦に輸出されるのであります。所が現在では南米のアルゼンチン及び加奈陀に於ける牧畜業が發達せる爲に、濠洲肉も歐洲市場に於て是等諸地方の肉に壓迫される樣な狀態になつて來ました。それで濠洲の當局者は其救濟策として之を東洋殊に日本・支那に輸出することを企劃せねばならぬ樣なことになりましたが、惜しい哉、日本にはそれを受取るべき冷藏設備が無いので、之を如何ともすることが出來

ないのであります。將來羊毛は日本が大なる御得意の一つになりますが、食料の貧弱なる日本は又之を濠洲に仰がねばならぬ事になり、兩者の商業上の關係は益々濃厚になり行くこと、思はれます。右の外、小麥・木材・其他金・銀・亞鉛・ダイヤモンド等も主なる產物でありますが、是等に關する話は省略します。

八

再び科學會議に移ります。濠洲は白人濠洲主義で有名な國であるから我々日本人は不愉快な目に遇ふだろうと考へました。處が意外にも吾々は船中で澤山無線電信を受け、各方面からの招待に忙殺された樣な狀態で、知識階級から非常な歡待を受けたのであります。濠洲の人殊にシドニイとメルボルンの住民は、戰爭後日本に非常に好感を持つて居ります。戰爭のときに若し日本の海軍が此の邊を護らねば、濠洲の陸兵は如何に愛國の精神に燃えて居ても、歐洲の戰場に出ることは出來なかつた。彼等が人類の平和の爲に戰ふことの出來たのは、日本海軍の御影であると此の邊の人々は極力感謝して居るのであります。シドニイの港は複雜して先きは見えないやうに成つて居りますが、始めて陸兵を出すときに市民一般はどうして此の運送船が無事に歐洲へ到着するかと思つて心を痛めたそうであります。處が港を出たと思ふと何處からか一隊の軍艦が出て來て、其運送船隊を護衛する位置に就いたので、能く見ると其の孰れの艦尾にも日の丸の旗が輝いて居る。之を目擊したシドニー市民は覺えず歡呼の聲を擧げて萬歳を唱へたさうでありますが、斯る活きた事實に遭遇したシドニー在住者は特に日本人に對して好感を持つて居る樣に見受けられました。私が一日街を步行して居りますと、突然握手をするものがありました。一見勞働者の如く見えましたが、彼は其の懷から寫眞を出してこれは誰に見えるかと尋ねました。其の寫眞は英吉利の大尉の制服を著て居る人物でありました

が見ると穢ない着物を着て居る其の男でありました。自分は戰爭の際大尉で出征したが、日本海軍の御影で無事に戰場へ向ふことが出來た、貴下は日本の代表であるから其際の感謝の意を表すと言ひました。これは御世辭ではなくて一般市民の日本に對する自然の感情の發露であります。

九

會議は最初メルボルンで開かれましたが、第一日目には總督が臨場して盛大な開會式を執行しました。其際の櫻井博士の演說は非常な好評を博し、以來プロフェッソル櫻井の名は到る所で有名になりましたが、其御蔭で吾々一同は非常に歡待を受けました。會議は農業・人類學・林學・地質・地理・動植物等、總てゞ十一の部會に別れて毎日論文を讀み討論をやりましたが、十日間の會議を濟ませた後シドニイに移り、茲で又た十日間會議をやり、九月の三日に閉會式を擧行しました。吾々が會議に出た感想を卒直に申しますと、吾々は語學の出來ないので難儀したと申し上げたいのであります。多くの國際會議に列席した日本代表が分つた樣な顏をして歸つて來るが、其の多くは啞者で通して來たのであろうと云ふ感を抱いたのであります。此の會議の組織は外國の代表者許りでなく土地に居る者をも會員となし、之に討論をやる資格を與へてありました。隨つて是等の人々が太平洋を目的とする會議と云ふことを念頭に置かずに、色々地方的の問題を擔ぎ出して會務の進行を阻害される傾向がありました。然し會議の趣旨が若い進歩しない國を救けて學問上の進歩を來さしむると云ふ事をも一つの目的として居る以上、之も餘儀ない現象であると考へます。次に會議全體を通覽致しますと濠洲學術研究會議の主腦者の得意な學科が一番盛んである樣に思はれました。それから日本では餘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り重きを措いてないもので、例へば人類學·農學又は昆蟲學等が非常に盛んでありました。それは濠洲の狀態がさう云ふ學科を要求する狀態に成つて居るからであると考へました。副會頭初め此會議の幹部は多く地質學者でありました。從つて地質學の部會が最も優勢であり、亞米利加·英吉利·其他から地質學の巨頭が集つて來ました。濠洲では水產は全く零であります。つまり濠洲は牛肉羊肉があり餘つて居るので何も好んで魚を食ふ必要が無いのであります。從つて旅行も山に行くこと許りを考へてあつたと云ふ樣な狀態で、水產學者は虐待の氣味でありました。大森博士は布哇では大層歡待されましたが、こゝでは餘り話題に上りませんでした。之は濠洲に火山と地震とが絕無であるため人の注意が玆に向かないからであります。此の次の會議は三年後に日本で引受けることに決定しましたが、多分東京或は京都で開くことになろうと考へます。其詳細は十二月二十二日に文部省で開かるゝ學術研究會議の總會で決定しますが會議には何れ臺灣も參加する事であろうと思ひます。此機會に乘じ臺灣も少しく世界の學術界に足を踏み出すやうに、さうして出來得れば世界の學者を招待して臺灣の天地を世に紹介するやうにしたらばよかろうと考へます。今回日本で開かんとする第三回科學會議は、學術研究會議と德川公爵の會長となられて居る汎太平洋協會とが主催して開くのであります。其際臺灣の科學を各國の學者に紹介することは我等の義務であり、將又た學界の爲め當然なすべき事であると愚考します。

十

今回の會議中、經費は殆ど全部濠洲聯邦政府が受持ちました。外國の代表員は總て濠洲聯邦政府の賓客と

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して扱はれました。次期の會議の際は、爪哇若くは濠洲等に歸る人を臺灣總督府で招待して、島内を見學せしむる位の事はやつて然るべきであると考へます。我等太平洋の住民が互に太平洋を理會し、時に一堂に會して隔意なき意見の交換をなすことは、平和を促進させる唯一の方法と考へます。兎に角お互に理解しないことが色々の疑問の起る基いでありますから、是より互に相提携して親和を計り、以て太平洋上の眞の平和を來さしめたいものであると思ひます。吾々科學者の間には國境も人種の區別もありませぬ。從つて此種の會議を催すことは、之を大にしては國と國との關係を圓滿ならしむる一つの原因になると思ひます。吾々は今回科學上何を齎らしたかを適確に申上げる譯に參りませぬ。然し大震に際し日本を敵視して居た濠洲聯邦が、百八十萬圓に値する食糧を滿載した汽船を日本に發航せしめた友誼的行爲を顧み、我等は國のために何かを仕て來たと考へて滿足して居るのであります。どうか次回の會議には、臺灣も一つの有力なる團體として之に參加し、此の會議をして益々效果を發揮せしむるやうにせしめたいと思ふのであります。

—大正十二年十二月十三日總督官邸に於て—

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の林政に就て

高等農林學校助敎授　青木繁

一

或は産業立國主義と云ひ或は産業の振興を叫ぶ、是れ産業の合理的發達が興國策の一要件たるを語るに充分である、そして何れの産業も雖も、之が合理的發達は主として其科學的研究と實用化とによる、故に其科學的研究と民衆化との度合は其地方國家盛衰の尺度と云つてよろしい。特に民度の著しく低き本島では産業の總ては、其策源地たる督府の之に對する研究と之が政策の如何による所甚だ大である、從つて直接的には督府産業諸機關の適否と之に當面する局課長は勿論課長個々の科學的態度と活動如何とは卽ち臺灣産業の消長を支配する要素である。而して之を詳論せんには其の諸機關と之に當面する人とを併せて論ずるのを至當とするのであるが、其の人に就ては都合によりて之を省略し、本文に於ては産業機關中なる林業機關に就てて言はんとするのである。

地球表面が未だ火と斧とに災されない鬱蒼たる天然の美林に掩はれてゐたと云ふ古い昔の事はしばらく措き私は先づ現今に於ける本島の達觀的森林繁茂の狀態を眺める、由來本島が北回歸線に跨りて位置し、附近には暖流が流れて居り、且雨量が多い事や又垂直的には其中央山脈中には一萬三千餘尺の新高を初め高山峻峰が重疊聳立してゐる事實から考へても、自然的には森林の成立が容易であり從つて千古の原生林が今も尙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蕃山深く藏されてゐるのも當然の事と云はねばならぬ、加ふるに蕃人の占據がたとへ部分的に森林を破壞してゐるにしても、占據そのものが間接的に所謂文明人の火と斧との災から森林を殘存せしめた效果は偉大なものである、況んや自分たちの生業たる狩獵の永續の爲めに森林の存在を必要とし之を愛護するの習慣があるに於てをやである、事實督府統計の示す處によれば本島林野の面積は二百九十二萬三千餘甲であつて、土地全面積の約八割を占め、之に藏せられてゐる木材は檜紅檜樟櫸楠等の貴重林木を始めとして針濶合せて八億五千萬石と稱せられてゐる、然るにこれ等は概して海拔五六千尺以上の山地にあり蕃人地形搬出の困難等の事情もあるので、現今阿里山・八仙山・大平山・其地の一部分が伐採利用せられつゝあるに過ぎぬ、卽ち將來理蕃の進捗と交通運輸の機關とに依らざれば、遂に之が利用開發が出來ない、云はゞ寶の持ち腐れたるの觀がある、一方西海岸の廣茫たる主要農地を除く所謂山脚低地は勿論、山腹以下を眺めると多年本島人の濫伐濫墾に委したる爲め今は一帶赤裸々の開墾地に非ざれば第二期森林又は草地であつて、森林としての價値は極めて劣等と言はねばならぬ、まして領臺後に於ける產業政策上の矛盾例へば極端なる茶或は甘蔗等の奬勵の結果が彌が上に森林を荒廢せしめてゐる、加之例の樟腦政策上の樟樹造林奬勵規則や官有森林原野及產物特別處分令等は一部利權獲得者の惡用に供せられ、本島の森林を愈々荒廢劣等ならしめてゐる、然も一旦伐採せらるゝと、强烈な熱帶的の光熱や風雨や地形等の作用の爲めに表土は流失し地力は急速度に減退し、從つて次代の森林の成立は最早や容易の業ではない、たとへそれが人工造林にせよ天然更新にせよ。

督府の官行造林の實行乃至民林の造林の如きも近時著しく發展してゐる、然し其成績を統計で測定することは早計である、專賣局の樟の造林がその適例である、之を要するに本島の林野は大體都市附近は荒廢劣等であり其有價値のものはあつても寶の持ち腐れの觀があると謂つてよい。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二

兎も角もかゝる荒廢せる大面積の林野に對する林政の適否が直ちに住民の福利國土の保安其地財政上は勿論各般產業上にも至大の關係を有するや明かである、されば林政問題は啻に其自體のみの問題にあらずして實に本島統治上の重大なる一問題であると云はねばならぬ、昨年中全島勸業課長會議に於て現殖產局長の爲したる訓示は、實に本島產業に對する革新的方策の聲明であつた事は吾人の記憶に尙新たなる所である曰く「惟ふに過去に於ける殖產方面の計畫施設が臺灣產業界に燦爛たる光彩を發揮せるの事實は萬人の承認せる處にして今更呶々を要せざる處なるが時世の變遷は今や臺灣產業政策に劃期的革新を要求するの域に到達せり」とて先づ革新の必要を達觀し、更に一般產業に對する方策を示して曰く「比較的有利に成立したるの見込あるものを採つて然らざるものを措き以て主力を小數の特殊重要產業の助長に致すの策に出でざる可からず即ち臺灣の產業政策は今や從來に比して一層合理化すべき必要に迫られつゝあるを觀るなり」と蓋し是れ產業政策の原則であつて、極度に發展成功を期し得べき本島の產業は實に本島の自然要素と合致せるものでなければならぬ、而して合理的に經營されなければならぬ、更に林業方面に關して曰く「斯業は實に國土保安林產物需給等の重要なる問題を伴ふ事業なるに拘らず從來の方針は遺憾ながら合理的基礎の上に經營せられたりと謂ふを得ざるの觀あり」と喝破し、即ち「一般國有林の施業計畫案の確立、森林植伐の平衡、林產需給の調節等は綿密なる科學的計畫に從つて行はるべきものにして、今や此方面に向つて力を致すの必要切なるものあるを感ず」と說いてゐる、然らば如何にせば是等重要なる案件が決解せらるゝや、換言すれば臺灣の統一的科學的林業の經營施設に對する方策如何である、勿論それは多くの方策があるであらうが、主と

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して林政機關の統一を行ひ、林業技術者の素質を向上し、之を充實せしむるにある、而も先づ機關の統一が先決問題の如く考へらるゝし、且又之によりて始めて萬事解決すべしと確信してゐる、是私が本文に於て機關統一案を述べんとする所以である。

三

然らば林政機關の現況如何、私は是を述べる前に其沿革の大要を「臺灣林業史」「林業要覽」等より拔萃して參考に供する、抑も本島の林野が如上の如き狀態のまゝ帝國の領有に歸したのであるから、荒廢茫漠たる林野の復舊や或は深山の寶庫開拓は實に領臺早々の緊要事でなければならぬ、而して山林開拓は常に理蕃と平衡せざる可からざるは實に本島林政上の特長である、明治二十八年馬關條約によりて本島が帝國の領有する所となるや、統治の機關として總督府假條令を制定し、軍政を布き、民政・陸軍・海軍の三局を設置す、民政局には殖產部を置き之に農務林務鑛務の三課を設けた、是れ實に本島林政機關の嚆矢である、尙同年中には臺北に苗圃(今の植物園)を創設し以て森林施業上の調査機關とした、是亦本島森林施業機關の濫觴である、翌二十九年には軍政を撤して、民政を布き民政局官制を制定し、之に總務・內務・殖產・財務・法務・學務・通信の七部を設け、殖產局には農商・拓殖・林務・鑛務の四課が置かれ、之と同時に撫墾署の官制が出て專ら山地製腦事業・蕃人の撫化・開墾・授產・取締等に努める樣になつた、蓋し領臺當時に於ける林野の開拓竝に製腦事業等は蕃人を撫化馴致するを以て最も必要と爲したるがためである、而して撫墾署は拓殖課の管掌する所であるから從つて拓殖課と林務課とは極めて密接なる關係を有してゐたのである、此年法令としては日令第二十六號官有林野取締規則を發布して森林の業主權を確認すると共に林木の伐採及開墾を取締り、次で二十九年勅令を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發布して林野の貸下豫約賣拂及林産物賣拂の制を定めてゐる、而して三十年總督府官制々定せられ、翌三十一年之が改正の結果殖産部各課を廢して殖産課に合したから從來一課であつた林務課も亦殖産課の一係として僅かに存するのみとなつた、而も此年撫墾署の廢止に伴つて山地主要事業たる撫蕃製腦等の事務が林務係に於て管掌するに至り、林務係は自然他の係よりも幾分重きをなしたるやの觀がある、次で三十四年復た官制の改正があり、民政部に警察本署及總務・財務・通信・殖産・土木の五局を置くに及んで、農商・拓殖・權度の三課は殖産局に鼎立するに至つた、けれ共林務係は依然鑛務係と共に拓殖課に屬するの狀況であつた、而も此年專賣局官制の發布あり、樟腦事務が專賣局に移管せられたので、林務係は再び縮少せられた形である、此年の重要法令としては森林の保護取締國土の保安を維持せんが爲め律令第十號臺灣安保林規則がある。やがて林業發展の機運に伴ふて三十八年の官制改正に際し、拓殖課より獨立して林務課が復興した、そして一般森林原野保安林及森林苗圃造林の事務一切を管掌する事となりて面目を一新した、森林關係法令としては三十六年法律第五號粗製樟腦樟腦油專賣法を發布して從來頗る放漫なりし製腦事業を整理すると同時に森林の濫伐を防制し、三十八年には府令第七十二號蕃地取締規則が發布せられ、伐木其他の事業の爲めに蕃地に出入し若くは居住するものに對する取締を嚴にした。

次で四十三年には阿里山作業所官制發布と共に、從來藤田組によりて經營せられてゐた阿里山の伐木事業が官營となつた、且つ此年殖産局に林野調査課が新設せられ、即ち官有林野及開墾地の調査實測及處分に關する事務を主管する事となつた、此年に於ける重要關係法令としては律令第七號林野調査規則である、この林野調査は大正四年に林野整理課と改稱し、更に大正八年内務局に移管せられ今の地理課の一係に縮少せられたのである、是より先き大正元年即ち明治四十五年には從來林務課の主管たりし樟樹造林の官營は樟腦政策

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上の關係より專賣局に移管せられ、即ち腦務課造林係に於て主管すること丶なつた、造林係は其後漸次事業の擴張に伴ひ大正九年獨立して造林課となつた、是に於て樟樹造林及樟樹の賣下製腦等の業務は全然專賣局の主管する所となり現今に至つてゐる。

尚大正四年勅令第百三十一號總督府營林局官制の發布と共に庶務、事業の二課を置き、同時に阿里山作業所廢止せられ、從來の阿里山の斫伐事業に加へて八仙山及大平山の伐採を開始し、併せて本島特有樹種の造林をも行ふこと丶なつた、即ち林野業務の內官有林野產物の採取加工及販賣に關する事項、官有林の造林及保護等の事務を主管すること丶なり次で大正六年庶務作業殖林の三課に分課した、是に於て本島林野行政の中央機關は判然として營林局・殖產局・專賣局の三局が鼎立の形に於て其偉觀を示してゐる。

更に大正八年には勅令第三百十四號營林局官制の改正に次で勅令第三百十五號營林局臨時職員制の發布あり、林業試驗保安林林野取締等に關する事務をも管掌すること丶なり、殖產局より林務課を併合し、玆に營林局には庶務林務作業殖林の四課が分置せられ、從つて殖產局の附屬機關たりし林業試驗場樹苗養成所等凡て營林局に統一せられた、此年尚勅令第百七十六號林野取締從事臨時職員として地方廳に林務手百四十二人の外屬技手二十三人が配置せられ、續いで律令第十號臺灣森林令の發布施行となり、玆に稍々林務機關の統一を見ると共に本島林政史上に一新紀元を劃したのであつた、當時識者は臺灣林政林業發展の爲め將來に向つて快哉を禁じ得なかつたのであつた、而も吾人は密にやがて專賣局樟樹造林の事務も亦た營林局に併合し、玆に初めて度々林政機關が統一せられ、其事業が漸次科學的に發展するであろうと信じてゐたのであつた、そして密にそれを祈つてゐた、然るに事は中々吾人の望むが如くではなかつた。

越えて大正九年には地方制度の大改革と共に制度改廢常なき本島に於ては我林政機關の上にも一大變異が

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

起らざるを得なかつた、即ち同年勅令第三百四十八號總督府官制改正の結果、營林局は廢止せられて殖産局に營林所及出張所を置き、營林所は營業作業の二課に分課して總督の指定する國有林野の造林斫伐及産物の販賣等に關する事務を主管し、同時に林務課が殖産局に復歸して營林局殖林課を併合したる即一般林野の保護取締民林奬勵監督保安林林産物處分森林調査造林等に關する一切の事務を主管し、尙ほ林業試驗場其地も林務課の系統となり、專賣局樟樹造林製腦以外の事務は全部殖産局の統轄する處となり以て現今に及んでゐる。

翌大正十年には産業に關する所有調査試驗研究の統一機關として總督府中央研究所官制が制定せられ、從來の研究調査機關を打つて一丸となし、農業部・林業部・工業部・衞生部及庶務の四部一課を設けた、是に由りて殖産局附屬林業試驗場は研究所林業部となり、玆に本島林業試驗は全然獨立の機關となつた、之は本島林學界乃至林業發展上慶賀すべき點である。

此外尙見逃す可からざるは本島林業敎育機關である、即ち現今公立實業學校として嘉義農林學校があり、實業專門學校として新敎育令に基く高等農林學校が府直轄として新設されてゐる、是れが將來本島林業の實質的發展に效果大なるべきは期して待つべしである。

以上により現今に於ける本島中央林務機關は、殖産局・內務局・專賣局の三局が鼎立してゐる形である、即ち一般林野の保護取締、民林の奬勵監督、産物處分、森林調査及造林等に關する事務は殖産局林務課の主管する處であつて、此內總督の指定する林野の斫伐、林産物の處分、造林等の事務は同局附屬營林所の主管である而して內務局地理課に於ては官有林野及開墾地の調査實測及處分に關する事務を掌り、專賣局に於ては樟樹造林賣下製腦の監督及取締等に關する事務を主管してゐるのである、而して一般森林施策に關する試驗研究は專ら中央研究所林業部の主管である、尙一言を要するは地方廳に於ける林務機關であるが、置州以前は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廳庶務課殖産係の一部に於て國有林野産物の處分竝に土地處分事務及專賣局・殖産局・營林局等の委託事業を主管して居り、林野の取締機關としては蕃界山林は警察本署の理蕃課、行政區域山林は保安課の主管にして、支廳警察官吏を通じて之が取締に任じたのであるが、普通警察又は警備事務等の多忙の爲め森林取締の實は擧がらなかつた、之は已を得ない事情にある、大正八年林務手の配置により始めて林野取締の專任機關が出來たわけで、更に九年森林主事と改稱せられ現今に及んでゐる、置州後は州内務部勸業課に林務係を置き及廳庶務課の一部に於て共に林業、保安林、林野取締等に關する一切の事務を管掌してゐる、此外尙殖産局林務課系統に於て國庫の委託事業として造林事業・林野産物の處分・民林奬勵監督等の事務及專賣局樟樹造林事業を委託經營してゐる、加ふるに自治團體としての州は或は砂防造林、民林奬勵指導、基本財産林の經營、林業智識の普及等施設をやつてゐる、卽ち林務係では自治團體としての事務の外に國有林の經營として樟造林、一般造林、林産物處分、保安林林野取締等の事務を委託されてゐるから、實に混沌たるもので雜貨屋の觀を呈してゐる、そこには研究改良發達と云ふ方面に頭を費すべき餘裕のないのも當然である、加ふるに從事員の素質は槪して好からず且つ人員不足で、それに專賣局殖産局と主管廳の異なるに從つて規程手續が殆ど全部違つてゐるし、甚しい事には同じ林務課系統の事務でも費目の異なるに依つて規程手續に相違あるが如きは實際の取扱に於てやりきれない、現今の地方廳に林業上確たる主義政策がなく其日暮しの實況にある如きは故あるかなである、是は一度地方廳の實務に當れる凡ての人の等しく痛感する處であろう、能率の增進實蹟の向上とても望まれないのが寧ろ當然と云はねばならぬ、要するに自治團體の仕事も國營事業も同一の手によりて行はしめてゐるのであつて、之を內地北海道朝鮮等のそれと對比すれば成るほど臺灣が後れてゐると云ふ事が切實にわかる。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

尙ほ州地方課に於ては內務課地理課の系統に於て土地事務を管掌してゐる、卽ち地方廳に於ても土地事務と其上に行はるゝ林業とか別々の手によりて計畫實施されなければならぬ、是れは果してよい方法であろうか。

四

以上は林務機關の沿革の大要についてゞあるが、私は玆には其實行機關についても一言を費したい。

先づ專賣局であるが、是は其樟造林事業實行の機關として前記地方廳に委託實行せしめてゐる外に、直轄として全島各地に亘り元專賣局附屬樟林作業所今の專賣局支局出張所が羅東外八出張所がそれである、又製腦事務は腦務課自ら監督員を派して之が取締に從事してゐるの外州理蕃課廳警務課に於て警察官吏が之に從事してゐる、又殖產局林務課の主管につきては前記地方廳に委託實行せしめてゐる外に是亦た全島各地に樹苗養成所、殖林所苗圃等が置かれて直轄事業を經營してゐる、又營林所に於ては嘉義外二出張所が直轄事業を經營してゐる、是は勿論地方廳には委託されてゐない、尙中央研究所林業部は其支所嘉義恒春に於て各々其調查研究を施行してゐる。

尙林野取締機關としての森林主事である、是は內訓によつて郡に駐在せしむるの制度となつて居り其指揮監督が知事廳長及郡守に委せられて居る、是に付ては大いに考究を要する點があると思ふ、例へば現在の郡には林業技術員が居らぬ關係上、國有林野產物の處分事務は勿論、民行造林の指導奬勵其他林業に關する事務の凡ては是等小數の森林主事の本務とされてゐる、甚しきは同一人で拂下調查と極印打記卽引渡とをやらせてゐる事である、然るに是は又意外の人員不足と云ひながら森林主事が全然林務に交涉のない水產其他の

一般勸業事務を掌らしめてゐる郡も往々あると云ふ事である、これは林野取締員配置の趣旨に合致せるものとは決して云はれない。

五

以上によつて大要本島林務機關の統一を得ざる事を窺ふ事が出來た、然しこれだけでは機關が不適當なりと云ふ論據としては不充分と思はれる、現在に於ける機關の系統及之に關する官制訓令等を列擧して綜合一覽するとよく判かる。

一、臺灣林務機關の系統圖

中央機關……實行機關

- 總督府
  - 殖産局
    - 林務課……
      - 樹苗養成所（嘉義）
      - 殖林所（旗山）
      - 苗圃（嘉義、鳳林、玉井）
      - 地方廳委託（州勸業課廳庶務課）
    - 營林所
      - 營業課……／作業課……出張所（嘉義、宜蘭、八仙山）
  - 內務局—地理課……地方廳委託（州地方課廳庶務課）
  - 專賣局
    - 腦務課……地方廳委託（州理蕃課、廳警務課）
    - 造林課……支局出張所（羅東、坪林、南庄、大湖、新社、魚池、旗山、甲仙、恒春）
      - 此內魚池及恒春出張所は之に夫々集々、恒春樟林作業所が附屬してゐる。
  - 中央研究所—林業部……支所（嘉義、恒春）
  - 地方廳
    - 州—勸業課……林務係…苗圃又は造林事務所（直營及專賣局殖産局事業委託）
      - 地方課……地理係（內務局地理課系統）

─理蕃課……警察官吏（專賣局腦務課系統）
─郡─庶務課……勸業係
　　　─森林主事
─廳─｛庶務課……勸業係（專賣局及殖產局事業委託）
　　　警務課……警察官吏（專賣局腦務課系統）

（附記）尙林業敎育機關として總督府高等農林學校（臺北）と州立嘉義農林學校とがある

二、官制及訓令抄

○臺灣總督府官制　明治三一、一、勅令第三六二號（抄）

官制第十七條　總督府ニ總督官房ノ外左ノ六局及一部ヲ置ク
內務局、財務局、遞信局、殖產局、土木局、警務局、法務部

殖產局ニ營林所及其出張所ヲ置キ總督ノ指定スル國有林野ノ造林ニ關スル事務其ノ國有林野ノ產物ノ採取製造加工及販賣ニ關スル事務並之ニ附帶スル鐵道、道路及其鐵道ニ依ル貨客ノ運輸營業ニ關スル事務ヲ掌ラシム

○臺灣總督府官房並各局部事務分掌規程　大正八、六訓令第一〇〇號（抄）

一、內務局ニ社寺課、州廳課、市街庄課、學務課、編修課及地理課ヲ置ク
一、地理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
四、官有林野及開墾地ノ調査實測及處分ニ關スル事項
一、殖產局ニ庶務課、農務課、糖務課、林務課、鑛務課、商工課及水產課ヲ置ク
一、林務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、林野ノ保護取締及其監督ニ關スル事項
二、民林ノ奬勵及監督ニ關スル事項
三、保安林部分林ニ關スル事項
四、林產物處分ニ關スル事項
五、森林調查及造林ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

○殖産局營林所事務分掌規程　大正九、九、訓令一五七號(抄)

一、臺灣總督府殖産局營林所ニ營業課及作業課ヲ置ク

一、營業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、指定林野ノ産物及其ノ製品ノ販賣ニ關スル事項

二、豫算ノ經理其他他課ノ主管ニ屬セサル事項

一、作業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、指定林野斫伐造林製材貯材其ノ他林産物ノ製造ニ關スル事項

二、指定林野ニ關スル作業調査計畫其ノ他經營ニ關スル事項

三、專用鐵道ノ運搬ニ關スル事項

四、作業及造林用建設物ノ新設修繕及管理ニ關スル事項

○殖産局附屬旗山殖林所規程　大正六、十二、訓令第一七七號(抄)

一、臺灣總督府殖産局附屬旗山殖林所ヲ高雄州旗山郡杉林庄月眉ニ置キ左ノ業務ヲ掌ラシム

一、造林及苗圃ニ關スル事項

二、殖林地域内ニ於ケル森林並建設物ノ管理ニ關スル事項

○殖産局附屬樹苗養成所規程　大正八、七、訓令第一一二號(抄)

一、臺灣總督府附屬樹苗養成所ヲ臺南州嘉義郡嘉義街ニ置キ有用植物苗ノ養成ニ關スル事務ヲ掌ラシム

(附言)玉井鳳林嘉義苗圃ハ府議決定ニヨリ設置セラレ其事務ハ旗山殖林所ニ略同シ

○臺灣總督府專賣局官制　明治四四、五、勅令第一一六號(抄)

一、臺灣總督府專賣局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

一、樟腦樟腦油阿片食鹽煙草及酒類ノ收納購買賣渡保管製造及檢查ニ關スル事項

二、樟腦酒類白糀紅糀酒母及醪ノ製造特許及取締ニ關スル事項

三、樟樹ノ造林ニ關スル事項

○同分課規程　明治三八、十一、訓令第二三三號(抄)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府專賣局ニ庶務課製造課腦務課造林課鹽務課煙草課及酒課ヲ置ク

一、腦務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、粗製樟腦、樟腦油ノ製造及取締ニ關スル事項

二、粗製樟腦樟腦油製造用ノ林產物拂下ニ關スル事項

一、造林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、官行樟樹造林地ノ調査選定及植林ニ關スル事項

二、樟樹造林ニ關スル經濟調査事項

三、葉樟腦製造ニ關スル事項

四、造林樟樹含腦量試驗ニ關スル事項

○臺灣總督府專賣局ノ支局出張所及工場ノ事務掌理規程 大正十一、一〇、訓令第九號(抄)

第四條 臺北專賣支局羅東出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、造林ノ作業及管理苗木ノ養成製腦用薪材備林ノ經營其他官營樟樹造林ニ關スル事項

二、樟腦樟腦油ノ製造ニ關スル事項

三、臺灣樟樹造林奬勵規則ニ依リ業主權ヲ附與シタル樟樹造林地ノ監督ニ關スル事項

第五條 臺北專賣支局坪林出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、前條第一號第三號ノ事項

第七條 臺北專賣支局南庄出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第四條第一號第三號ノ事項

第八條 臺北專賣支局大湖出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第七條ニ同シ

第十三條 臺中專賣支局新社出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第四條各號ノ事項

第十四條 臺中專賣支局魚池出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第四條各號ノ事項

魚池出張所ニハ集々樟林作業所ヲ附屬セシム

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十二條　臺南專賣支局旗山出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、樟樹養苗ノ監督ニ關スル事項

第二十四條　臺南專賣支局甲仙出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第四條第一號第三號ノ事項

第二十五條　臺南專賣支局恆春出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第四條第一號乃至第三號ノ事項

恆春出張所ニハ樟林作業所ヲ附屬セシム

○臺灣總督府中央研究所官制　大正一〇、八、勅令第三六二號(抄)

第一條　臺灣總督府中央研究所ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

一、農業糖業林業工業其ノ他ノ產業及衞生ニ關スル研究、調査、試驗、分析、鑑定、講習及講話

二、種苗種畜細菌學的豫防治療品其ノ他研究調査又ハ試驗ノ結果ニ因ル物料等ノ育成製造、配付又ハ貸付

○同事務分掌規程　大正一〇、八、訓令第百三十九號(抄)

第九條　林業部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、有用樹木ニ關スル試驗調査

二、木材ノ利用、造林、及森林ノ保護ニ關スル試驗研究

三、種苗ノ改良育成

○臺灣總督府中央研究所支所事務分掌規程　大正一〇、九、訓令第一五六號(抄)

第六條　嘉義林業試驗支所恆春林業試驗支所ニ於テハ各左ノ事務ヲ掌ル

一、有用樹木ニ關スル試驗及調査

二、種苗ノ改良及育成

○臺灣總督府地方官官制　大正九、七、勅令第二一八號(抄)

第一條　臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

臺北州、新竹州、臺中州、臺南州、高雄州、臺東廳、花蓮港廳

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五條　知事又ハ廳長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第三十二條　州ニ郡及市ヲ置ク

郡ノ數ハ四十七、市ノ數ハ三トス

第十二條　州ニ知事官房内務部及警務部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム廳ニ於ケル事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム

○臺灣總督府州事務分掌規程　大正九、八、訓令第一四四號(抄)

第六條　内務部ニ地方課教育課勸業課及土木課ヲ置ク

第九條　勸業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

八、林業ニ關スル事項

九、林業取締ニ關スル事項

十、保安林ニ關スル事項

第十一條　警務部ニ高等警察課警務課保安課衛生課及理蕃課ヲ置ク

第十六條　理蕃課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、蕃人蕃地ニ關スル事項

五、粗製樟腦樟腦油製造ノ取締ニ關スル事項

○廳分課規程　明治四二、一、訓令第一五九號(抄)

一、廳ニ庶務課警務課稅務課ヲ置ク

一、庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、殖産及土木ニ關スル事項

一、警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、蕃務ニ關スル事項

○郡事務分掌規程　大正九、八、訓令第一四五號(抄)

第一條　郡ニ庶務課及警察課ヲ置ク

第二條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三十五、林業水産業及鑛業ニ關スル事項
三十七、林野取締ニ關スル事項
三十八、保安林ニ關スル事項

尙以上の外大正九年五月勅令第百三十二號臺灣總督部內臨時職員制の發布に依り林野其他の土地整理に關する事務に從事する者事務官一技師一屬技手六十八人、治水調査に關する事務に從事する者技師一技手二人、保安林に關する事務に從事する者屬一技手四人、森林作業計畫に關する事務に從事する者技師一、技手三人を配置せる外專賣局に樟樹の富積調査事務の開始に伴ひ書記技手七人特設し又林野其他の土地整理に關する事務に從事する者屬二十六人技手十八人を州及廳に增置した外州には有給吏員地方待遇職等漸次增置せられてゐる。

以上を綜合すると大體臺灣島としては林務機關が餘り分立し過ぎてゐる統一的に施設經營する事が困難である、之が爲め種々の不利益がある、例へば同じ國有林の經營でありながら其事業規程や手續が官廳によつて異つてゐるので、之を委託實行してゐる地方廳では其煩に堪へない、又機關が分立してゐるから土地の爭奪なども起る、結局土地利用經濟から言つても不利である、又林產物の處分に就ても專賣局州殖產局等と相互連絡が圓滑ならざる爲め有價木が可惜燒却される事もある、又專門技術家がダブル事にもなり人物經濟上損である、又技術的方面についても假令へば專賣局の樟樹造林の如き山の頂から溪谷まで何處もが樟の適地たる場合は極めて稀であるのに、何千甲何萬甲と云ふ大面積の豫定地を全部樟の純林に造成せんとするのは森林施業上當を得ざる方法と斷言出來る、是は然し技術家の責任は輕く主として制度の缺陷に伴ふ必然的結果

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

で誠に遺憾の事と言はざるを得ない、尙機關が分立してゐるので林業勞働者の需給に就いてつまり勞銀の調節上にも不利益が多い、又林野取締についても其任務は勿論一般林野の保護取締であるけれ共其命令系統が殖産局にあるので專賣局造林等に對する取締が放置される傾向がある、これは其一人當擔任區域が平均二萬甲の廣面積であるのと命令系統の關係と助長事務の多き等の爲めの當然の結果である、之を要するに現在の通り機關が分立してゐては迚も林政の確立とか科學的經營とか云ふ事は期し得られない、私は絕對的に其統一整備の急務を提唱したい、そして機關が統一すれば其爲すべき仕事は枚擧に遑がない。曰く林業基本調査、曰く施業案の編成、曰く既官行造林地及豫定地等に對する根本的整理、曰く法規類の改廢統一、曰く荒廢民有林野の復舊助成法の立案と民林指導奬勵法の改善、曰く林野取締の徹底等であろう、要は機關の統一整備に依らずんば其綿密なる而して科學的なる計畫及其實行は斷じて期し難いと信ずるのである。

六

機關統一の理想案としては營林局の復活であるが、舊制度の營林局を云ふのではない、純然たる內地或は北海道の林區制の施行である、然し本島の現狀と他部局との平衡財政其他の事情からして之が實行は困難であろう、是れ私が實行の可能性充分にして而も其目的を達するであろうと思はれる案を採つた所以である、案の要領は左の通りである。

一、現在の專賣局造林課、殖産局林務課、內務局地理課の內官有林事務等苟も國有林野の經營處分事務は一切營林所に併合移管すること

但專賣局腦務課の製腦取締樟及燒材其他の用材拂下等の事務は蕃情政策の關係から當分現在のまゝの系統とすること

二、營林所の下に營林區署其下に同支署を置き實行機關とすること營林所の組織及區署支署等の組織並事務分掌は別記の通りとする

三、現在州及廳に委託經營せしめつゝある國有林の經營處分に關する一切の事務は委託を打切り意義を新にせる營林所に移管すること卽州及廳は國有林の經營處分事務に關はらぬこと

四、森林主事亦この營林所の系統となる事當然にして主として國有林野の取締に任し一般林野の取締は第二次的とすること

これ等參考材料として內地北海道、朝鮮、樺太等の林務機關の組織權限事務分掌等に關するものを持つてゐるけれ共之は省略する要は國有林野業務と一般林野事務とを確然としてゐるにある

五、研究機關としては林業部は現在の通り但し規模を大にして其調査研究項目の決定及部員の充實である

營林所の組織及區署支署の區域事務等は次の通りとする

一、營林所は現在の通り殖產局の附屬機關とし所長は行政的手腕ある技師とすること

二、營林所に林務課・林政課・林業課・林產課を置く其事務分掌概して左の通り

（一）　林務課に於ては豫算決算文書の收發其他々課に屬せざる一切の事務を掌る

（二）　林政課に於ては

（イ）　林野の保護取締及其監督に關する事項

（ロ）　保安林部分林に關する事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ハ） 官有林野及開墾地の處分に關する事項
（ニ） 森林及治水調査に關する事項
（ホ） 施業案の編成に關する事項
（三） 林業課に於ては概して左の事務を掌る
（イ） 地方林業の奬勵及監督に關する事項
（ロ） 官行造林の經營に關する事項
（ハ） 木竹工藝の指導奬勵に關する事項
（ニ） 林業經濟調査に關する事項
（四） 林産課に於ては
（イ） 官行斫伐製造貯財其他之に附帶する事項
（ロ） 國有林産物及製品の賣下處分に關する事項
（ハ） 專用鐵道の經營に關する事項

（三） 次には營林區署の組織區域位置等であるが、大體現在の行政區域に從つて臺北・新竹・臺中・臺南・高雄の各區及花蓮港・臺東・一區の六區とし、署の位置は臺北・新竹・臺中・嘉義（臺南）高雄及花蓮港の六箇所とす、其事務は營林所各課凡ての事務にして署長は技師たること。

（四） 尚ほ支署であるが、これは大體郡の區域により（無論國有林野面積の廣狹事業の種類輕重等によつて置否を決せねばならぬが）林業林政林産等凡ての事務を掌る支署長は原則として技手とし、阿里山・八仙山・宜蘭等官行斫伐の事務を有する支署長は技師とすること、大體以上の如くにして本島林務機關を統一

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

するならば其植伐平衡林產需給等凡て臺灣としての林業經營が組織的に行はるゝことゝなるであろう然らば之が實行に當りては當分各區署は各州(臺南は嘉義)及花蓮港廳內に之を置き、尙支署亦郡役所內或は旣設營林所、專賣局林務課に於て經營せる嘉義八仙山宜蘭各出張所或は樟林作業所又は殖林所苗圃等を充當すればよい、私の概算では現今の臺灣林野經營に關する年豫算の四五百萬圓で實行出來ると思ふ。

(五) 次に統一後の地方林業は如何なるか・現在の州又は廳の林業が殆んど凡て前述委託事業の經營であるとすれば、之を打切りたる後の林業は知れたものである、卽ち一般林野行政事務として民林の奬勵指導特に造林の奬勵、現林及製炭法の改良、林業智識の普及、副業としての木竹工藝の奬勵、其他自治體としての基本財產林の造成等であろう、それ故現在の勸業課林務課としては臺北新竹臺中の各州に產業技師(林務の)一名と技手二名屬一名其の州及廳には技手の二名もあれば充分であろう、そして林野を包含する郡には必ず林業技術員を一二名配置せなければならない

以上私は淺薄且調查不充分なるに拘らず本島林政問題特に機關の統一に關する平素抱懷の一端を述べたのである、要は臺灣としての林業が其科學的經營へ一歩でもより接近する爲めにはどうしても機關の統一整備が先決問題の如く信ぜられるからである、若し夫れ具體的案に就ては當路專門家の綿密なる調査研究に侍たなければならないのは勿論である、尙一言凡ての事業は要するに人と腕とによる事を忘れてはならぬ。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

支那の排日問題

臺灣總督府税關事務官　井出季利太

一　序説

支那はヴエルサイユ並に華府會議に於て所謂二十一箇條廢棄の目的を達し得ざりし以來排日風潮を醞釀し、殊に一昨年秋より旅順大連恢復に關し奉天省議會の通電、外國顧問の意見提出、支那新聞の宣傳、參衆兩院に於ける決議案等に依つて益々其氣勢を高め、偶々十二月十日日本政府は多數輿論を排して膠州灣租借地をば殆んど無償の儘還付せる爲め、當時二三支那紙は日本の好意を認め又芝罘濟南等の學生團體中排日的行動中止の聲明をなしたるものありしが、一般支那側に於ては謝意を表せず、日本が强奪したるものを支那人の愛國心と英米等の後援とに依り取還したるものとし、更に同一手段を以て旅大の回收を計らむとするに

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

至りしかば、寧ろ排日運動助成原因の一たるの事實となり、乃ち該問題の促成に關しては昨年一月末には大連在住民全部の名を以て上海各新聞を經て各團體に打電し、二月六日には又上海在住の吉長公民の名を以て北京政府及全國に打電し、一方同月四日には上海各勞働者團體も該問題を協議し、又政府及全國に電致し、三月二日には上海總商會及江蘇教育會は北京政府に對して電請する所ありしが如く、終に支那政府の同月十日附參衆兩院を通過せる日支條約發棄案を東京支那代理公使の手を經て日本政府に通牒し、又同月駐支日本公使館に同種牒文を手交し、之に對して同月十三日日本政府は其拒絕の解答を小幡公使に訓電すると同時に翌十四日右代理公使に交付する所ありたり。

旅大回收に關する支那側の事由は、要するに二十一箇條々約は(一)日本の脅迫に依り締結せられたること(二)約法に反し國會の同意なく成立したるもの、故に無效なりとし自ら二十五箇年の先約に依り旅大は昨年三月二十五日迄に於て支那に還付せらるべきものとし、內外呼應して該運動を助長し、同期以降各地に排日運動の勃興を見るに至り、其運動たるや當初稍遲緩なりしが爲に在支那人の多くは遠からずして終息すべしと輕視したりしが、其後豫期に反し日と共に擴衍し、粗より細に入り學生商人及勞働者の各種團體に亙り、就中三月二十五日の條約滿期日及五月七日並九日の所謂國恥記念日(註、五月七日は日本が最後通牒を發したる日にして多くは江北の記念日とし五月九日は支那が其通牒に屈服したる日にして江南地方の記念日たり)には各地を通じ記念大會遊行示威運動等を開催し、各業の休止、學生の休校等あり、天津北京等北支那より上海、蕪湖、長沙、漢口、重慶、沙市、九江、杭州、厦門、福州等各處に亙り排貨其他の行動を開始し、就中五、六月の交長河、武漢方面は最も劇烈を極め、暴動となり掠奪と化したり。

運動の方法は經濟斷交を主眼とし、排日貨卽ち日本商品の輸入其他取引の禁止をなすに在るも、諸團體の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

決議を見るに支那貨物の日本に對する輸出をも禁止し、自ら日本商品の販賣をなさず、日本船に荷物を積載せず、日貨の運送をなさず、日商の廣告をなさず、日本貨幣を使用せず、日本人を支那船に乘船せしめず、日本船に支那人は乘船せず、日本人に家屋を賃貸せず、日本人を各商店に雇用せず、日本商店等に支那人を雇用せしめず、又は日本人に炭水食糧品を供給せず、其他一式の關係を斷絕せむとしつゝあり。而して長沙其他方面に於て衝突暴擧に出てたる外は日本人に對して直接身體に危害を加へたるものは稀有なれど、日本人に向つて侮辱を與へたるものあり、日本人の手に在りたる日貨をも沒收し又は燒棄したるものあり、又は店舖其他の破壞をなしたるものあり。

排貨運動の影響に關しては未だ事件の終了せざると他の諸原因の加はるものあるとに依り、數字上明白なる結果を擧ぐること能はずと雖も、對支貿易上に及ぼしたる損害莫大なるものあるべし。日本品中荷印其他改裝等に依り被害を遁るゝものゝ外は各局に亙つて打擊を受け、當初三、四月頃には見越輸送の爲に其荷動の增加を見たれど、五月以降支那人の取扱に係る貨物の大部は市場に其影を止めざるに至り、六月頃福州の如きは輸入全然杜絕し、其他沿海及長江方面一帶の載荷は從來の五分の一乃至十分の一に減退し、當分恢復の見込なきに至れり。但し支那人の日本に對する輸出貨物は支那商人の利益たるを以て平時に異らざるものありたり。

日本側の排日風潮に對する態度は、四月頃迄は小商人の外は其反響を受くること少かりしを以て注意を拂はず、之に對する準備も亦調査もなく、殊に上海商業會議所の如き支那總商會よりの照會依賴に對して冷淡なる回答をなし、日本領事館等亦問題を重視せず、又將來の方針等決定せざるの情況なりしに、五月に入り益々排日運動劇甚を加へ來り、根底及組織あるを認むるに及び稍周章狼狽の傾あり。邦人意見の大部は急激

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に硬化し、官憲の軟弱無策を非難し、報復手段として日本側より支那に對して商取引の斷絶を決行し、又は支那に約したる借款其他各種利益の返還を要求し、或は武力に依つて膺懲せんとし、殊に上海其他に於ける實業家中には日支親善の口頭禪は却つて支那人を增長せしめ親善に害ありとしたる者あり。乃ち六月初上海日本商業會議所は外務大臣及北京公使に對し斷乎たる措置を講ぜられんことを請願する所あり、同時に五月十九日天津日本商業會議所の提議に基き、七月中旬上海日本商業會議所に於て支那各地及內地商業會議所代表者より成る聯合臨時大會開催ありて決議する所あり、其他內地諸地方に於て商業會議所其他實業團體等に在りても宣言又は決議する所ありたれど、殊に在支官民共に平昔眞に親善の實を講せず、偶々事變勃發に際し倉皇姑息の處置に出んとするに過ぎずして實效を奏するの望なく、結局隱忍自重の自然的推移に委するの外妙案なきの現情に在り。一方政府當局に於ても武漢方面暴動の發生以來其狀勢の惡化と世論とに鑑み再三支那政府に抗議する所あり、其結果各地に於て時々取締を開始したるものなきに非ずと雖も多くは形式に止りしが如く、支那政府亦取締の實蹟を擧ぐるの權力なく今日に至れり。但し其後支那政界の變動と同時に支那側經濟界の損失日々多大なるものあるに及び、天津方面日支人の接近に端緒を發し、排日運動は反動期に近づきたるが如し。蓋し某支那人の言に依るも今回の排日運動は九月頃を以て終息すべしと言ふも、今日の處尙逆睹すべからざるものあり。

二　排日の原因

排日風潮の根本原因は、一九一五年、一九一九年及今回の三期を通じ異る所あるなく、要するに日淸日露の兩戰役後に於ける日本勢力の侵入竝に日本人の支那人に接する不遜の態度及び支那利權回收の反響竝に

支那人の日本人に對する憎惡の感情に外ならずと雖も、之が派生的助長原因をなすものは必ずしも同一に非ず。

支那は一九〇一年團匪事件以來、一九〇八年の辰丸事件の如き排日運動あり、又清末在米支那人虐殺事變或は北支石油鑛借款に關し起りたる排米運動其他水口山及漢冶萍合併問題に關する地方議會の反抗運動あり、何れも排外思想の暴露にして敢て支那人獨特の國民性より由來するものに非ずと雖も、一九一五年以降今日に至る迄八年間に於て發生したる排日事件は殊更に日本に對する特殊運動たるの觀あり。近年に於ける日支交渉史上特筆大書すべき現象となす。蓋し一九一五年五月日支條約締結前同年二月末東京に於ける支那留學生大會を出發點となし、翌三月歸來したる留日學生及上海對日同志會等の協議宣傳より排貨の聲を聞き、傳單の散布となり、同月十八日排日結團體の聯合大會となり、商業團體の決議となり、一方袁世凱の日本の壓迫に對する一種の報復手段と對內策の兩面より排日氣勢を助來したるものとす。而して當時の排日事件は盲目的に其運動を激發せしめ交渉に便せむとする黃嘴學生の蠢動、日本品と競爭し自己商品に依つて暴利を獲んとしたる奸商の策略、惡辣陰險なる獨逸人の煽動、故らに其風潮を大にし恩を售らむとする外人無賴漢、又は日本品を排斥し市場を獨占せむとする外國商人の跋扈、又は折衝の前途と日本利權の增長とを嫉妬する第三國の不德なる畫策等に關聯し、排貨手段に出てたれど、未だ經濟上重大なる意義を有せず、其根底薄弱にして一般商人の不利大なるを以て日ならずして商取引を開始するに至れり。其後一九一八年五月廿日公文書を交換したる日支軍事協約の傳はるや、留日學生は叨りに主權の侵害を叫びたりしが、排貨運動を持續する能はずして已みたり。翌一九一九年五月以來勃發したる排日運動は山東問題に關聯して北京學生より起り、上海を中心として恰も驟雨の如く急激に諸方面に傳播し、數箇月繼續し八月以降一時反動期に入りたれど、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

偶々福州事件突發の爲に更に運動を再發し、翌一九二〇年に亙り宣傳し、學生等不良分子は惡化し職業化したるの觀あり。蓋し本期の排日は時の寺内内閣の日支親善主義、援段政策の反動として安福派攻擊に利用せられて發生し、少くとも排日氣分は一九二一年華府會議前迄存續したりと謂ふべし。其他排日原因と認むべきものは(一)山東問題を機會として北京の英米人と舊交通系と連絡し、新交通系に對する反感及其勢力の倒潰を計畫したること(二)民黨の勢力挽回策(三)日本人の對支發展に對する英米人の嫉妬(四)支那鐵道國際管理問題等經緯となり殊に煽動家は之が實行手段として(イ)支那人學校及米國宣教師學校に於ける學生の利用(ロ)民黨學生及歐米商に限り取引ある支那商人の聯絡行動及(ハ)山東及朝鮮より逃れる米國宣教師及朝鮮學生の聯絡活動等となす。

今回の排日運動發生の事情及び其根本的原因は前述の如きが、之が派生的助長原因と認むべきものは凡そ左記の如し。

(一)政爭の具に供せられたること　民黨系の有力者章炳麟が政府も國會も眞劍に日本に對して二十一箇條の廢棄を交渉するの意志を有せず、唯單に彼等の面目を立つる爲なりと云へるが如く排日氣勢增長の一事由は自利を基としたる敵本主義の政策より出發し、例へば昨春奉直再戰の喧傳せられ折柄旅大回收問題發生せしを直隷派は奉天派を陷穽する爲には奇貨措くべしとし、張作霖の背後に日本ありと揑造し、「チャイナプレス」紙等之が爲に提灯持をなし、殊に武漢地方の排日は吳佩孚が京漢線罷工に干聯し、民黨派又は學生團等の軍閥攻擊の氣鋒を轉向せしめんが爲に仕組みたるものにして、四月上旬又は六月中旬吳佩孚の排日に關する電報に徵せば其消息明白なりとす。其他曹錕蕭耀南等は其事實は反直派の流布なりと强辯しつゝあり。一面上海地方排日の裡面には孫文配下の活動あり、民黨派は經濟斷交の目的は日本に苦痛を與ふるものに非ず、

内實は北京政府攻撃の一手段なりとす、例へば外交大會の運動の如き或は救國聯合會又は工商友誼會等の宣傳は孫文配下の徐謙が其牛耳を執りつゝあるに依つて知るべく、其他地方督軍又は省長等にしても排日を政爭の具に供し又は供せられつゝあることは事實なり。

(二)商工業者の商略に供せられたること　總商會の如き有力なる商業團體各路商會又は工業者等は日本の商工業と競爭せむが爲に排日に努力したる外に排日を種子として自己の私腹を肥さんとする奸商の喰物に供せられたること少からず。例へば彼の天津排日團の統領宗則久の行動の如きは最も顯著なる事例にして、最近内訌の結果反對團の暴露する所に依れば彼は一昨夏排日を利用し、日貨(襯衣)を變裝し土貨として賣却し利得したることあり。現に其天津北馬路に在る國貨售品所には日貨の改裝したるもの多數ありと稱するが如く、又愛國の美名を藉り米國宣教師等より多額の運動費を受け排日の宣傳に腐心する所ありたり。

(三)不良米人等の煽動に依りたること　華府會議に於ける日本の公平なる態度、青島の還付等に依り歐米人の對日感情頓に融和し來りたるに反し、近來支那人の不遜なる行動殊に五月六日の臨城土匪事件に依り歐米人の支那に對する同情は日に減退し去りたるを以て、排日に關して歐米人の煽動を見ざるも例外なかりしにあらず。蓋し昨年來二十一箇條の取消、旅大回收に就て尙暗に支那を援助したる外人あり、殊に不良なる米國宣教師學校教員等には學生に宣傳したるものあり、天津の前記宗則久、馬千里等の如く米國宣教師より再三運動費を受領したるの事實あり、又天津の五七記念日の遊行大會には自動車を以て其運動隊を指揮し、或は學生演說中に拍手したる米國人男女ありたり。其他湖北外交後援會に對しては米人の有力なる聲援あり、就中政治的革新運動を加味し督軍府の命令をも遵奉せざるの情報ありたり。

(四)學匪の職業的不法運動ありたること　現在の一般學生は米國宣教師等の感化に浴するもの、外、從來

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國民讀本其他に依つて排日氣分を有しつゝ尙愛國の精神を涵養せらるゝ者ありと雖も、學生中無頼の徒殊に愛國に名を藉り金品の掠奪を職業となすもの排日運動を擴充しつゝあり。

(五)報界の宣傳ありたること　支那に於ける現在の外字新聞は「チャイナプレス」其他米支人經營の一、二の外、從前の排日的論調を改め公平穩當の態度を持したりしが、漢字紙には北京益世報、上海商報等を始とし、排日的暴論虐説を掲載し來りたるもの少からず。

以上掲擧したるが如く諸事情は前回排日の際に比し其程度强弱の差ありたれど同一なるものあり、但し注意すべき同異を求むれは左記の如し。

一、運動の方法巧妙となり組織的となりたること。
二、經濟斷交の意義重要となりたること。
三、商務總會等有力なる商業團體が加擔したること。
四、歐米人の煽動聲援等著しく減退したること。
五、直隷派對奉天派及民黨系對現政府の政策に依りたること。
六、武漢地方直隷派の勢力區域に於ける運動最も劇烈なりしに反し上海方面の活動比較的溫和なりしこと。

三　排日と日支親善

日本と支那とは世人多くは同文同種にして唇齒輔車の間柄に在りと唱へ來りたれど、實際從來の經驗に徵すれば恰も油と水との如く容易に融如すること能はず。尙其間人種の區別あり、言語文章の組織衣食住等の慣習著しく異るものあり。支那人は寧ろ是等の點に於て歐米人に接近したるもの少からず。殊に歷史地理等

の關係よりして又國家及社會制度の成立等よりして日支兩國民性には大なる相違あり、支那人の國民性に關しては論者多種多樣の矛盾したる方面を擧げ説明し來りたれど、其出發點も亦到著點も個人主義我利主義に歸一し、各種の現象は之に依つて全部解答をなすことを得べし。由來支那の家族制度は極めて發達したれど、國家の分子を組成せずして社會團體の一組織たり、日本の家族制度と異り、各個人は國家に對してのみならず、家族團體に對しても日本に於けるが如き眞の犧牲的道德を有せず。而して統一的國家を喪失したる現在の支那人は所謂國家としての人民に非ず、社會としての民衆たるのみ。近來多く傳唱せられつゝある支那人の愛國は多くは虛僞の愛國なり。其排外殊に排日運動は愛國心の正體なき卽ち愛國心と無關係なる現象にして、雷同性を利用し煽動する外圍の諸事情に依り銳敏に氣勢を高むるものとす。但し日本の近年迄實行したる自衞的侵略策に對しては彼等も決して盲目的に屈從するものにはあらず。日本は所謂二十一箇條に關して支那の抗議を國際慣例に照して一蹴し去れば、支那は日本の態度を國際信義に背馳すとし排日を宣傳しつゝあり。吾人と雖とも國際法の教科書に在る通俗の法律論よりせば容易に是非を決し得るが、一層深高なる國際道德に照さば支那人の申分亦全然笑殺し得べからざるもののあるを知る。

蓋し民國の當初に在りては日支親善の必要をば多く支那側より唱道せられ、支那の政治家にして日支親善論のみならず、日支同盟論さへ公表したるものあり。又當時の支那は此種議論を歡迎し、輿論として相當勢力を有したるに對し、日本人は寧ろ冷淡に閑却したりしが、輓近に至り事情顚倒し、日本人の多くは支那問題解決の楔子として同胞間は元より支那人に向つて日支親善を濫唱し、之を政策として主張する政治家あり。又從來我邦の對支政策の誤を認め又は軍國主義に反抗して之を高唱する文化論者あり。或は利權獲得に關する緩和策として支那人に對して謙讓の態度を持しつゝあるが如しと雖も、近年歐米人の慫慂又は煽動に依つ

て增長したる支那人は容易に諒解の程度に到達せず、現に某論者は寺內々閣時代の日支親善の標語に對して、支那人は日本は二十一箇條の利權を獲得したれば支那人民の傷けられたる感情修輯に向つて使用したる謀辭なりと曲解し、又外人中には支那人民の親日思想を喚起し大亞細亞主義を樹立せむと曲解したると裡面解釋したるものありたるが如し。最近華府會議以來、治外法權の撤廢、關稅の改正、在支郵便局の撤退、膠州灣租借地の還付を承認し、無利子借款の承諾、飢饉救濟、團匪事件賠償金に依る文化事業の計畫等多大の犧牲を拂ひ支那を協助しつゝあれど、支那人は誠心好意を表せず。就中青島の還付に關しては恰も被告より强取せられ居りたるものを取返したるが如き不遜なる感情を抱き、日本人の提唱する日支親善を口頭禪として閑却し去るのみならず、前述の通り在支日本人方面に在つても日支親善の實效なきに懲りて寧ろ日支不親善論をさへ唱ふるものありしが如くに其實效を擧ぐること困難なるものあり。

然らば吾人は如何にして發作的排日運動及び慢性的排日思潮を消除し得べきや、從來の在支日本人又は支那關係者の採りたるが如き手段を以てしては一時的對排日辨法としても成功を見ず、蓋し平素支那に對しては極めて冷淡の態度に出で、日支人間の利益上の關係に於ても亦道德上の交際に於ても繼續して特記すべき親和策を講せず。今回の排日運動に對して上海日本商業會議に於ける聯合大會に於て決議したる事項中には經驗上二、三の實策なきに非ずと雖も、實行不可能なるもの又は內政干涉の事項大部を占め、却つて惡結果を齎らすものとす。支那の現在は中央に眞の國家なく、地方に善良にして鞏固なる官憲なく、外交關係亦複雜なるものあり、自ら我政府當局としても世論の要求するが如き上策の施すべきなく、機會に應じて支那官憲に取締の勵行を迫り進んで損害賠償の請求をなすの程度に過ぎず。隱忍自重の態度は直ちに以て無策と謂ふべからず。只要するに官民兩界共平素親善の事業少く、拔本塞源的の長策を講せざるの憾あるのみなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日支親善策に關しては從來各方面各階級を通じて多數多種の議論ありと雖も、昨年一月上海海洋社長宮田氏が發表したる意見は各般の事項を網羅するを以て左に列擧し、短評を試み且つ多少補足する所あらむとす。

(一)兩國提携して國際聯盟の宣傳に從事すべし(二)兩國民間に共通思想の普及を計るべし(三)兩國思想家宗教家の握手をなすべし(四)兩國學者藝術家の往來を奬勵す(五)兩國交換敎授の實行をなす(六)日本代表人物の民國永住のこと(七)兩國婦人の交際を奬勵すべし(八)在支日本人の劣惡分子を驅逐すべし(九)民國留日學生の待遇に注意すべし(十)支那語學習の必要あり(十一)漢字新聞を善用すべし(十二)日支兩國の交通機關を完備すべし(十三)日支貿易の發展助長機關を整頓すべし(十四)日支會館及日支俱樂部を設立すべし(十五)兩國同業者會合の機會を多くすべし(十六)兩國人の親交を目的とする各種團體を保護奬勵すべし(十七)兩國民間の紛議協調機關を設置すべし(十八)兩國間の國際競技會を奬勵開催すべし(十九)民國の社會救濟事業の施設を計るべし。

以上宮田氏の説明中注意すべき二、三の事項を附記せん(一)は例へば日本の國際聯盟協會の主たる人士が中堅となり、民國同主義者と接近提携して「國際聯盟日華協會」を設立し、講習又は印刷物を普及する等にあり(九)は(イ)完全なる寄宿舍を設くること(ロ)日語學校を民國各地に設立すること(ハ)留學生の人事相談所を設置すること(ニ)日本の商業家は留日生卒業者を採用し直接貿易に從事せしむることゝす(十)は事務員採用に關して(イ)各商社事務員等は支那語に通ずる者より採用す(ロ)支那語を知らざる者は相當期間學習したる後に一定試驗の合格を條件とすることゝす、今日は日本人が支那商人と取引する往復文は普通英文を用ゐ、銀行は「インボイス」手形等總て英文を使用しつゝあるが、將來は多く支那文を用ゆることにす(十一)は日本人の漢字新聞が從前上海に在りたれど間もなく廢刊したるは小規模なればなり、吾人の計畫は日本人新聞の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

主腦者が中心となり株式組織にて上海に漢字紙を起し、五箇年位毎年二十萬圓內外の損失を見込み其損失に對して在支有力商社より補助を承諾せしむること、し、在來の編輯及體裁とは全然異る新式を採用すること、民國の政治及政黨に對しては全然中立を守り日本の商工業及學術の紹介に力を盡すこと等とす(十三)は調査機關として現在の商業會議所は消極的にして一部の責を杜ぐのみなるが故に獨立の調査紹介機關が實業家に依り半公的に設立されんことを望む(十四)は從來上海に於て屢々日支國民の會合ありたれど多くは官憲の儀禮交驩又は商業會議所の招待會等に過ぎず、然も是等機會は極めて稀有にして參會者又一定範圍に止りたり、又日支共同の講演會の如きは最も必要なり、今日の日本人倶樂部の如きは日本人の會合たるに過ぎず(十八)は極東「オリンピック」大會は日華比三箇國の選手に依り各市に在り既に前後二回上海に開催したるも其都度多大の感興を以て迎へられたるが如し。

如上宮田氏の提案中日支親善上最も重要なりと信ずるものは就中兩國思想家宗敎家の握手、學者藝術家の往來又は交換敎授の實行、日本代表人物の支那永住、留日學生の待遇改善、支那語學習、漢字紙の善用、日支貿易の發展助長機關の整頓、日支會館及倶樂部の設立、兩國同業者の會合等を擧ぐることを得れど、現在支那に於ける是等施設として見るべきもの少く、例へば日本の在支宗敎家の活動の如き米國等宣敎師の活動に對せば霄壤の差あり。佛敎僧侶の如きは獨り在支邦人の葬祭を司るに過ぎず。日本の思想家學者等旅行途中又は支那大學其他に於て講演等を試むることあれど極めて稀有なり。將來是等機會を增加すると同時に永續的に交換敎授の方法に依り、根本的兩國民思想の融和を計ること最も喫緊なりとす。

次に日本代表的人物の支那永住は又最も重要事項の一なれど、從來官民兩界共に腰掛的の住居者多く、且歐米諸國に比し其質に於ても亦量に於ても劣る所あるが如く、將來は第一流人物の駐支を要す。而して差當

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り公使館領事館等には優良なる人物を選任し待遇を上進し、少くとも數箇年以上駐在せしめ、銀行其他會社等に於ても同様事情なれど、漸次本居の設置又は銀資本會社等の新設を計畫すべきなり。

支那語の學習及使用は日支人親和及取引關係上極めて重要なれど、現在開港場を通じて支那人の大部(註、支那人にして英語を使用する者七、八百萬人に達すと云ふ)は英語を使用するが爲に在支日本人の中流階級以上の者の多くも英語を使用して滿足し、能く支那語に適する者甚だ稀なるは遺憾に堪へざる所なり。

新聞經營は夙に外務省等補助機關紙に對して相當出資したれど、其實效を奏するもの少く、今後上海天津廣東北京等に有力なる漢字紙を起すべく、或は從來支那人の經營中に在るものを買收し改善すべきものとす。

日支合辨倶樂部の如き上海等大都會には存在せず、獨り山東省濟南に其例を見たれど、支那人に利用せられざりしは遺憾とする所なり。

支那に於ける貿易其他調査機關として特記すべきものなく、唯上海に於ては昨年商務官を設置したれど、領事の增員と大差なきが如く、又大阪市役所に在りては上海に貿易調査所を新置し、實地商況を調査しつゝあれど、尙小規模のものたるに過ぎず、兩國同業者の會合は排日問題防止上有力なる事項なれど、現在其例極めて少く、今回の排日に際しては日本商業會議所の態度冷淡にして風馬牛の如き情態なりしこと前述の通りとす。但し商業會議所聯合大會の決議第十四項には之が必要を認めたりしは多とするに足る。

宮田氏提案以外に於て極めて重要なりと信ずる事項を揭ぐれば左の如きものあり。

(一)日支合辨事業の發達を計ること(二)買辨制度を存續すること(三)支那に於て文化事業として學校病院

圖書館陳列館等を增設又は新設すること(四)支那調査機關の設置(五)在支那諸制度に日本人使用の增加及日本の在支商社等に支那人使用の增加を期すること。

支那に於て日支合辨事業として成功を告げたるもの殆んど之無きは、蓋し今日迄實際存在したるもの、多くは利權の獲得のみを目的としたるもの、又は名は合辨と稱すれど實は日本人の勢力大部を占むるものなりしと、支那人が商會社其他合同組織の經營に關し無經驗なりしとの爲なりと雖も、將來は支那人側の鍛錬と同時に日本人側に於ける共同利益の觀念を增長せしめば漸次其成績を擧ぐるに近かるべし。

買辨制度は近年支那事情に通ずるに從つて漸次其範圍を縮少し來り、邦人中將來該制度の廢止說さへ唱ふる者ありと雖も、現在は元より將來尙ほ該制度に依らざれば、支那に於て事業を經營すること能はざるものあり。蓋し支那全部の社會組織自體が一種の買辨制度と稱し得べきが如く、自ら是等組織を利用して支那富源及市場の開發をなすは、前途尙ほ遼遠たると同時に之に依つて日支親善を稗益すること多大なるものあるべきなり。

現在支那に於て支那人敎育を目的とする日本人經營の學校は獨り上海の東亞同文書院の一部及天津漢口の同書院に限るを以て、英米等の例に倣ひ漸次此種學校の增設を計るべきなり。圖書館の如き邦人使用のものすら特記すべきもの少く、獨り上海の一九一九年設立の東亞攻究會附屬圖書館、東亞同文書院圖書館等に過ぎず。兩者各自圖書二萬餘冊にして規模小なるのみならず、支那人の利用殆んどなきなり。將來日支人共用の大圖書館を創設し東亞文化の研究に資すべきなり。

病院に關しては支那人の利便を受けつゝあるものは其數極めて少く、又小規模の種類に屬す。唯獨り濟南に在る濟南病院は一九一七年頃資金三百萬圓內外を投じて創設し、一箇年の經費三十五萬圓を要し、從來補助年額約二十萬圓に達し、患者は日本人三割に對し支那人七割を占むる盛觀を呈し、日支親善上裨益する所鮮少ならず。其他同仁會の如き上海に於て病院敷地として一萬坪餘を有するを以て、遠からず病院の新築せられんことを期待しつゝあり。而して同會經營の北京病院の如き彼の米國「ロッタフイラー」の一千萬弗（米貨）の巨資を投じて建造したる宮殿風の大病院あるの今日、恰も日輪に對する爝火の觀あり、顏色なきなり。

調査機關に就ては獨り貿易產業等、經濟上の事項に關するものに限らず、廣く支那の新舊文化より現在の諸制度に至るまで各方面の調査を遂行し、兩國民の發展を期すると同時に、進んでは世界の文化向上に貢獻すべきなり。在支諸制度中、海關郵便局租界官廳其他に於ける日本人の狀況を見るに、在支外國人中人口に於て最大多數を占むるに反して其數極めて少く、例へば上海に在つては支那海關員六百餘名、外人百餘名中邦人十名內外に過ぎず、共同租界工部局（市政廳）吏員七百餘名中、邦人巡查數十名を除かば下級吏員兩三名に過ぎず。上海郵便局には邦人僅かに三名に過ぎず（註、支那全國に於て十名とす）又一方在支日本商社は外國商社と全然趣を異にし大部日本人事務員を使用し、支那人を雇入るゝこと極めて少し。是れ同じく日支親善上より觀察して英米等外國人に比して著しく「ハンディーキャップ」に在りと謂ふべきなり。

臺灣に於ける竹の研究（完）

臺中州技師　千葉豐治

乙　高雄州下調査のもの（承前）

肉薄竹（チンプ）

（産地高雄州潮州郡枋山庄內獅頭番地）

●性狀●　幹は正圓にして長大ならず。枝は中央以上の各節より十五乃至二十八、九枝を簇生して短く、葉は一朶に八枚稀に九枚十枚のものもある。筍は五、六月頃發生して苦味を帶ぶ。幹に對する調査は略す。

●效用●　笊又は箕を造るに用ふ。

●語源●に就て「チンプ」に對する水間巡査部長の回答下の如し、卽ち本種は竹幹の節と節との間長く中央は（肉ウスシ）との意。

厚肉竹（チャゴラグル）

●性狀●　幹に細き縱溝と節間に黒色橫帶狀をなせるものあるも、熟視するにあらざれば認むることが出來ぬ。

幹皮は青くして滑かなるも筍時代の幹面には黒色の粗毛があり、且つ籜の表面にも全面殆んど黒毛がある。籜葉の接部は其形恰も矮小なる長枝竹の夫れに酷似す。葉は一朶に七枚乃至九枚あり、葉脈は中肋の左右に六乃至七ある、葉の基部は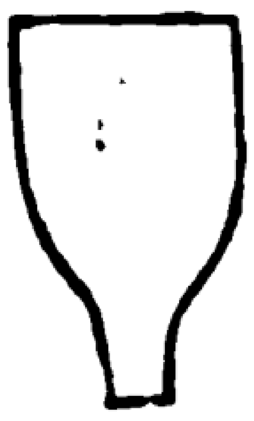形、先端部は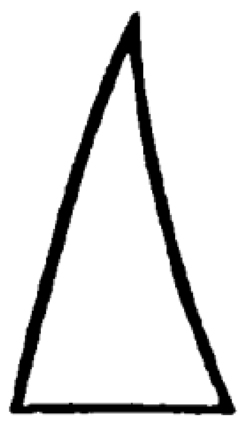形である。枝は幹の中央以上各節に十乃至二十枝を生ず。本竹中生育佳良なるものは幹徑一寸二、三分に達するあり。花は十五年乃至二十年目毎に一回開き、開花結實すれば古竹殆んど枯死す。枝は幹の中央のみ發生して根際に發生することなし。幹に對する調査の結果は略す。（産地高雄州潮州郡枋山庄内獅頭番地）

●用途● 筍は五月頃發生し苦味にして食用に供するものなし。

●語源に就て 水間巡査部長の回答、本種は幹肉厚く爲めに穴小く筍は苦く食用に供せず（木に似たり）との意

（十年乃至二十年に一回枯死）

栗竹（アパシヤタン）

●性狀● 幹皮は滑に且つ緑色の地に黄色の細き縱線あり、筍の發生は他の竹よりも遲く、舊五月下旬より六月に及ぶ。籜には毛なく恐らく中途脱落したるものならん。（再調）枝は根際二三節目より發生し、一節に七乃至二十二三枝を簇生す（幹の中央に最も多し）葉は一朶に七枚乃至十一枚、葉の裏面は白色にして白粉を塗れるが如し。二十年位にして開花結實す。幹に對する調査の結果は略す。（産地高雄州潮州郡枋山庄内獅頭番地）

●用途● 筍は美味にして食用に供すべく幹は屋根の押へ及笊箕等を造るに用ゆ。

●語源● 水間巡査部長回答、本種はジマジマイに似たる竹にして（上等なる竹）との意。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

短枝竹（チョロドシ）

性狀● 調査に供したる竹は高雄州潮州郡枋山庄枋山蕃產物交易所に於て其の交換品中より只一本を得たるものにして、本種固有の性質として記載するは少しく輕擧に失するも、他日調査の參考ともならんかと思料し其の梗概を記す。枝は總て幹の上部にのみ生じて比較的短し。枝の數は一節に七本乃至十三本あり。葉は

形にして小さく、葉脈は中肋の左右に各四乃至七、節間は少しく灣曲せり。竹幹調査表略す。

語源● 水間巡査部長の回答、本種は眞直にして枝少しとの意。

節高縞竹（ブチリシ）

性狀● 各節毎に屈曲して節高く、幹面は木賊狀に凹凸し、形態頗る節曲竹に酷似すと雖も、幹皮に黄と綠の縱縞ありて一見前者と區別することを得べし。幹肉は比較的厚く直徑約三、四分、節間距離は多くは七寸乃至九寸にして一尺以上に及ぶもの少なし。本竹は潮州郡枋山庄枋山蕃產物交易所に於て他の竹類中に混じありしものに就き調査したるものにして、枝葉、籜等なく、之が性狀を記載すること能はざるは遺憾である。

乙女縞竹

性狀● 幹は正圓眞直にして黄と綠の縱縞あり、滑かにして節低し、節間距離は五寸乃至一尺一、二寸にして、根際と中央に於て著しく差あり。幹徑四分內外、幹面の凹凸線は極めて細小にして肉眼を以て認むることが

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出來ぬ。本竹は潮州郡枋山庄枋山蕃產物交易所に於て他竹と共に蕃人の搬出したるものゝ中より發見したるものにして、枝葉及筍等なく、之が性狀を詳にすること能はざるは遺憾である。

大莿竹(オホトゲタケ)(アカバヤナン)

●性狀● 形態恰もシチク Bambusa Stenostachya Hack に似て莿を有し、節間距離は莿竹よりも長く、幹周一尺七、八寸に達するものあり。本種は蕃人五年祭に使用する竹にして彼等の最も貴重する種類なるが故に、伐採して調査を遂ぐることが出來ざりし故果して別種なりや否やを決定することが出來ぬ、發筍季に於て再調査を遂げて決定したいと思ふ。

●用途● 蕃人五年祭の首竿に使用するの外常に水筒に使用す。筍は苦味を帶び食するもの少なし。

小莿竹(マバシカオ)

●性狀● 形態大莿竹に似て大莿竹よりも小なり。枝は比較的大にして主枝の基部數節間は殆んど實竹を爲せり。本種は主として恒春平野の田園又は家屋の周圍に防風の目的を以て植栽せらる。本種の堪風力の強大なるを證するものにして、本種は Bambusa Stenostachya Hack 及大莿竹とは全く別種なるが如く認めらる。然し調査に供したる竹は或は強風の爲めに發育を害せられ、別種の如き狀態を呈したるものなるやも知れず。再調の上更に記載すべし。牡丹社にて「ジユジユアン」と稱するは本種なりと云ふものあるも詳ならず。

●用途● 建築材として使用する外細く割りて甘蔗柴等を結綁するに用ゆ。筍は一度煮沸した後調理するにあらざれば食用に供することが出來ない。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

細葉莿竹（カバヤン）

●性狀● 根際より約十節間は其の幹形稍ゝ楕圓にして上部は殆んど正圓に近し。葉は莿竹よりも小にして葉脈は中肋の左右に四乃至六、枝は各節より數本を生じ、主枝は比較的大さく枝に莿を有するも全竹の形態は寧ろ節曲竹の大なるものに似て居る。幹に對する調査の結果は略す。

蔓竹（シャーデス）

●性狀● 本竹は高雄州恒春郡及潮州郡の蕃地に產し、恰も籐の如く蔓狀をなして生長し、一見籐なるか將又竹なるかを判するに苦む程であるが、葉に依りて竹なることが明である。一般竹類にありては筍發生してより五、六十日乃至四、五箇月間即ち筍時代に於てのみ肥大生長及上長生長を持續するも、本竹は之に反し年々生長を持續す（本竹の生長期間は二、三年なりと云ふものと四、五年にして休止するものと或は十數年持續すと云ふものありて明かならず再調を要す）節間距離極めて長く二尺餘に達するものあり。幹は强靱にして砂糖袋等を綑することを得べし。各節より生ずる數本の枝中、主枝は殆んど本幹と同大に生長すること珍しからざれども副枝は極めて短く蟹足狀を爲せり。本竹は之の副枝に依りて他物に支へ生長するのである。幹の調査表略す。附言　蔓竹には三品種あるかと思はる再調の上記すべし

矢竹モドキ（アックサン）

●性狀● 採收したる標本に依れば殆んど「ツォス」に似て別種と認むること能はず。再調の上更に記すべし。

語源　矢竹は蕃語にて「ツクス」「Tsukus」又は「ツオス」「Tsuos」かと思ふ。「アツクサン」は即ち「ツクス」にaを冠し末尾にanを附したるものにして冠字のaには深き意味を持たない樣であるが、末尾に附したanには物と云ふ意味があるかと思ふ。果して然りとせば Atsukusan は矢竹に似たる矢竹と云ふ意味で自分が「矢竹モドキ」と假に命名した所以も亦玆に存するのである。

牡丹竹（マアブラブラウ）

性狀　蕃人の言に依れば本種の一、二年竹は濃綠色にして四、五年竹は殆んど褐色に變ずるが故に明かに他竹と區別することを得べしと云ふも、少しく疑あるのみならず、枝葉幹根等の性狀も亦蕃人の言と標本竹と一致せざる點あり。再調の上記すべし。（產地高雄州潮州郡枋山庄內獅頭番地）

中太竹（蕃語不明）

性狀　調査に供せし資料は僅かに其一竹の一部分に過ぎざれども之れに依り得たる結果は（一）幹肉比較的薄く（二）根際より上方に進むに從つて五、六節目迄は漸次幹徑を增大して夫より上部は漸次梢殺して居る（三）根際數節間の枝は幹と殆んど直角なるも、之れより上部は其の角度僅かに狹減せり（四）根際數節間には筎溝なく、幹形丸味を帶び夫より上部には極めて大なる筎溝を有す。即ち幹枝間の角度大なる部分には筎溝なく、然らざる部分は筎溝甚だ大なり。

大目竹

性狀　幹芽は甚しく大なり。土人稱して大目竹と云ふ所以なり。幹徑三、四分、節間距離一尺二、三寸に達す

るものあり。葉は紡錘形にして基部稍圓く、葉脈は中肋の左右に各四乃至六、其の性狀に依りて「タイワンヤタケ、ニイタカヤタケ、ナイブンメタケ、オヒワケメタケ、カハカムリヤタケ」等とは別種にして、珠離竹とも亦別種のものならんと認むるも、未だ斷定するに足るべき資料を有せず。再調の上更に記載せん。

蛇腹竹

●性狀● 幹皮滑かにして稈面には綠色と黃色との橫縞あり。本種は僅かに高雄州東港郡小琉球島に產するのみ、未だ他地方に產するを聞かず。詳細なる性狀は調查中に付き追て記載すべし。

クラル觀音竹

●性狀● 本竹は高雄州恒春郡恒春庄クラル水源地の附近に產し、稈皮滑かにして節低く、稈肉薄し、枝は一節より數本を生じ、最も長きものは十二、三尺以上に達し、葉は比較的大にして長さ一尺二、三寸、幅一寸二、三分に達するあり。筍は舊六月頃發生し、苦味を有するが故に食するもの稀なり。節間距離は長短區々なり。因に本種の大なるものは從來直徑四寸位に達したるものありしも、蕃人亂伐の結果漸次衰退して今は二寸內外に過ぎずと云ふ。

●用途● 土著蕃人は之を開展して家屋の腰板又は天井板等に用ふるの外水筒に使用するものがある。

枋山縞竹（無刺竹）

●性狀● 自分が初めて本竹を發見したるは高雄州潮州郡枋山庄莿桐脚にして、枝は根際より發生し、主枝は長

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

枝竹よりも長く、節間距離は比較的短し、幹肉厚く且つ幹面に黄と緑の縦縞あり（籜の表面にも縦縞あり）竹之れ枋山縞竹と命名したる所以なり。葉は普通一朶に五枚を有するも稀に三、四枚若くは六枚なるあり。幹に就き調査の結果は略す。

ピチリシ

●性狀● 本竹は高雄州恒春郡番地四林格社附近に產する矮小なる竹にして其の性狀を略記すれば、(一)幹皮滑かにして白色の臘粉を附著するも、肉眼を以て認むること能はず。節は比較的低くして幹肉薄し(二)枝は一節より多數叢生して短し(三)葉は一朶に普通五枚乃至八枚、稀に十枚以上なるあり。葉の裏面は白色の臘粉を以て被はれ、葉は長さ五寸乃至七寸、幅は五分乃至七分、長く尖る(四)蕃殖は叢生にして鞭根を有せず。

丙　臺南州下に於ける竹の種類

臺南州下に產する竹の種類中既に記載せられたるもの多數あるが、未だ記載せられざる種類も亦少なからず、其種類を左に揭げて、果して新種なりや否に就き、江湖の敎を乞はんとす。

□新種と認めたるもの□

假和名	採集地附近の稱呼名	採集地	摘要
一、縞桂竹	花蝶竹	臺南州嘉義郡白河庄關子嶺	
二、奄竹	奄竹	臺南州嘉義郡白河庄關子嶺	
三、幡篙竹	幡篙竹	同州同郡番路庄公田	
四、桂竹ダマシ		同州同郡同庄番路	

假和名	採集地附近の稱呼名	採集地	摘要
五、白葉蔴竹		臺南州新化郡楠西庄楠西	

□新種なるや否や判然せざるもの□

假和名	採集地附近の稱呼名	採集地	摘要
六、連竹	連竹	臺南州嘉義郡番路庄公田	
七、赤竹	紫竹	同	
八、小判桂竹	桂竹	同 州同 郡白河庄關子嶺	
九、楠西蔴竹	蔴竹	同 州新化郡楠西庄密枝	

縞桂竹

●性狀● 初めて發生した年代は之を詳にすることが出來ぬが、附近古老の言に依れば嘉義に金糸竹として出品した竹は卽ち本竹林より伐採した竹で、其當時其竹は四、五年生のものなりしと記憶すれば、今より十數年前既に此竹が此竹林中に混生せる事は明かである。其後は其鞭根より發生するものは總て縞を有し、今日に及んだのであるが他に移植しても本竹の特兆たる縞を維持するか否やは疑問である。

●效用● 產額未だ豐富ならざるが故に、廣く使用されざるが、用途は略々桂竹と同一と思はる。尙ほ本竹の特性として葉と幹とに縱線を有し美觀を添えるが故に、庭園內に栽培すれば趣味多かるべし。

奄竹

●性狀● 私の初めて本竹を發見したるは臺南州嘉義郡白河庄關子嶺にして、其の性狀を略記すれば(1)竹幹は眞直なるもの稀にして殆んど〱の字形に屈曲す(2)一年生の幼幹には白色の臘粉を多量に附著するも年

を經るに從ひ漸次脫落するもの〻如し(3)枝は多くは一節より三枝にして幹の上部にのみ(約四分の一)生せり(4)葉は一朶に五、六葉を著け、綠竹に似て比較的大なり(5)筍は四五月頃發生し桂竹よりも稍堅くして甘し(6)籜は容易に脫落せず附著したる儘腐敗すること多く籜の基部には黑毛を密生す(7)鞭根を有せず。

轎篙竹

性狀 本竹を初めて發見したるは臺南州嘉義郡番路庄公田氏有桂竹林内にして、一見桂竹に酷似して桂竹の變種なるが如く思はしむるも、果して變種なりや否や明かならず(古老の言に依れば本竹の初めて公田に發生したるは今より四、五十年前なりと云ふ)發筍季は桂竹と同時季にして枝は一節より二枝、稀に一枝若くは三枝を生ずることあり。今桂竹と異なる主なる點を列記すれば、(一)幹肉は桂竹より薄し(二)節は桂竹よりも堅くして割れ難し(三)最も識別し易きは筍時代にして桂竹筍の籜の斑點は皆淡紫紺色を呈すれども轎篙竹の斑點は濃厚なる黑色を帶ぶ(四)籜紫は人面竹の夫く波狀を爲して下方に垂る〻も桂竹の籜葉の下方に垂る〻は中部以上のみにして波狀を爲さず(五)本竹の籜は下圖の如く

籜葉の兩側より稍長き黑褐色の毛を生ずるを以て桂竹と明に區別することが出來る(六)竹幹は其の名稱より想像するときは桂竹よりも强靱にして轎篙(轎の棒)に適するが如く思はる〻も、却て桂竹より脆弱にして轎篙に適せず。

桂竹ダマシ

性狀 本竹の枝葉及竹幹は恰も桂竹の矮小なるものに似て殆んど別品種なりと認むべきものは無い。然し仔細に其の根部及蕃殖の狀況を檢するときは明かに別種なることを認むることが出來る。卽ち桂竹は單に鞭根

に依りてのみ散生蕃殖をなすも本竹は Arundinaria Michaux. 屬の如く散生と叢生の兩生蕃殖をなす。是れ本竹と桂竹と異なる最も著しき點である。本島人に本竹の名稱を問ふに何れも皆桂竹の矮小なるものなりと稱して其の名稱を知るものなし。偶々本竹を煙吹竹と稱するものあるも、元來煙吹竹と稱するは本竹に限らず、桂竹、石竹、孟宗竹等の短小にして煙吹を造るに適するものを、其の目的を以て採收したる場合には悉く之れを煙吹竹と稱するが故に、煙吹竹と稱するは種類の名稱にあらずして用途の名稱なること、恰も長枝竹若くは烏脚綠を角仔竹と稱すると同一である。

白葉莿竹

●性狀● 本竹は臺南州新化郡楠西庄楠西に昨年偶然發生したるものにして、一品種として其の性狀の固定したるものとは未だ斷言すること能はざるも、現狀に於て莿竹と其の性狀を異にする點は(一)幹は青綠色にして白色の縱線を有す(二)葉は殆んど白色にして稀に青色の縱線を有するものあり(三)葉の形狀は莿竹に似て先端鋭尖にして基部は圓形又は截形を爲せり其の長さは二寸乃至三寸にして幅は二分乃至四分なり(四)發筍は莿竹と同時季にして六月より八月までとす(五)枝に莿竹の如き硬き莿を有す(六)一、二項は本竹の最も著しき特性なりとす。

●用途● 未だ使用したることなく明ならず。

連竹

●性狀● 本竹は「タイワンヤタケ」の別名にして又赤竹とも云ふと稱へるものあるが、赤竹と連竹とは其の性狀

に著しく異なる點ありて明かに別種なることを知り得べし。葉は赤竹よりも稍小にして其の大なるものは長さ八寸內外、幅一寸內外に達し葉脈は中肋の左右に各七乃至十を有す。

發筍季は略ぼ桂竹と同時季にして早きは三月下旬より發生し、概ね五、六月頃に終る。籜は赤竹よりも稍白味を帶ぶるが如し。幹莖は赤竹よりも上部と下部の差少し。

用途● 製紙用連の綠竹に使用するの外殆んど用途なし。

赤竹

性狀● 本竹は「タイワンヤタケ」の別名にして又連竹とも云ふと稱するものあるも、既に述べたるが如く其の性狀連竹と異なりて別種なること明なり。葉は大小著しく不同にして大なるものは長さ一尺二寸餘、幅一寸三四分に達し、小なるものは長さ四、五寸、幅七、八分に過ぎず、一竹の葉數は連竹に比して著しく少し。葉脈は中肋の左右に七乃至十以上なることあり、發筍は桂竹及連竹と同時季にして甘味を有す。籜色は稍桂竹に似て幹は連竹よりも太し。一節間にありて其の上部と下部の差連竹よりも大なり。本竹は既に述べたるが如く連竹と別種なること其の性狀に依りて明なりと雖も「タイワンヤタケ」の別名なりや否やは未だ之れを明にすること能はず。金平博士著臺灣有用樹木誌に依れば、根部、竹幹、枝葉とも其の性狀極めて能く酷似して同種なるを思はしむ。只「タイワンヤタケ」の筍は苦味を有すと記載あるに、余の調査せし赤竹筍は甘味を有し多少疑問なき能はず。更に調査を重ね記する所あるべし。

用途● 竹垣、煙草葉の乾燥用蓆等に使用するの外殆んど用途なし。

小判桂竹

性狀● 本竹幹の下方は桂竹に比して著しく楕圓形を爲すが故に、或は桂竹より變種したる一品種にあらずや

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と思料せらるゝも、其の他の性狀は悉く桂竹に酷似して肉眼を以て之を區別すること能はず。竹幹下方の性狀は既に述べたるが如く著しく楕圓形を爲すと雖も、單に竹幹下方の形狀のみにては未だ以て別品種なりと斷定すること能はざれば、更に調査を重ねて之を明にすべし。本竹標本を採收したるは臺南州嘉義郡白河庄關子嶺字芋園官有竹林内にして(壓旹得保管林)其の他の桂竹林内に於ても往々本竹を認むることあり。

●●效用　用途は殆んど桂竹に等しく稈の下方は隨圓形なるか故に棍仔として桂竹よりも便利なると云ふ筍は一般に食用に供す。

楠西莿竹

●●性狀　調査に供したる本竹は莿竹 Bambusa stenostachya Hack. に比すれば枝葉共に短小にして幹肉薄く、且つ莿は鷹の爪の如く灣曲するもの少なく、別種の如く認めらるゝも未だ斷定すべき有力なる識別點を發見せず。調査を重ね更に記載すべし。

●●效用　莿竹 Bambusa stenostachya Hack. と略は同じ。

丁　新竹州下に於けるもの

蜈　脚　綠

●●性狀　本竹を初めて發見したるは新竹州下桃園郡龜山庄塔寮坑にして、其性狀は極めて能く綠竹に酷似せり。今其異なる主點を列記すれば。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（一）緑竹よりも稍下方より枝を生ず（二）筍發生してより枝を生ずる迄の日數は緑竹よりも短し（三）發筍季は緑竹よりも遲し（四）筍は緑竹よりも甘く美味を有す（五）籜の基部に黑色の軟毛を密生す。之れ著しく緑竹と異なる點にして、筍時代ならば如何なる初心者と雖も一見直に識別することを得べし。以上は緑竹と異なる主なり。

（卑見）既に述べたるが如く筍は緑竹よりも美味なるか故に筍採收の目的ならば緑竹よりも却て利益大ならん。臺北、臺中、臺南等の都市附近には特に奬勵の價値あるものと認む。

硬頭黄竹

●性狀● 本竹の性狀は竹幹枝葉とも長枝竹に似て兩者の識別容易ならざれとも、其識別點の概要を示せば左の如し（一）幹肉は長枝所よりも厚く且つ堅固なるに拘らず其質脆くして折れ易し。竹幹の下部は緑竹の如くくの字形を爲すも長枝竹は眞直にしてくの字形を爲すもの稀なり（二）籜表の毛は長枝竹よりも粗くして黑褐色を帶へり（三）節間距離は長枝竹よりも短し。

烏葉竹

●性狀● 本竹を初めて發見したるは大正十年十一月臺中州東勢郡東勢庄にして、其性狀は既に記述したるが如く殆んど長枝竹と區別し難く、一時は長枝竹の別名にあらずやと疑ひしが、今回調査を重ね漸く其別種なるを認むることを得たり。然ども其識別點顯著ならずして初心者にも充分に會得せしむる樣其性狀を記すること能はざるを遺憾とす。左に其の概要を記すべし（一）籜の毛は長枝竹に比すれば堅く且つ密生なるも硬頭黄

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

竹に比れば稍軟にして疏なり(二)幹と葉にも長枝竹よりも濃厚なる綠を有せり(三)節は長枝竹よりも大にして割れ難し。幹は長枝竹よりも强靱にして折れ難きが故に細工容易なり(四)枝は長枝竹よりも長く葉は長枝竹よりも大なり。

●用途● 筍は苦味を帶ぶるが故に食用に供するもの少なく幹材は其質長枝竹に及ばずと雖も用途は略ぼ同一なり因に松村、本多兩博士の著書に烏藥竹（Bambusa Oldhami Munro). とあるは或は本竹を（烏葉竹）指したるものにあらざるかを疑ふ。今其疑問點を列記すれば左の如し(1)新竹、臺中、臺南、高雄（調査をなしたる區域）の各州に出張し本島人に就き調査せしに烏藥竹なる名稱を知るものなし(2)烏藥竹と烏葉竹とは僅に藥と葉との違あるのみなり或は活字の誤植にあらずや(3)烏藥竹と烏葉竹とは土語にては其發音頗る近似するが故に聞馴れざる内地人の耳底には同音に響き遂に誤りの原因を爲したるものにあらずや其發音左の如し。

福建人の發音		廣東人の發音	
烏葉仔	O-hióh-á	烏葉竹	U-jōn-chuk
烏藥仔	O-ióh-á	烏藥竹	U-tók-chuk

（備考） 右に由り考ふる時は、松村、本多兩博士の烏藥竹と稱するは烏葉竹の誤記なること殆んど疑ふの餘地なしと雖も輕卒に決定すること能はざるを以て本文新種として揭げたり。

泥竹

●性狀● 本竹も亦其性狀長枝竹に似て其識別點顯著ならざるが故に往々長枝竹の別名なりと稱するものある

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も、左記に依り其の別種なるを知り得べし(一)泥竹は長枝竹よりも稍稜の度大なり(二)泥竹は長枝竹よりも用途少なし(三)泥竹の節部は下圖の如く

イ點稍々凹み居るも長枝竹は却て

膨み居れり(四)泥竹の毳毛は長枝竹の夫れよりも粗く且つ多し(五)泥竹の枝は長枝竹よりも根元より發生し枝の節間距離短く其の節毎に小枝を生ず。

ヒフキタケに就て

●性狀● 普通「ヒフキタケ」と稱するは漢字にて火廣竹、火開竹或は火筒竹と書し學名を Bambusa dolinerithollis Hary. と呼ぶ、幹皮には靑白色の縱線を有し節間距離極めて長く二尺四、五寸に達するもの珍しからざれども、新竹州下に於て(主として桃園郡)「ヒフキタケ」と稱する竹には幹皮に靑白色の縱線なく且つ節間距離も二尺以上のものなく前者とは全く別種なり。或は早田博士が臺北州士林、芝山巖に於て發見したる「パチナタケ」Bambusa paclinensis Hary. にあらずや。

パラック

●性狀● 本竹は極めて矮小なる竹にして幹は長さ三、四尺、周圍三、四分、葉は長さ二寸內外、幅二、三分に過ぎず。葉脈は中肋の左右に各二乃至三あり。枝は短くして一節より數枝を生ず。本竹を採收したるは新竹州番地にして「パラック」と稱するは烏來社番人の本竹に對する名稱なり。

●用途● 箒に使用する外用途なし。

シナレツク（ニヒタカヤタケ）

性狀● 本竹は「バラツク」よりも稍々大にして節間距離極めて短く、葉は長さ四、五寸、幅三、四分、葉脈は中肋の左右に四乃至五あり。葉鞘は外圍より摩擦を受くるにあらされば容易に脱落せず。多くは附著の儘腐敗す。因に本竹は主としてシナレツク社に產するが故に其社名を採つて本竹の名稱と爲したるものならんと云ふものあるも、一說にはシナレツクは本竹本來の固有名詞にして此竹の產する所に置かれたる蕃社なるが故にシナレツク社と呼ぶと云ふものあり。果して何れが眞か。

縞觀音竹

性狀● 本竹は石角竹（Bambusa shimadae Hay.）より三年前に偶然に變種したる種類にして旣に一叢を爲すと雖も其性狀固定せしや否は俄に決定すること能はず。只後學の參考として左に其の現狀を略記すべし（一）幹皮極めて滑かにして黃と綠との縱線を有す（二）枝は一節より數本を生じて短し（三）葉は多くは細く尖るも稀に幅稍々廣きものあり一朶の葉數は一定せざれども普通七枚乃至九枚を有す（四）幹長及太さはタイワンヤタケより稍小なり。

臺北州下に於けるもの追記

臺北州下に於て新に發見した竹の種類は三種である。內二種は（Arundinaria Michx）に屬する種類にして他の一種は何れの屬なるかを未だ明にすること能はざるを遺憾とする。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

トキナシヤタケ

●性狀　本竹を初めて發見したるは臺北州文山郡坪林庄柑脚坑である。其分布區域は未だ調査を遂げざるも臺北州下にありては、基隆、宜蘭兩郡に跨り海拔一千五六百尺より二千尺の間、面積は極めて狹し。筍は四季を通じて發生するのが本竹の特性の一であり、又「時ナシヤタケ」と假に命名した所以である。就中溫暖の候に發生する筍は肥大にして且つ發生數も多く味は最も美味である。之を生筍の儘にて嚙めば恰も丹波栗を生まの儘にて嚙むの感がある。葉は比較的大にして長さ一尺五寸內外、幅二寸四、五分內外である。竹幹は小なるものは僅に長さ數尺を過ぎぬが其大なるものは十五、六尺徑六、七分に達するものもある。

更に本竹と「タイワンヤタケ」と異なる主要點を擧ぐれば左の如し(1)タイワンヤタケは普通四月上旬より五月下旬頃發筍するも本竹は四季を通じて發筍す(2)筍及若竹の節部の下方に「タイワンヤタケ」は赤褐色の、又本竹は白色若くは灰白色の附着物を有せり。

●效用　葉は篷仔葉(ペンアーヘー)と稱して雨笠(臺灣農夫雨天の際に使用する笠)を製するに用ゆ。竹幹は籬、生垣等に使用する外、用途廣からず。筍は軟かにして美味なり。貴賓の食膳に供ふることを得べし。因に「トキナシヤタケ」と稱するは四季を通じ發筍するに因み余の命名したる假和名にして本島人の多くは單に「ヤタケ」と稱せり。偶々其葉を以て笠を製するが故に篷仔葉と稱するものも亦少なからず。

十字路矢竹

●性狀　本竹の分布區域は未だ明ならざるも、余の初めて發見したるは臺北州羅東郡番地十字路臺灣總督府殖

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

產局營林所十字路作業地にして、本地は海拔三千七百尺を有せり。其長大なること本島に產する矢竹中其右に出づるものなく、其最も大なるものは幹長二十五尺以上、幹徑八、九分に達するものあり。然れども其小なるものに至れば幹長僅に數尺を出でざるべし。而して本竹は若竹の內は「カワカムリヤタケ」の如く全幹殆んど籜を以て覆はるゝも、長するに從つて離籜し易く、容易に兩者を區別することを得べし。一年竹の幹皮は青黑色又は黑紫色を帶び後青變す（籜を以て包まれて居る部分は二年竹以上になりても青色なり）筍は四季を通じて發生すること「時ナシヤタケ」の如し。最も多く發筍するは九月乃至十一月にして少なきは降霜季なりとす。發生後二、三日間の間に降霜あれば往々枯死することありと云ふ。葉は「タイワンヤタケ」よりも大にして其基部は細く尖端は披針形を爲せり。葉脈は中肪の左右に各十乃至十一あり。大なるものは葉長一尺五寸幅二寸五、六分に達す。

縞石竹

性狀● 本竹は臺北州新莊郡新莊の石竹林中に於て發見す。其性狀は殆んど石竹に似て特に記すべき程のものなく、只其竹幹に薄く青黃色の縱線を有するは本竹の特兆なりとす。

效用● 石竹に同じ。

士林人面

性狀● 枝は一節に概ね二枝つゝを有するが稀に一枝又は三枝を生ずるもある。筍溝は比較的に廣く、節間距離は根際より十節內外は極めて短く僅に一寸內外に過ぎず、之れ本竹の最も著しき特兆なり。上部節間距離

は八寸乃至七寸位である土人は之を人面竹と稱して居るが臺中の部に於て述べた人面竹と著しく異なるを以て此と區別せんが爲に「士林人面」と假に命名した次第である。

用途●● 杖又は釣竿等に使用するものあるも用途は餘り廣からず。

結び

以上、新竹、臺中、臺南、高雄の四州下に於けるもの五十七種を擧げたのである。—北部のを缺く—此の中三十八種が余の新發見に係ることは、第三節に述べた通りである。

尙は四博士及び坪井伊助氏著書記載の種類中、トウドウ竹 (Bambusa tuldoides Munro,) Bambusa Ridlyi Gamble. コバナ竹 (Bambusa breviflora Munro.) Bambusa Fauriei 索竹、灯竹、箕竹の七種は余の未だ實見したことの無い種類のものであつて、是等の諸竹は果して如何なる性狀を有するものなるやを知ることが出來ぬ。或は自分の發見した種類中に包含するやも知れぬが、右諸氏の書中の記事簡單なる爲め、之を對照する能はざるを遺憾とする。

尙は又た誤られつゝある竹の種類を擧げると、彼の阪東太郎を英雄の名の如く誤り、蘇鐵を鑛物の名の如く誤り、蝙蝠は鳥類なるか獸類なるか將た蟲類なるかを知らざるものあるが如く、本島の竹類にも誤まられつゝあるもの亦た尠くない。

左に其主なるものを記載して見やう。

(一)石竹　普通石竹と稱するはマタケ屬の一種であつて、葉形、枝振り、蕃殖の狀況等が頗る能く桂竹に似たものであるが、臺南州下に於て石竹と稱するは、岩石上に自生する一種の草である。葉は矢竹に似て矢竹の夫よりも軟弱に莖も亦た軟弱である。其の莖の長さ丈餘に達するもの稀にして前者とは全く別種なること

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明らかなるのみならず、一度其性狀を實見したるものは、必らずや竹類にあらずして草類なりと斷言するに躊躇せぬであらう。用途は前者は鱗根の外略ぼ桂竹に等しく。後者は單に草箒に使用するのみである。

(二)淡竹　内地に產するハチクは漢字に淡竹と書くが故に、本島に產する淡竹も亦た竹類なるが如く誤認して、調査報告書等に明かに竹類として記載したるものあるは寧ろ滑稽である。抑も本島に產する淡竹は莖葉頗る軟弱にして、莖長丈餘に達するもの尠なく、一見草本類にして内地の淡竹にあらざること明かである。用途は解熱劑として本島人間に飲用せらるゝの外、盛夏の候その莖葉を煎じて服用せば、日射病に犯さるゝことなしと云ふことである。

(三)角仔竹　内地語の椪木は本島語の角仔である。而して角仔に使用する竹類は、臺中州下にありては多くは桂竹にして、高雄州下にありては長枝竹又は鳳脚綠である。場所其他の事情に依りては、莿竹、麻篙竹等を使用することも珍しくない。其の種類の何たるを問はず、角仔に使用する竹は總て角仔竹と稱するに拘らず、之を種類の名稱の如く誤るものが多い。臺灣中央研究所林業部恒春支所に於てすら鳳脚綠の標本に角仔竹と記したる札を(種類の下に)附したのを見て、本島竹林に關する研究の前途遼遠なるを想はざるを得なかつた。換言すれば角仔竹と稱するは種類の名稱ではない。用途の稱呼である。

(四)蔴竹と苦竹　蔴竹は本島に產する竹にして之を内地人は Machiku と呼び、本島人は Moâtek と呼ぶ、苦竹は内地に產する竹にして、内地人は Madake と呼び、本島では之れを產せざるが故に其稱呼はない。從つて本島人間には蔴竹と苦竹と誤まることなきも、内地人は竹の字を時にチクと呼び、時にタケと呼ぶが故に、蔴竹と苦竹とを混同して此二種が同一なるかの質問を受くること往々ある。素より素人の質問に過ぎないのであるが、記して參考に供すべき必要がある。

(五)烏樂竹　に就ては前に述べたるを以て之を省く。(終)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜錄

古螺行（在佛領東京安陽王城趾紀行）

臺灣總督府囑託　高橋惇

睦月の冬と言ひ乍ら、東京の空は日本內地の秋のやうに廓寥と晴れ渡り、深く高い碧空には一點の雲翳だにも認められなかつた午前、佛國東洋學院日本部のM氏と其幼い令息令嬢、夫れに矢張り同學院の安南部の安南人S氏と、私と同行五人で河內から汽車に乘つた。

日本では綿入の重ね着をして炬燵に親む頃であるのに、惠まれた南國の常として、嚴冬の一月を合ひ服でも兎角汗ばむ位ゐであつた。大人達は車窓に身を寄せて窓外に移り行く景色を眺めてゐた。稚い令息と令嬢とは嬉々として戯れてゐた。

輝かしい日光は水涸れした赭土の田圃一面に擴つて、ギラ／＼した異樣な反射を與し、所々の溜水は丁度闇に光る猫の目のやうに光つて見えた。安南土人が赭茶けた背を日に晒し乍ら水牛を追つて鼈列して田を鋤返してゐると、其水牛の灰色の背をかすめて白鷺が二羽横切つて行つた。その途端に水牛が方向を換へたので、水濡れした背が正面に日差を受けてちらりと光つた。

三つ目の豨橋驛に下車したのは九時を少し過ぎてゐて、日光は更に强烈になつてゐた。銘々申し合せたやうに上衣を脫いだ。此邊はその昔歐貉國と稱し

てゐた時分の首都封溪(フインケー)の古趾である。驛を出て約三町程して線路を踏切るともう古螺城(コーロアタン)の第二城壘の跡が線路に沿ふて西北に長く延びてゐた。勿論城壁などは跡方もなく、唯堆高く築かれた土手には所々に芝が生へてゐて、稍く崩れた所は多年土人が畔道傳ひに往來したと見えて自ら切り通しとなつてゐた。其土手の内外は一面に田畑で、南側は道路をへだてて廣い沼澤の地が見え、そこには水草が繁茂してゐた。近く人家もなく遠くから遙遙として走る殘壘を眺めると二千有餘年前に築かれた城壘の趾とは思はれない。氾濫でも防ぐ堤防でもあるかのやうである。

土手の上を稚い二人は小鳥のやうに身を躍らして跳ね廻つた。自分達も續いて土手の上を歩いた。東の方に線路を挾んで濶葉樹の立木の間から第一壘が蜿蜒してゐるのが見える。それも永い歳月の間を風雨に削られて、僅かに低くほんの土盛となつて名殘を留めてゐるに過ぎない。その昔弓術を手挾み、鎧甲に身を固めた武人が此處に據つて犇々と攻寄せた敵軍を妨戰した俤は跡をも留めず、徒らに耕作に疲れた土民の晝寢の場所となつてゐるに過ぎない。二千有餘年の歷史を持つた壘趾とは無知な土民の夢だにも知らう筈がない。

四、五町も行くと土壘は西に折れて、土手一面に雜木や灌木が生ひ茂つて行手を塞いでゐた。土手の内側は丈高い茶樹が立ち並んだ茶園となつてゐて、咲き殘りの白い小さい花が三四輪白日の草熱蒸(いきれ)の中に、淡いけれども懷かしい芳香を仄かに漂はせてゐた。殘壘を離れて田圃や畑地の間を縫ふ細徑に沿ふて南に歩みを運ぶこと四、五町にして篁の傍に出た。見るとさゝやかな崩れ懸けた土門があつた。それを拔けて竹籔沿ひに進むと放ち飼ひにされた水牛が泥田の中から異樣な目付をして我々一行を眺めてゐた。

其徑の行き盡くす處に古い村祠があつた。建物の木材、扁額、聯などから觀ても近年の造築に成つたものではないらしい。自分等一行の前後には物珍らしい異國人に好奇の眼を見張る多數の村童が集つて來た。自分達を批評するらしく何やら安南語で私語し合つては笑ひ興じた。中には幼童達はさも恐ろしい物でも眺めるやうに大人の袖に隠れて遠くから眺めてゐた。私達が動き出すと丁度行手に立ち塞つてゐた小供達は周章て狼狽て逃げまどつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殿宇の裡に据ゑられた、硬革の龍の模樣の幽かに殘る古い大太鼓に見惚れてゐると、一人の老人が誇りかに桴を執つて二三回敲いて見せた。嫋々たる響は晴れた空に高く廣く鳴渡つた。私達が其處を出て小半町も歩いたと思ふ頃、幼い二人が空を指して、鶴が！鶴が！と叫んだ。冴へた碧空を遙か高く數羽の白鶴が一列に翼を伸して東北さして飛んでゐるのを、烈日の光に眼を瞬かせ乍ら眺め入つた。再び土崩れした門へ戻つて、村里や畑地や田圃を縫ふて行くこと約三十町にして漸く安陽王祠へ辿り著いた。

王祠の門前には數段の石階が設けられ、其兩側には一對の石彫の三爪の蛟龍が、雨雲を割つて下界へ馳降るやうに、階段を上から下へと波浪のやうに背をうねらせてゐた。樓門の扁額には「俯仰千古」の四字が鮮やかに讀れた。樓門を潜ると一面に蘚を敷詰めた可成り擴々とした廣前へ出た。蘚は燃えるやうな日光の直射を受けて眩ぐるしい程であつた。正面には三段の石階を登つて拜殿があり、兩側には對舍が相對してゐた。右側の對舍の内へ腰を降して持參の辨當を啓き懸けた處へ、拜殿の後から堂守らしい薄汚れのした安南服を纏ふた老翁が、茶を汲んで持つて來て呉れた。洗面器に水を貰ひ受けて汗に汚れた顏や手や内懷を拭ひ去つた。淸々した氣分に甦つた。S氏は色々と祠の由來などを訊ねては通譯して呉れた。其老人は祠に絡る傳説を細かに物語つた。

夫れは二千七十有餘年を距る遠い昔の物語である。時代は支那の周末から秦の中葉に及んでゐる。

支那巴蜀の地から南下して、當時廣西から東京へ懸けて一大王國を爲してゐた文郎國を滅した蜀王泮は、東京一帶の地に覇を徇へ、現今の東京北寧省古螺の地に首都封溪を奠め、國號を甌貉と稱し、自ら安陽王と呼び、勢威四境を壓した。王は奠都と同時に王城の造營に取り懸つた。三年春三月竣工を告げた。其廣さ千丈、三重の城壁は渦汶のやうに回旋してゐるので、其形狀に因んで螺城と名付けた。壘高く濠深い新營の王城は威容堂々百萬の軍勢を以つてしても陷し難い難攻不落の堅城と思はれた。安陽王を始め王都の住民に至るまで抃躍歡呼して祝福した。殊に王は其夜の祝宴に玉盃を乾し乍ら、犇々と攻め寄せた精鋭な敵軍も金城湯池に攻めあぐんで脆くも潰走する樣を想像して微笑を漏らさずには居られなかつた。所が不思議な事には翌朝になつて見ると、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

昨夜まで儼然と空高く聳立してゐた城廓は物の見事に崩壊して殘ましい殘骸と化してゐた。殘礎の上に佇立した王は此痛ましい光景に呆然自失せん許りであつた。人々は不思議な神業に恐怖の色を爲した。

安陽王は齋戒沐浴し天地山川の神祇に敬虔なる祈を捧げて王城再建に着手した。工事も終末に近づいた。或日城門に白髪童顔の老人が現はれて、愚人の業は水泡と選ぶ所はない、城は果して何れの日に竣工するのか笑止の至りだ、と嘲るやうに獨語し乍らカラ〳〵と哄笑した。門衛は餘りに傍若無人の振舞に憤つて、之れを捕へて有司に訴へた。此事が王の耳にも這入つたので、王は老人を殿上に招じ禮を具へ辭を低ふして其所以を問ふた。淸江の畔に神使を待て、と言ふたかと思ふと、老人の姿は烟のやうに掻き消えて了つた。

翌朝拂曉に王は城樓の欄干に倚りながら淸江の方を眺めてゐると、折から曙光に美しく照榮えた漣波を掻き分けて江上を游き上る金色の神龜の姿を認めた。夫れは果して神使であつて、能く人語を解すのみならず、將來の豫言をも爲した。王は殊の外喜び、之れを金盤の上に乘せて殿上に伴ひ、故なくして新城の崩壊した原因を訊ねた。神龜は徐に語り出した。

夫れは王の爲めに滅亡の憂目を見た前王朝の王子が怨を呑んで七燿山の鬼と化して國の爲に仇を報せんとする精氣と、矢張り同山に埋葬された前代の王室伶樂師の怨靈とが、前代王族の流血に穢され憤つた山川の精氣と共に力を協せて、安陽王に仇せんとしてゐるのであつた。七燿山の麓に微(さゝや)かな旅宿があつた。年老いた宿主には一人の年若い娘と白鷄とがあつた。夫れは勿論精氣の一味であつた。往來の旅人が日暮れて此宿に一夜を過ごした者で、翌朝再び姿を見せた者はなかつた。必ず鬼魄に取り憑れ命を奪はれるのが常であつた。王城の崩壊も亦彼等精氣が嘯集群を爲して行つた業であつた。随て若し其白鷄を殺し此精氣を除く時は新營の城廓は其呪ひを免れ得るだらうと云ふことであつた。

於是、王は姿を旅人にやつし、金龜と共に七燿山の山麓に赴いて見ると、果してさゝやかな旅舍があつた。一夜の宿を求めた處、宿の老人が王の容子を繁々視めてゐたが、見受ける所普通一偏の旅客にはおはすまい、高貴の仁らしいが、此處に宿つて禍を招くよりは匆々立退かれるに若くはないと忠言した。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

併し王は、生死は天命なれば假令鬼魅と雖も恐る、所はないと云ふて强て宿泊した。然るに萬籟寂として聲を潜むる深夜、幾多の鬼精が門外に群集して開門を迫つた。此聲を聞くや金龜は大聲叱呼して彼等を卻けたので、魑魅魍魎の徒は逡巡してゐる內に鷄て曉鷄の聲に驚き逃走して了つた。王と金龜とは其跡を追ふと果して七燿山中に彼等の姿は煙散霧消して了つた。翌朝宿の老翁は昨夜の客人の死屍を埋葬せんとして戶を排して見ると無事なる王の姿を視て驚嘆し乍ら、斯くも鬼魅を退け得たからには必ず聖人でおわさう、と跪拜した。そこで王は宿主から白鷄を貰受けて之れを屠殺すると、不思議にも宿の娘も亦死んで了つた。七燿山の墳墓を發掘して見ると古樂器と伶樂師の骸骨とが出たので、之れを燒いて殘灰を附近の河流に投棄した。斯くて妖氣は跡もなく消散した。

　其後半月ならずして築城の工事は成つた。金龜は最早其任を果したので王の許を辭することになつた。王は深く感謝して貴下の恩惠に因り城が堅固なるを得たが、若し外敵が來り侵した場合には如何にして防戰すべきかを諮つた。金龜は其爪を脫(は)がして王に與へて謂ふには、國家安危の場合には此靈爪を以て弩機を調製し、賊に向て發箭すれば決して憂ふるに足らぬと答へた。於是、王は神弩を造らしめ、靈光金爪神弩と名命した。

　越て辛卯四十八年冬十月、秦の始皇東巡して沙丘に崩ずるや、南海の郡尉任囂と龍川令趙佗は此機に乘じて獨立を圖り、先づ南下して越の地に覇權を据ゑやうと、夫々水陸に將として螺城に來り逼つた。然るに安陽王は靈弩を以て防戰したので佗は敗走し、任は土神の犯す所となり病を得て旌を捲いて歸つた。早くも神弩の威力を知つた佗は先づ武寧山に退いて陣を張り、使を遣して和を乞ふた。安陽王も悅んで和議を結び、平江を境として夫々南北の地を治めることになつた。

　佗は先づ謀計を以て神弩を奪取せんと欲した。安陽王には媚珠(ミーチャウ)と云ふ美しい姫があつた。佗は其子の仲始(チュンシゥイ)を遣して螺城に入らしめた。深閨の裡に人と爲つた王女は不思議な氣高い武事に秀でた若者に心を惹かれた。仲始も亦美しい姫の姿に愛戀の想ひを燃やした。豫て父の命をうけてはゐたが、相見て後は謀計(はかりごと)の戀なぞは思ひも寄らぬ所となつた。而して眞情

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を示して姫の愛を求めた。王女は遂に相許した。斯くて甘い夢のやうな數月は過ぎ去つたが、其間父の命は仲始の耳朶に響いて消えなかつた。彼の心は紊れて糸の如きものがあつた。或日意を決し、媚をそゝのかして靈弩の所在を知り竊かに之れを破毀して置いた。其後仲は事に託して歸國の途に上ることになつた。其前夜仲始は媚珠をおとづれて訣別を告げた。殘窓に影淡き蘭燈の夜は更けて、兩人は相擁して別離を悲んだ。其際仲は媚に向つて、夫婦の恩情は遠い山河を距つとも忘るゝことは出來ない、今兩國は南北境を接してゐるが、戰國の習ひとて何れの日にか劍戟の間に相見えぬとも計られぬ、其場合如何にして御身の所在を知つて再會を期し得やうか、と訊ねた。媚珠は涕に濡れた美しい顏を揚げて、妾は平素鵞毛の錦褥を所持してをる故、到る處岐路に毛を抜いて目印としやうと告げた。仲は國へ歸つて使命を果したことを父親趙佗に報告した。

其翌々年即ち癸己五十年壬囂は遂に病歿して了つた。於是、趙佗は急に兵を發して古螺城を圍んだ。折柄棋局を圍んでゐた安陽王は我が神弩の靈威を懾れざるかと云つて嘲笑つた。趙軍愈々迫つたので王は起て靈弩を執つた。弩は已に折れてゐた。王は失神せん計りに驚愕し策盡きて敗走した。媚珠も亦馬上に坐して父王と共に南奔した。媚珠は途上に鵞毛を散布したので追手の將とし來た仲始は夫れを手頼に其跡を追躡した。王の一行は遂に海岸へ出たが濟ぎ遁るべき舟は一隻もなかつた。王は大聲に金龜の救援を求めた。其聲に應じて金龜は水上に半身を露はし、却て叱聲して、四人の騎馬中殿後の者が汝を滅す賊である、直ちに之れを誅せよと云つた。王が馬上から顧眄して視ると夫れは最愛の女媚珠であつた。然し自分を裏切つたと思ふと怒心頭に發して劍を抜いて姫の頭上に擬した。王女は惱れる色もなく昂然として、父王に忠、夫君に信ならんとして却て人の爲めに謀られたか、願はくは珠玉と化して此讐耻を雪がんと云ひ乍ら從容自若として死を待つた。劍影一閃哀れ花顏は路傍の露と消えた。其血が流れて海水に混じ、蚌蛤の口に入るや化して明珠と成つた。王は七寸の文犀を擁して海に身を投じて了つた。仲始は漸く追付いて見ると路傍に横る不慙な愛人の紅に染んだ姿を發見して思はず其屍を抱いて慟哭した。之れを螺城に葬つた所、忽ち化して玉石となつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た。仲始はありし日の媚珠に對する愛惜の情禁じ難く或日竊に其粧浴の室に這つて見た。嘗ては愛人の玉肌を浮べた浴槽も、大圓鏡を前にして脂粉を凝らした粧房も依然として舊の儘であつたが、愛妻は其髣髴だに見ることは出來なかつた。悲愁胸を衝き自制の力を失つて傍の井底に身を投じて其跡を追つた。程經て嬰に媚珠が血を濺いた海から明珠を獲た者があつた。此井水で洗ふて見ると燦として光を放つたと傳へられてゐる。

斯う語り終つた老翁は惘然としてゐたが、頓て老の眼を瞬いて、媚珠の化石と云ふのが此先きの媚珠祠に藏められてあるから、途上立寄つて見給へと敎へて呉れた。

食事を了へてから境內を一巡して見た。甃の中に異樣な紋樣の泥にまみれた瓦三四枚を發見した。凝視すれば夫れは紛れもない唐以前の古代瓦であつた。唐草崩しのやうな素朴なデッサンが風雨や人の土足の爲めに磨滅し乍らも幽かに殘つてゐた。恐らくは古螺城築造當時の遺物が未だに殘存してゐるものらしく、考古學的價値尠くはないやうに思はれた。拜殿の前を左折して左側對舍の裏手に安陽王祠の由來を記錄した丈餘の碑があつた。其處から元の第一門の前へ出た。門前の道路を距て、前が一面の沼池となつてゐて、蘆、眞菰、菱などが青々と茂つて水も碌に見えぬ位ゐであつた。案内の老翁は此處が媚珠の粧浴の室の跡と傳へられてゐると敎へて呉れた。何んと言ふ變り果てた姿であらう。今更らに時と云ふ恐ろしい破壞力の前には人間の力の儚さが痛感されずにはをられなかつた。夫れはその昔明眸麗姿の媚珠が青綾の袿を脫ぎ、裲襠を解いて臙脂を流した芬芳に罩もる粧房であつたとは誰が想像し得やう。南海の珊瑚を碎いて床とし、昆山の琅玕を樹て、柱と爲し、西域の玻璃槽に水晶の波を盛りし浴室が斯くも跡なく消えて、徒らに藻萍の茂るに委し、其蔭に蛙の眠る沼澤とならうとは何人が豫想し得たらうか。

不偶路傍を顧みると土手の崩れ目に淡黄色の何物かゞ埋れてゐるらしいのが目に付いたので、堀返して見ると一片の古土器の斷片であつたので記念として持歸ることにした。夫れより約半町にして井戸側を石で疊み上げた丸井戸があつた。數人のコンガイ(安南婦人の稱)が水を汲揚げてゐた。清冽玉のやうな水が滾

々として流れ出してゐた。此井水を飲む時は百年の壽齢を保つと傳へられてゐるので私達も釣瓶をたぐつて喉をうるほした。清涼全身に亘り玉なす汗も納まつた。これが卽ち仲始の投身の井であつたとも傳へられてゐる。其處を去つて間もなく媚珠祠へ出た。

夫れは見るからさゝやかな祠で、祠前には鬱として天空を摩し日光を遮る榕樹が黑い影を地上に擴げてゐた。樹齢千年にも及びそうな老樹で土民は神木として崇めてゐるのである。堂守に祠の扉を啓かせて裡へ這入つた。朽ち汚れた祭几の上には銅製の香爐が据へられ、その中には冷えた灰の上に線香の餘燼が二三本淋みしく殘つたゐた。祠内で土人が焚火をすると見へて、棟や柱はいたく煤けてゐた。對の柱に掛けた左右の朱聯に「忠信警心身化石」、「輿亡洒淚井沈珠」の聯句が讀まれた。顧みて入口の楣間を見上げると扁額に斯う記されてあつた。

千載上是耶非耶誰能辨之僞爪弩機傳外史
五倫中父與夫與果孰親也蚌胎井水獨深情
　　戸部左侍郎兼翰林院幹事玩偲僩

敬題

翁是賢王未是屠　奸雄女婿太無顏
妾思報德同天地　郎君忘情負海山
龜弩收光山絕巘　蚌珠洒淚井留斑
獨憐寂寞帝邊廟　夜月淒涼故壘環

維新乙卯九年二月中浣書
　　翰林院編輯東英縣
　　知縣裴輔京應憑氏　步韻拜紀

堂守が媚珠の化石を案内すると云ふので、私達は銘々に蠟燭をともして暗い狹い步廊のやうな處を身をすくめて通つて堂奧へと這入つた。燭の光で四圍を照して見ると、其處は方六疊程の一劃で、部屋一杯の大きさの所謂化石なるものが安置されてあつた。杳の形を爲し踵の上部に當る最高部は四尺に餘る大さであつた。安南人は冠と沓とを尊成の象徵となし、神聖視さるゝもの、化身は必ずこの二種の中の一つを象どるのを常とするので、これも亦其一例に漏れなかつた。石は御影を琢磨したやうな質を示し、其上を凝和土で塗つたやうに見へた。案内者は眞しやかに、最初は掌上に乘る位ゐ矮微なものであつたが、年經るに隨ひ斯くも偉大なものとなり、今尙成長しつゝあると語つた。然しこれは勿論土民の迷信より來る作爲に成るものであることは疑ひの餘地は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ない。現に沓の踵に當る部分は後から塗り固めて修理した跡が歴然として認められた。

祠を出でゝ、歸路に就いた時は昼も稍や薄れて、さやかに肌に幾分の涼味を覺え、路傍に落した竹林の影にも靜かなそよぎが見えてゐた。（完）

附記—史實は專ら「大越史記」に、年代に主として「欽定越史通鑑綱目」に據つたが、興味の爲めに事實の上に多少の改變と粉色とを敢てした。また古趾の位置其他は Madrolle: Indochine du Nord を基礎として私の記憶を補正した。聯、扁額などの文字は現場を訪れた時の筆記を其儘用ひたので誤謬あることゝ思はれるが、掲けて以て大方の示教を仰ぐことゝした。

臺灣小史

佐山融吉

（小引）此の一篇は自分が臺灣研究の傍ら筆錄したものを纏めたので、文官試驗受驗者の參考程度のものに過ぎないが、之を「臺灣事情」と併せ讀めば、臺灣の歷史地理に關する知識は、先づ簡明に得られやうと思うので、本誌の目的たる臺灣宣傳の意味の下に之を公にしたのである。參考書としては、伊能嘉矩氏の臺灣志、小川琢治氏の臺灣諸島誌、竹越與三郎氏の臺灣統治志、同南國記等を初め、臺灣と南支那、薩摩と琉球、臺灣、大日本諸誌、大日本地名辭書、大日本人名辭書、日本百科大辭典、人類學雜誌、石器時代住民遺跡遺物分布地圖等、古い所では臺灣全誌、隋書、文献通考等（洋書もあるが省く）である。

臺灣小史目次

第一章　地名沿革
第二章　石器時代
第三章　無所屬時代
第四章　歐人占據時代
第五章　鄭氏占據時代
第六章　清國領土時代
第七章　外人の臺灣經略
第八章　蕃地領域問題
第九章　帝國領土時代

第一章　地名沿革

●琉球●

臺灣の存在が漸く世界に知られたのは實に我

が推古天皇の十五年（西暦六百七年）隋の大業三年の頃である。當時は本島を琉球（りうきう）と呼んでゐた。

小琉球　其の後南宋の頃には、地理的智識が漸く進んで、本島と沖繩列島とを區別して、沖繩列島を大琉球と呼び、臺灣を小琉球と呼ぶに至つた。斯くて此の名稱は歐羅巴人にも襲用せられてゐた。

臺灣　明の初代には、土著蕃人の袒裸徒跣（はだかはだし）なるより、東蕃と呼んだ。無論東方蕃人の意義である。それが明季萬曆の頃には臺員（タイオワン）又は大宛（タイオワン）と呼ぶに至り、其後專ら臺灣の文字を充てるやうになつた。蓋し、臺員、大宛、臺灣共に或意味を表はす、本島の名稱に、近音の文字を宛てたものであつて「タイワン」なる言葉は、本島先住民なる土蕃語、「タイアン」又は「ダーヤン」から轉訛したものらしく、恐らく土蕃が支那人を呼んだものだらう。それを漢人が却つて、本島南部地方の名稱とし、更に全島に及したものらしい。

和蘭人なども古く本島をさした綴字に、Taioan とあてゝゐるのも、漢族より傳へたものである。

東都　鄭成功が明室恢弘の計ならずして、臺灣に據るや東都（トンツー）と云つたが、子鄭經の時、改めて東寧（トンリエン）と云ふ様になつた。之は全く臺灣の音が不吉なる爲めであつた。併し鄭氏の滅亡と共に再び臺灣の名稱を復するに至つた。

高砂　室町時代の末葉、戰國亂離の世、扁舟に投じて、海外に雄飛したる我が國人は、本島を高砂又は塔伽沙古と云つてゐた。此は今の高雄の附近に「タコサン」社と云ふ土蕃部落が在つたが、其音が、如何にも本國の高砂に近似して居たからである。

高山國　又海中より見た本島は巍峩たる連峯が天に聳立する狀（さま）から高山國とも云つてゐた。

フォルモサ　次に十五世紀の中葉、東西航路の發見は幾多の歐人の東航となつたが、西暦一千五百九十年葡萄牙人が、臺灣海峽を通過した時、島中の秀麗高峻な山嶽の、蜿蜒と、鬱々蒼々たる森林の、添綴の美景は、何れほど航海者の目を喜ばした事だらう。そして、彼等をして遂に「イラー、フォルモサ」Ilha Formosa（美島）と呼ばしむるに至つた。

北港　其他、北港（パカン）といふ名稱も、明代に有つたやうである。それはもと、土蕃は臺灣をペカン又は「ペキアンデー」と呼んでゐたものだらう。それに、近音譯字北港をあてたらしい。併し、元來土蕃は數族に

分れ、各々事物の名稱を異にして居るものだから、或は其等の何族かゞ、本島の一部を指して「バカン」又は「バクカン」など、云つて居つたものかも分らない現在生番を調べても、臺灣全島に對する名稱を、持てゐるものは、一つもなく、何れも皆自己の棲息する地方、即ち臺灣の一部分の地名よりか、知らない。だから、漢民族の始めて、本島に往來した頃には臺灣全島に對する名稱なども、勿論土蕃は使用し居らなかつた事は、想像が出來る。北港の名稱に就いては、今假に斷ずることと出來ないが、恐らく「タイオワヌ」の名稱と同じ關係なのだらう。

（備考）

◎現時サイセツツ族は、北方の獰猛なる黥面蕃を稱して、「タイヤン」或は「タイヤル」と呼んでゐる、其意味を調べて見ると、呪の言葉である。伊能氏は「タイオアヌ」なる稱呼は土蕃語より出でたるに擬し、平埔族の「シライア」部族は、漢人接觸せる結果「タイアン」又は「ターヤン」と云へる他稱人族名を與へたり、乃ち此稱呼が漢族に依りて轉訛せられ、且つ人より地の名に移され、臺員又は臺灣の近音譯字を宛てらるゝに至りしなるべし」と云つてゐる。

◎方輿紀要　澎湖爲漳泉之門戶、而北港即澎湖之脣齒、失北港則脣亡齒寒、不特澎湖可慮即漳泉亦可憂也、北港在澎湖東南、亦謂之臺灣

◎臺灣縣志　荷蘭入北港築城以居因稱臺灣とあるのを見ると、臺灣全島を指して北港と云つてゐたことが分る。伊能氏は南方なる臺江、打狗（高雄）の港に對し之を北港と呼び、後近音に本づきて魍港、蚊港又笨港の文字を宛て、且つ嘉靖の末漁舟の雞籠に漂ひ至るものあり、爾來往來するに及び此の一帶をも北港と稱し、終に北港の稱呼は、全島の地名の如く、一時明人に用ひらるゝに至つたと云つてゐる。

第二章　石器時代

●●●●●●
人類進步段階　人類文化展進の歷史を遡るに、悠遠な時代に於て、旣に地上に棲息した痕跡がある。然しながら其等は甚だ茫漠模糊なもので、精細に闡明する事は容易な業でない。我等は、かゝる先史時代を、文化の程度によつて、大體、石器時代、青銅器時代、鐵器時代とに、分ける事が出來る。世界の各國に見ても、略々此時期を經過して、進んでゐる。我が臺灣も、矢張、同じ經路を辿つた事は、疑ふべくもない。併し、遺跡、遺物から考へて見ても、本島

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

には青銅器時代はないらしい。そして、石器時代から、直ちに鐵器時代に飛んでゐる樣である。

石器時代遺物發見　本島の石器時代住民の遺跡遺物は、明治二十九年國語學校敎諭粟野傳之亟氏に依つて發見せられたのを以て嚆矢とする。爾來百餘箇處位に及んでは居るが、研究考察には、未だ不充分である。蓋し、精緻綿密な、今後の調査を要する事は、いふまでもない。併し、概說してみると、遺物は石器、土器骨器の三とし、石器には、石棒、石鑿、錘石、凹石、石斧、石鉋丁、石小刀、がある。土器は、有紋、無紋の二種に分類せられる。中には彌生式土器に似たものもあるから、內地の先住民との比較考察上、中々面白い材料である。殊に現今の琉球燒に似た形式のものがあるのは、先史時代の疑團に、何物かを暗示するかとも思はれる。骨器には、針及其他のものがあるが、餘り豐富ではない。次に分布の狀態は、山地及平地に擴がつてゐて、海拔二千米の高地にまで及んでゐる。今其狀態を圖に示すと次のやうである。

　併し、一體に山地の物は新しく、平地の物は舊い樣である。それは、山地の物は耕作地、或は、道路に多數點在してゐるが、平地の物は、多く地下二三尺の下に埋つてゐる。即ち、蔽土の深淺如何からの理由、及び平地からは、磨製、半磨製の石器と土器を出すに反し、山地からは、打製の石器のみを多く出だす事、即ち製作の巧拙程度による理由から、斷じらるのである。今の生蕃は、太古平地に先住土著して、石器を使用してゐたものらしいが、其後、同種族或は異種族の爲のに、壓迫せられて、山地深くに、遁竄したものである。現に、彼等の使用する利器や、耕作器や、土器などの、形式及其製造技術から見ても判る。祖先時代には、石器を使用してゐたとの口碑傳話からも、かくいはれる。尙ほ、嘗ては、平地に住つてゐた事は、彼等の移動傳說を辿つて行くと、極めて明白である。併しながら、平地に居つたものが、悉く山中に入つたとは、云へない。或は琉球などへ、渡つたものもあるだらうし、或は潮の如く殺到する、新勢力に綏服され、そのまゝ平地に止つて、平埔蕃となつたのもあるだらう。かくして、眼を現今の生蕃と平埔蕃との上に轉じてみると、言語上からも、體貌の上からも、決して異種族と見る事

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

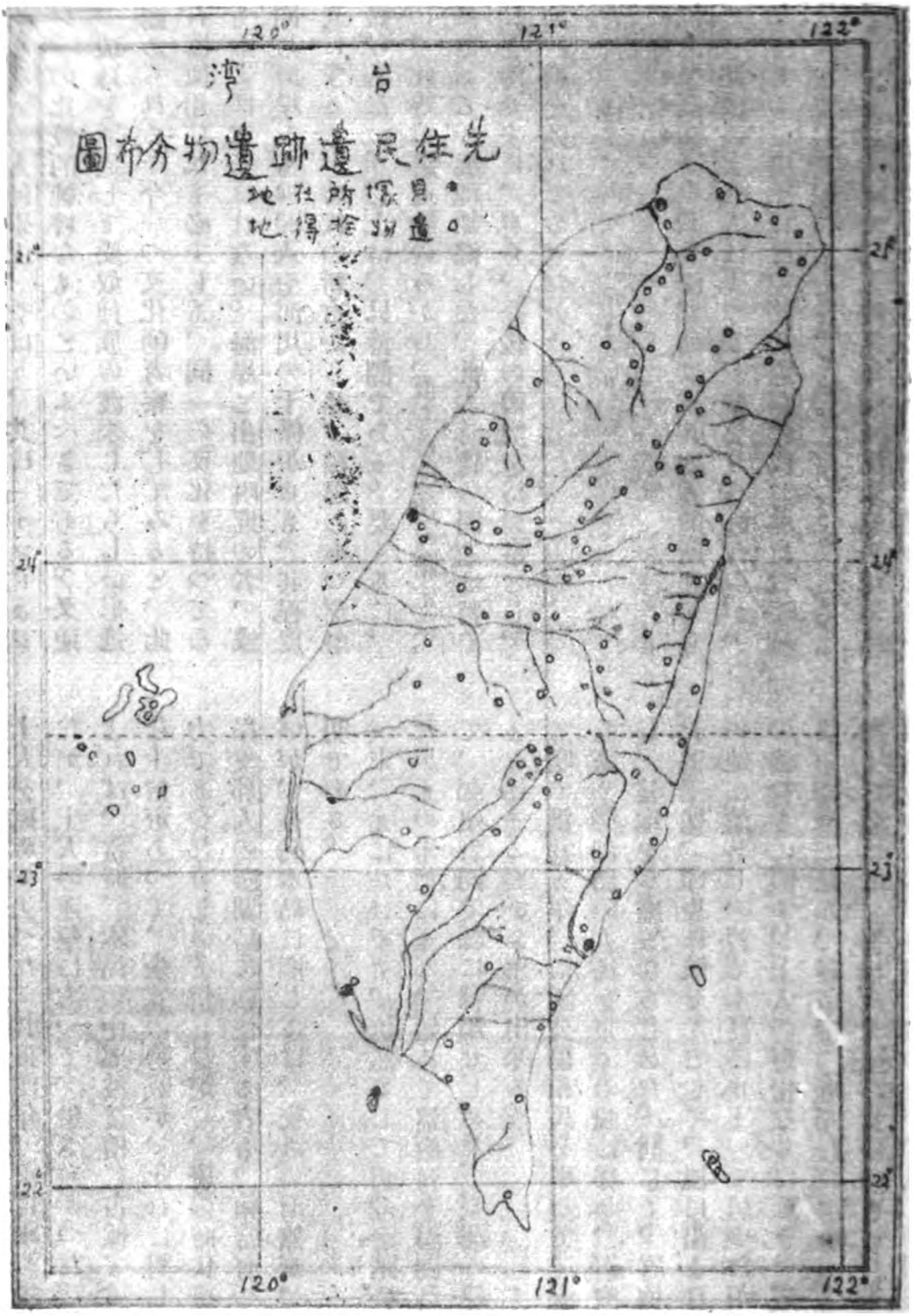

石器時代遺物分布圖

が出來ない。人種學上、やはり、共に「インドネジアン」の比較的純粹なものといふべきである。又逆に、琉球を通過して愛奴種族の渡來したらしい形迹も認められる。今一つ文化的考察をしてみると、此等石器使用住民も必ずしも、同一の文化を持つてゐたものとは、云はれない。海岸と山地附近の者、或は同じ海岸でも、灣入や河川の干係からも、其程度を異にするし、時代の新古から來る相違のあつた事は疑ひもない。以上は、只憶測である。要するに、單に、此等遺跡遺物のみから、直ちに明決な斷定は、至難である。混沌錯綜した、此の時代の問題は暫く歸結を附せずに、專ら、今後の研究を待つ事とし、獨斷の譏を免れておきたい。

第三章　無所屬時代

支那人と臺灣　臺灣及澎湖島は、其地理的所在からして、近接の支那人によつて、發見せられたのが、最初である。史乘には、隋の開皇年代、虎賁、陳稜を遣はして、澎湖の三十六島を略せしめたとあるを、初見とする。次いで、大業三年羽騎尉朱寛を琉球に派遣したが、彼は言語が通じないので、已むなく一土人を掠めて去つた。其後四年、更に來つて綏撫したが、土人の逆襲にあつて、果さなかつた。隋書によれば、當時、本島の中部波羅檀に占據する、有力な土酋があつて、朱寛の勢威が、此れに對して、無力であつたらしい。併しながら、唐の時代には、對岸支那人の澎湖島に移住する者も、相當有つたらしいが、臺灣本島に關しては、交渉の有無が、全く不明である。

宋、元にかけても、依然として舊狀を踏襲してゐたが元の末葉に至り、始めて巡檢司を澎湖島に置いて、福建省同安縣に隷屬せしめた。臺灣の建治、之より始まるといふ事が出來る。

明の洪武五年、信國公湯和兵を率ゐて、海上を略し、盡く澎湖島の人民を泉漳の間に移し、巡檢司を廢し、其地を空虛とならしめた。同じく、宣德年間、大監三保、印度に航せんとして、風に阻まれ、臺灣の地に漂著し、暫く本島に止まつて居つたが、土地の美なるに似ず、土人の野蠻なるに驚き、幾何の藥草を携へて歸り、宣宗帝に奏聞した事がある。嘉靖四十二年には、都督俞大猷の爲に破られたる、海賊林道乾なる者、臺灣に據つたが、久しく居る處にあ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らずとして、土人の財寶を掠めて、廣東省に去つた。

日本人と臺灣　我が國民が、地理上、臺灣の存在を知つた事は、隨分昔の事であるが、未だ風帆來往する程の事もなかつた。併し、吉野朝廷より、室町末にかけて、卽ち明の嘉靖、萬曆以降には、我が中國、四國、九州に割據せる群雄等は、盛に支那、朝鮮、安南、暹羅、呂宋の沿岸に出沒して、貿易と剽掠とを併せ行つたが、彼等、所謂、倭寇の根據地は、臺灣と澎湖島とであつた。臺灣に於ては、今の基隆、淡水、高雄地方などを占領して、半ば植民地の形を爲して居つた、當時、我が國民は、臺灣を高砂或は高山國と呼んで居つた事は、旣述の通りである。

我が文祿二年には、豐臣秀吉は、臺灣の地位に著目し、之を略取せんとして、怪商原田孫七郎の呂宋に赴く途中、國書を臺灣に寄せて、其の入貢を促したし、德川家康も、亦元和元年に、村山等安に、朱印狀を授けて、高砂に渡航せしめ、期を見て占領せんとした。

當時、臺灣には、林道憲、澎湖島には、吳平、許朝光の徒が占據してゐたけれども、其勢力は、どても、我が國民に及ばなかつた。支那人として、「來若奔猴、去若驚鳥」と歎せしめたのは、此の頃の事である。林道憲の如きは、我の嚮導として、支那の沿岸を侵した事さいある。されば、和蘭の一宣敎師が、本國政府に送つた書に、「若し和蘭にして、其統治を放棄せば、臺灣の地は、ポルトガル人又は日本人の有に歸すべし」とある。邦人の勢力の如何に大なりしかを、推知することが出來る。

天啓四年、福建の人顏思齊と云ふ者、同臭の徒と共に、臺灣に入り、日本甲螺(頭領の意)と稱して、一時海上の覇權を握つたが、彼の死後、鄭芝龍これに代り、勢威を振つたが、崇禎元年利を以て誘はれ、遂に臺灣を棄てゝ、明朝に降つた。餘黨の、尙ほ臺灣に據るものがあつたが、勢力日に萎微して、又振はず遂に、和蘭をして、覇を此の地に稱するに至らしめた。

(備考)

◎朱寬の著陸點を研考するに、伊能氏は次の如く云つてゐる。今のさころ、此以上に出ることさ出來ないから、參考に載せて置く。隋書の琉球本傳に據るに、人稱名及土地名に就き、六つの固有名詞は、漢字音譯の儘に記るしてあるが、現在の蕃語の、或語種さ比較對照して見るさ。

琉球國、居海島之中、當建安郡之東云々、土多山洞、其王[illegible]

歡斯、氏名渦刺兜、不知其由來、有國代數也、彼王人呼之爲可老羊、妻曰多拔茶、所居曰波羅檀、云々、國有四五帥、統諸洞、洞有小王、往々有村、村有烏了師、並以善戰者爲之、自相樹立、理一村之事云々。

歡斯は「パセッヘ」部族語の「カイシ」にして姓を現はせるもの。

渦刺兜は「ハラタオ」にして人名なり。

可老羊は「カラオフ」にして、司祭の頭人の稱呼なり。

多拔茶は「タタ」にして老女の尊稱なり。

波羅檀は「パラダン」にして地名、今の葫蘆墩（豐原）街の東方約二十町に在る一山を「トツポズアラリウズ」と呼び、太古祖先發祥の地であると云つて居るが、其山の麓なる丘地を「パラダン」と云ふ。

烏了師は現時の「パセッヘ」語には適合せる語詞を見出さないが「ラクパリー」氏の此語を解して、厦音 Liow-Lian なりと云へるを、根據として解せば「パセッヘ」部族の社會的組織の慣習上、蕃社の有力者の一群を包有する一級班の稱呼「ラケラケハン」と云ふ語に近いとも言ふ事が出來る。

最後の帥の字は、形容的に漢人の筆によりて添加せるものと見られる。

（備考）

(○)原田孫七郎　肥後の人なり性頗る機智に富み亦た謀略あり天正初年屢々呂宋に往來しマニラに住し西班牙語に通じ西人と交り深く其の事情を察し以爲く彼の宗教を以て他國に使略するの跡を以て觀れば我呂宋を取るに非んば彼竟に我が國を奪はんと大閤秀吉の好名心に投じて遠征軍を起さしめんと欲し日本に歸り其の近臣に由りて秀吉に勸說し呂宋太守の入朝を促がさしむ蓋し太守をして激して事を起さしめ之れに乘じて爲す所あらんと圖りしなり秀吉直に其の說を容れ太守に書を贈り入貢を慫慂す孫七郎其の媒某をして呂宋に使せしむ時の太守ダスマリニアス之を受け天主教師フワンコボウを答使として日本に至らしむ時に秀吉征韓の軍を起し肥前の名古耶に營す孫七郎も亦隨ふて營中にあり使節を導きて秀吉に謁せしむ使節太守の書翰及び方物を呈し遂に受けたる書の果して太閤の書なるか否を確かめん爲に來りたるを言ふ其使節頗る曖昧なりと雖も當時秀吉全力を征韓に注げる際なるを以て敢て之を責めず孫七郎が周旋をなして始て入貢せしめたる功を賞して之を幕臣の列に加へて俸祿五百俵を與ふ孫七郎更に太守をして確答せしめんと欲し文祿二年自ら呂宋に航す然るに前の使節フワンコボウ等は歸航難に遭ふて溺死し秀吉の復書太守に達せざりき孫七郎又一策を按じ天主教長に說くに日本に至らば必らず秀吉の優遇を受けて布教の便なるべきを以てす教長大に喜び則ち太守と相議して再使節を發するに決し教師ゴンザル、バチスト二名を正副使と爲し日本に派せり孫七郎復た之を導きて秀吉に謁せしむ使節鞍馬一頭衣服一領大玻璃鏡一面及西班牙銀五百マークを獻じ前使節に與へたる答書の趣意如何を問ふ秀吉之を聞き勵聲して曰く予之を聞く呂宋の太守は予を奉じて其の地の君主と爲さんが爲め且つ予が出征を謝せんが爲めに來朝せんと欲すと予は其の請を容る速に來朝せよと使節は温言之に答へ呂宋は西班牙國王の領土なるを以て私に外國の人を君主として奉戴することを能はずと雖も先づ之れを太守に報告せん其の間副使バチストは日本に留りて人質たらん

と其の自ら求めて日本に留りしは國情を窺ひ宗教を弘めんが爲なり乃ち名古屋を發して京都に至り洛外に殿堂を建立しノートルダム、フヲルチユヌキユールと稱す其後バチスト等に害を呂宋太守に贈りて日本の國情を報じ教師を送らんことを求めしに文祿四年教師三人來著す此時西班牙船土佐に漂着す增田長盛其船長に接して彼の他邦を侵略するや常に宗教の力を假ると聞く秀吉其復命を得て西洋人を憎惡するの念を生ず孫七郎此の機に乘じ呂宋太守の野心圖るべからず教師の所爲亦た疑ふべきを以てす秀吉乃ち慶長元年を以て教師二十六人を捕へて長崎に送り其の呂宋の使者と許り官准を經ずして日本に在留し國禁たる天主教を傳へたるの罪を擧らして磔刑に處す幾くもなく秀吉歿し孫七郎が期せる呂宋出征の事は竟に其の成果を見るに至らずして止み孫七郎か亦去つて其の終る處を知らず。（大日本百科辭典）

第四章　歐人占據時代

●●●●●

和蘭人の占據　臺灣が歐人の目に觸れたのは、西暦一千四百二十年、偶々西班牙人の颶風に遇つて、本島に漂着したのを、始めとする。其後、一千五百九十年、葡萄牙の航海者が、海上より本島を望見して「イラ－フォルモサ」と呼んでゐたが、未だこれを經營するに至らなかつた。ところが、一千六百二年に至つて、和蘭は、東印度會社を設立し、爪哇の「ヴタビヤ」を根據として、南支那海を探檢しつゝ、次第に北上して、遂に澎湖島に據つた。其れを知つた明朝大に驚いて退去を迫る事が急だつた。澎湖の地は、島嶼連環海水深澄、天然の良港をなせると、南支の扼へるは、僅に、烱眼な航海者の、垂涎に價したが、兵力の敵し難きを思ひ、一先づ、撤退するの已むなきに至つた。併し、其後二十年、西暦一千六百二十二年には、提督「カイツエルツーン」が、十七隻の艦隊を率ゐて、再び澎湖島を奪ひ、砲壘を築き永住の計を取つた。ところが、明朝では、一千六百二十四年、和蘭人が、若しも澎湖島を放棄したならば、臺灣を占領しても、異議を挾まないといふの條件で、和議を結んだ。そこで、同年八月和蘭人は、澎湖島を引揚げて、臺灣に到り其他を略し、東印度商會の管轄の下に、領事を派遣する事となつた。そして、一千六百三十年には、「ゼーランデイア」城を築いた。支那人の、所謂紅毛城（赤嵌城、安平城とも云ふ）である。次で一千六百五十年には、更に一城を今の臺南に築いて、「プロヴイデンチア」城と稱して政廳に宛てた。今の赤嵌樓がそれである。

和蘭人が、南臺灣を占領すると、西班牙人も亦臺灣の北部の雞籠、淡水二要港を占領して、此處に築

城した。今の淡水の英國領事館が、其舊跡である。併し、これは、一時の占有で、幾もなく、和蘭人の爲めに追はれ全島は、全く和蘭の統治に、屬する事となつた。

然しながら、當時、我が國人が、旣に本島に來住する者多く、蘭人統治外に峙立して、一勢力を成して居つた、和蘭人も、亦强て、壓迫しやうとは、せなかつたが、隱然たる、一敵國なのであつた。偶々一千六百二十七年、寛永六年、長崎の商人、末次平藏の所有船二艘が、支那福州に航行する途次、臺灣に寄港したが、その船中に、十五門の大砲と數多の兵器とを裝置し、且つ四百七十人の乘組員があつたので、和蘭人は、單に平和の通商を欲する者ではないとして、上陸に先だち、兵器を和蘭の當局者に預り、出帆の時受取り去るべき旨を諭した。からして彼我の間に、いさゝか紛爭を生じたが、船長濱田彌兵衛は、支那に行く事をやめて、臺灣土番十六名を誘拐して、日本に歸つた、於是、肥後の住人柏原太郎左エ門は、慨然江戸に出で、老中に訴へたが、八年五月、遂に太郎左エ門は、平藏の命を含み、自ら謀主となり、濱田彌兵衛を船頭として、臺灣に航行した。和蘭人は、早くも、前年の處置に對する報復ならんと察し、船中を檢して、兵器を押收し、且つ先年誘拐せられた土番中十一名を拘引して、獄に下し、一行を抑留して、出港を禁じた、そこで、太郎左エ門及彌兵衛以下七人の勇士は、武力を以て、領事に迫り、彼をして、一萬二千五十二斤の生糸と、純銀八萬六千「マルク」を支拂はしめ、且つ、領事「ヌイツ」の子の、十二歳なる「ピートル」、モイセンス」を始め、數名の和蘭人を、擒として歸國し、大いに、日本男兒の氣を吐いたのである。

然し、天草の亂後、卽ち寛永十六年七月五日、德川幕府の鎖國令、發布せらるゝや、さしも、海上に發展雄飛した、日本人も、次第に勢力を收め、臺灣を遠ざかつてしまひ、僅に、九州地方の商人ばかりが、鄭氏據臺の頃まで、基隆港口の社寮島で、貿易を營むに過ぎなかつた。かくて、日支勢力の消長を利して、蘭人は、よく三十八年の占據を持したが、施設として、見るべきものが多々あつた。

和蘭人の土番敎化　和蘭人の、臺灣を根據とした頃は、西部一帶の平地は、土番の棲住地であつた。それで、先づ、土番を敎化して、臺灣を永久の根據地

としようとの方針を採つた、そして、宣教師を送り布教と教育に從事せしめ、且つ、蕃人との通婚を奬勵して、同化を計り、金穀を散じては、災厄を救ひ寇敵に對しては、兵を出して、保護を與へ、時には饗宴を張つて饗應し、恩威を示し、蕃社に對しては、舊慣に從うて、自治に任せ、單に之を監督する位に止め、時々會長を召集しては、評議會を開き、土蕃に對する施設の適否を諮問したり、又は、當局者の發する、布告の趣旨を、知らしめた。而して和蘭人の土蕃の教化に著手したのは、西暦一千六百二十六年で、宣教師「チエオルジ、ガンチヂウス」が、赤嵌城附近に分布してゐる「シライヤ」族新港社の、教化に著手したのを、始めとする。それから、大穆降自加溜灣、蕭壠蔴荳の諸社を教化し、つゞいて、他族に及び、南、鳳山から、北、嘉義の間に、點在せる、「シライヤ」族(臺南)「ロツア」族(嘉義)「パバオサア」族(彰化)「マカタツオ」族(鳳山)に及んでゐる。一千六百五十二年、移植支那人等が、郭懷一を首領として、反亂を企て、和蘭の官吏及重なる商人を虐殺した時には、歸附の土蕃二千人は、和蘭人と力を協して、奮戰し反徒四千人を殺し、死を忘れ、義を守り、よく和蘭人の命令に服從した、とさへ云はれてゐる。

一千六百四十二年八月には、雞籠、淡水兩港に於ける西班牙人を逐ひ、更に東に廻つて、蛤仔難平野(宜蘭東港附近)に侵入し、蕃社十五箇所を歸化せしめ、陸路は三貂嶺を越へ、水路は平野の北端なる一港に船舶を艤せしと、それより六年後、噶瑪蘭平野北東岸の蕃社五十箇所を歸化せしめた。

土蕃教育の刷新　從來施設し來た教育は、教會堂の一部に於て、宣教師及び土蕃の助手によつて、なされたに過ぎなかつたが、一千六百四十八年、更に完全なる、土蕃の教員を教養する爲めに、學校を新港、蔴荳の二社に建設した。生徒定員を三十名とし、耶蘇教問答、蕃語聖書、和蘭語を主要科目とした。入學者は、十歳から十四歳までの成るべく貧者の子弟或は孤兒を選んだ。併し、一千六百五十八年以後は、熱心なる教師なく、漸次衰頽に赴き、見るべきものなきに至つた。

開墾　費用と器具と穀種と一切を給與して、移植支那人及び蕃人を使役し、教化の傍ら、開墾事業を起した。耕作物は、主に甘蔗と米穀であつて、土質に

聽じて、上、中、下、三則に區別して、年貢を徴收した。

斯くて水田は著しく增加し、千六百五十六年には米作地は、甘蔗畠の三倍にも及び、多數の收穫があつたといふ。

●●牧畜　耕作の普及を計る爲めには、埤圳陂池の水利を興し、又牛を飼養せしめやうとしたが、此頃は土蕃に、一頭の牛馬をもなかつた。そこで、東印度會社の宣敎師「グラヴィス」に、四千「レアール」の金を無利息で貸與し、牛種の移入を計らせた。すると、彼は百二十一頭の印度牛を輸入して、土蕃に交附し、同時に牛頭司を、南北二路に置いて、其蕃殖を圖らしめたのである。

●●貿易　對手國の主なるものは、日本及支那であるが當時支那との貿易額は、平均四百萬マルクに上り、輸出品の主なる物は、胡椒、香料、麻布、籐、琥珀亞鉛及臺灣產の米等で、輸入品の主なる物は、生絲陶器黃金等であつた、日本との貿易品は、砂糖を主とし、年額七、八萬「ピルクス」に達し、次ぎは鹿皮で四五萬張に上つた。臺灣の歲入は、諸稅を併せて、平均十四萬二千「マルク」に對し、年々支出せる植民費は、三十五萬「マルク」であつたが、貿易による純益は、實に四萬「マルク」以上であつた。故に、臺灣は、和蘭にとつて、正に一大寶庫たるの觀があつた。併しながら、商社は、唯利益の吸收にのみ力め、兵備の如何について、深き考慮を拂はなかつた。爲めに、僅々三十八年間の領有にして、然も、最初彼等のとつた澎湖、鹿耳の道より、侵入した、潮の如き鄭軍の爲めに、忽ち驅逐されなければならなかつた。

（備考）

◎濱田彌兵衛　長崎の商人勇にして謀あり嘗て弟小左衛門子新藏と海に航して臺灣島に到る是より先き支那の姦民顏振泉衆を聚めて之に據り我邦の邊民を招き其の黨に入れ圖て自ら日本甲螺と稱す甲螺は頭目の義なり後ち我邊民代りて甲螺と爲る時に紅毛夷來りて地を借り鹿皮三萬を輸せんことを約し既にして城郭を築き之に據り又た前約を履まず且つ我商船の印度に往く者其近海を過ぐれば爲めに殺掠せらる甲螺之を如何ともする能はず此に至りて來走りて之を彌兵衛に訴へ共に報復せんことを圖る彌兵衛之を許す乃ち甲螺の徒二十人と還りて之を幕府に請ふ幕府之を允るし長崎代官末次平藏に檄し船を備へ卒を募りて之に强兵を附す彌兵衛盡く其の從兵數百を裝ひて農夫と爲し簑笠を被むり鍬鎌を持して行て臺灣海口に到守吏に請ひて曰く日本の墝塉地の土瘠く人寡くして中に桑藪多しと聞き移住して以て之を開墾せんと欲すと守吏以て甲必丹に告ぐ偕せず哨船を以て之を圍むこと數匝遽かに上陸

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

を許さず人をして來り曾はしめて曰く汝の來るは決して好意に非ず然らざれば何ぞ人を從ふることの衆きや彌兵衛曰く噫公何んぞ人を疑ふことの甚だしきや假し日本をして海外の國を略せんと欲せしめば將に猛將精兵を遣はして來る可し日本豪と其の人に乏しからず奚んぞ我儕小民を使ふことを之れ爲んと守吏舟中を檢するに僅かに數十の防身刀あり其の他は唯々耕耨の具に胥たるのみ還りて備さに甲必丹に告ぐ甲必丹意稍々解け乃ち衆に上陸を許す彌兵衛等城に入りて甲必丹に謁見することを得暇を受けて[illegible]たらんことを請ふ許さず本邦に還へらんことを請ふ亦た許さず留まること數月屢々入りて之を請ふ甲必丹依違して答へず彌兵衛衆に謂て曰く甲必丹我に去留を許さゞる其意測るべからず大丈夫不測の地に入らば當さに死中に活を求む可き耳と衆憤然として之に死せんと欲す一日昧爽に彌兵衛父子兄弟三人城に入る衆之に從ひて門外に留る三人身を挺んで闥を排きて進む甲必丹猶ほ寢ねて床に在り驚き起きて叱して曰く汝等人の閨闥に入る何んぞ夫れ無禮なると彌兵衛咆哮奮前して甲必丹を牀に擒にし懷より匕首を出して其喉に擬して曰く汝死罪あり尚ほ何んぞ人の無禮を咎むるやと左右之を及せんと欲す小左新藏刀を拔て遮ぎり立ち目を瞋らして之を叱す左右披靡して敢へて逼まらず甲必丹慴憟して命を乞ふ彌兵衛曰く汝生きんと欲せば何ぞ城上の放礮を停めざる甲必丹曰く謹みて命を奉ぜん曰く汝擅きに掠むる所の貨は倍數にして之を還へせ甲必丹曰く唯々命之れ從はんと彌兵衛乃ち手に甲必丹の臂を抱し右手に匕首を執りて俱に起つ小左新藏其前後を擁して出づ蠻卒敢て動かず甲必丹命を傳へて放礮を停め其の卒をして蠻舶一隻及び日本船二隻を艤して裝貨山のごとく積ましむ彌兵衛入りて之を檢し乃ち甲必丹を拉て俱に去らんと欲す曰く島民皆な某の指揮を仰ぐ某去らば則ち倀々乎として歸する所なし某に一兒あり年十二歳願はくは某に代りて從去せんことを公幸に愛憐を垂れよと彌兵衛乃ち其の子及び頭目數人を質として鎭臺に歸り報ず鎭臺幕府に稟して厚く之を貸す是に於て彌兵衛の名一時に震ふ肥後侯聘して之に祿す時に寬永五年なり後三十餘年鄭成功紅毛を攘ひて臺地を復す。（大日本百科辭典）

◎柏原太郎左衛門　長崎の商賈なり元小堀遠州の臣兵部左衛門の子年十六にして征韓の役に從ひ後流浪して熊本に至り轉じて長崎に住し天野屋と號し商となる長崎の商末次平藏商舶を福州に遣はし臺灣の荷蘭太守に抑留せらるゝや寬永八年兵四百八十人を遣し之を取還さんと欲す太郎左及濱田彌兵衛等五人此の中にあり已に至れば蘭將謀を知り武器を抑留し太郎左等をして歸國せしめず太郎左等乃ち彌兵衛等を蘭將の館に遣し歸國を請ふものと爲して近ついて之を擒にし質を得て還る之を江戸に訴ふ幕府乃ち熊本の領主加藤忠廣を經て幕府に言上せしむ先づ米百俵の賞あり太郎左乃ち家を長子藤左衛門に託し忠廣と共に上京せんとす而して忠廣罪を得て國除せられ果さず此の功名終に埋沒す而るに長崎に在ては濱田彌兵衛等此事を人に告ぐ人以て彌兵衛の功となす菊池如宗之を信じ細川三齋公に上申す太郎左之を聞き事の非なるを辯識し如安は謝狀を太郎左に送れり太郎左熊本に住し身を終ふ。

◎末次平藏　豪商なり曾て明の鄭芝龍長崎に來る平藏と善し芝龍明に還るに及びて平藏屢々商船を遣はし絲を買ふ船臺灣に泊す紅毛人其地に據る來爽來りて悉く財物を掠め去る舟人逃れ還りて平藏に告ぐ平藏之を聞き憤怒す其の友濱田彌兵衛曰く吾れ能く子の爲に怨を報ぜん請ふ我が爲めに一巨艦を具し一百人を我に從はしめ

よと平藏其言の如くす彌兵衛弟小左衛門と海に航して臺灣に至る紅毛人其の船に入り檢視するに唯々耕具あるのみ因て其の來る所以を聞ふ彌兵衛曰く此地膏腴なれども未嘗て開墾せず若し其の地を吾に聽はゞ吾且つ公等の爲めに之を開墾せん紅毛答へず彌兵衛兄弟乃ち小刀を衣中に匿し往きて夷酋を見る彌兵衛佯り怖れて蒲伏じ進みて突起し夷酋を擒つ衆夷劔を挺て進む小左衛門其の一人を斬る餘皆な逃れ去る彌兵衛刀を抽き夷酋の胸に擬して曰く汝ち何ぞ敢て我國の商船を掠むと夷酋謝して曰く請ふ其の數を倍して奉還せん彌兵衛財物を出さしめ且つ夷酋を以て還らんと欲す酋謝辭して曰く願くは吾小兒を以て質と爲さんと彌兵衛乃ち財物及び其の兒を取りて還る寬永九年十月夷酋來り謝して其の兒を還さんことを乞ふ將軍家光命じて平藏等拘ふ所の夷を還さしむ。（同上）

西班牙人の占據　西暦一千五百九十三年、西班牙人が「フイリツピン」群島を掠取するや、更に進んで、臺灣をも領有して、東洋貿易の覇者たらんとした。併し、最初の渡航者「ドンホアン、フアムデオ」は三艘の帆船を率ゐて、「マニラ」を發し、風帆を孕ませて快走したが、不幸「バシー」海峽の附近で、暴風に遭ひ、二船を傷け、一船を沈沒せしめたから、目的をとげず、空しく引き返した。其間、新進の競爭者たる、和蘭人は、逸早く、南部臺灣を占領してしまつた。そこで、西班牙人は、東洋貿易保護の上から、益々臺灣占據の必要を感ずるやうになり、遂に、一千六百二十六年五月、提督「アントニオ、カレニヨ」は、十二隻の艦隊を率ゐて、呂宋の「アパリ」港を發し、同月十日、基隆港に著き、港外の社寮島、及び小基隆の東邊に「サンサルヴアドル」城を築き、更に背後の山上三百「フイート」の地に、「サンチシマ、トリニダド」城を築いた。次いで、一千六百二十九年七月に、淡水港に入つて、「サンチアゴ」城を築いて、根據としたのである。當時、北部臺灣には、土蕃の外に、少許の日本人と、支那人とが、棲んで居つた。

斯くて、西班牙人は、臺灣太守を置いて、此地を管理せしめ、基隆、淡水間の道路を開き、附近の土蕃を撫化し、宣敎師を送つて、布敎を試み、又屢々東海岸に船舶を出して、開拓に意を注いだ、即ち一千六百三十二年には、蘇澳を占領して、「サンローレンソ」と名け、又東海岸一帶を、「サン、タカタリナ」と命名するなどの事があつた。ところがやがて優越なる、和蘭人の爲めに、擊破せられ、事の爲すべからざるを曉り、一千六百四十二年九月四日を以て、臺灣を退去するの止むなきに至つた。西班牙人の、本島に占據する事、前後僅に十六年、從つて施設の見るべきものがない。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

(備考)

◎長崎夜話　紅毛人國姓爺より臺灣を奪はれ、遺恨甚だ深く、是れより唐土を以てみなおのが仇として、海上において唐土の船に逢ふときは、則ち是れを捕へて荷物を奪ひ、人を殺し、海賊を專らさせしかば、長崎渡海の唐船、海上において紅毛船を見るときは、鼠の猫を見るが如くなりし、都て陸地の軍は、紅毛も唐人には對する事不能といへども、軍船の闘には、中々唐人は紅毛に對する事なし、是れに依つて、紅毛船唐土に來る事を禁ずる事濶し、此の故に、紅毛いよ〳〵唐土を敵とす。

第五章　鄭氏占據時代

●●●●●鄭氏名は成功　芝龍の子である。母は日本平戸の鄭士、田川氏の女、成功の偉材なる知るべきである。芝龍、臺灣を棄て、明に降るや、成功一日父に從つて、隆武帝に見えた。帝は、其人となりを愛して、朱姓を賜うた、因て、國姓爺と稱するに至つた。時に、清朝の勢威、漸く强大となり、明朝は、漸く南陲に餘喘を保つ有様である。芝龍は、遂に節を變じて、順治三年、遂に清朝に降つた。成功は、それを喜ばず、一意明朝を恢復せん事を計り、厦門に據つた。がしかし、江南の一戰に大敗して使を日本に送り、援を乞ふた。然しながら、幕府、之を援けなかつたので、成功止むなく臺灣に據つて、時の至るを待つことゝした。時の和蘭領事「コエット」はそれを諜知し、急を「バタヴイヤ」に報じた。併し、東印度會社の容るところとならず、反つて、停職を命ぜられ、「クレンク」をして、之に代らしめた。然るに、「クレンク」の未だ著せざる前、二箇月、一千六百六十一年の春三月、成功自ら、戰艦百餘艘と、二萬五千の兵を率ゐて來襲し、直ちに、「プロヴイデンチア」城を拔き、更に、「ゼーランデア」城を圍んだ。此の時、和蘭政廳の通事たりし、支那人、何斌なる者、嚮導となり、漲水の刻に乘じて、鹿耳門口より進入したのである。始め「ゼーランデア」城守は、鹿耳門外に砲聲の轟くのを聞へて、臺に登りて見ると、船艦旌旗が、海面を壓して進んで來る。併し、水路は、險惡で容易に入る事が出來ないし、安平口には、砲臺があるから、之れまた破る事が出來ぬとして、自若としてゐた。ところが、愈々、鄭軍が内港に入るを聞き、俄かに警備を嚴にしたが、時、既に遲く、鄭軍は殆ど抵抗なくして、臺江に入り「プロヴイテンチア」と「ゼーランデア」兩城の交通を斷つ事を得た。恰度、其時「クレンク」が來航したが、上陸する事出來ず、轉じて基隆

に赴き、同地の和蘭人を便乘せしめ、一旦、日本を過ぎて後、「バタヴイヤ」に歸航してしまつた。「ゼーランデア」城に立籠つた、「コエツト」は、援兵の渡來を豫期しがたいので、土地並に公有財産を舉げて、成功に交附した。蘭人重圍に陷ること、七箇月、兵を失ふこと、一千六百人、西暦一千六百六十二年一月、全く臺灣を棄て、爪哇に去らねばならなかつた。

かくして、鄭成功は、完全に、臺灣を占有する事が出來た。そこで、永暦十五年十二月三日、山川神祇に祭告し、臺灣の名稱を改めて、東都と稱し、「ゼーランデア」城を安平鎭、「プロヴイデンチア」城を承天府と改稱し第宅を和蘭政廳の遺址に置へた。そこで、新たに、二縣を設け、北路一帶を天興縣と云ひ、南路一帶を萬年縣と云ふた。又雞籠以下の要地には、各々守備兵を分配して、之を守り、尋で屯田の制を敷いて、力めて開墾に從はしめた。今の西部平原一帶の地の拓殖の緒についたのは、半ば此の際に成つたものである、併しながら、翌年(永暦十六年)熱疾に罹り、康熙元年五月八日をもつて歿した。

子、經、父の遺志を承けて、臺灣に主となり、東都の稱を改めて、東寧となし、天興、萬年の二縣を、二州とし、南北兩路及澎湖に、安撫司を置へた。學校を設け、諸鎭の開墾を奬勵し、種穀、製糖、滷鹽、燒瓦等の諸業を起し、經營見るべきものがあつた。又鄭氏の土番に對する政策は、恩威並び行ふ主義であつた。始め、成功の、この地に占據するや、自、部將を率ゐ、銃手三百、牌手三百、弓箭三百を從へ、各番社を巡視して威を示し、且つ與ふるに烟布、慰むるに好言を以てし、たから、土蕃綏服した。それから、諸將を遣して、これを分管せしめたが、只大體を監督する位で、他は、概ね、社內の自治に任せ、頭目を土管と名けて、各々部下を統制せしめた。經の時代も、やはり、これを踏襲したのである。其他、大陸に對しても、機の乘ずべきがあれば、自ら兵を率ゐ、或は泉漳二州を拔き、惠州を略するなど、在位十九年、殆ど寧日なく、土民信服したが、間もなく、逝き、其子、克塽が立つた。ところが、幼年の故に、忠誠伯、馮錫范、武平侯、劉國軒の二人、專橫を極め、民心漸く離れんとするの傾きがあつた。清朝この機に乘じ、臺灣を平定せんとて、康熙二十二年六月、大擧して來り攻め、先づ澎湖島を奪うた。鄭氏の諸將、この報に接し、憮惶安んせず、士氣全く沮

実した。その上、島民の動搖甚しく、如何ともする事が出來なかつたので、全島を擧げて、清に歸降するに決し、同年七月遂に軍門に降つた。鄭氏の、この地に占據するや、三代二十三年で亡んだ。

（備考）

◎鄭芝龍　支那明末の人字は飛黃、後飛虹將軍と號す、泉州南安縣の人父紹祖、四子あり芝龍は其長子たり生れて姿容秀麗稍々長じて膽略知材群を拔く時人或は嘉靖中の名將戚繼光を以てこれに擬す文才あり又吹彈歌舞解せざるなし紹祖嘗て泉州太守蔡善繼の庫吏たり芝龍時に十歳戲に石を投げ誤て善繼が額に中つ善繼捕へて其容止を見、後當に貴にして封ぜらるべしと云ひ、釋して問はず、後愛を父に失ひて逐はる芝龍乃ち航して日本に來る時に年十八肥前の平戶に居り平戶老一官と稱す慶長年間德川家康に駿府に謁し藥品を獻す、家康問ふに外國の事を以てす、後商舶に乘じて數々海上を往來す、明の天啓年間顏振泉群盜を率ゐて臺灣に據る芝龍弟芝虎と偕に振泉の黨に入りて劫略を事とす振泉死し芝龍代りて長となり海上に橫行す明兵抗すること能はず乃ち議して蔡善繼をして書を以てこれを招撫せしむ芝龍舊恩に感じて降らんとす芝虎等從はず崇禎元年兵部又これを招く芝龍乃ち降るオランダ人を澎湖に破り又海盜李魁奇等を勦滅す功を以て都督に任ぜらる尋で又大盜劉香犯及層何丑を攻めてこれを殺し海盜悉く平ぎ福建參將に任ぜらる、十三年遂に累遷して三省總戎大將軍大都督事南澳總兵となる、已にして李自成亂を作して明主殂し清兵北京を陷れ福王南京に下る芝龍兵を以て入りて護衞し南安伯に封ぜらる尋て清北京に篡纂す芝龍なほ明總兵を以て福建を鎭守す弘光二年南京陷り福王降り芝龍、鄭鴻逵等と唐王を擁立して隆武と改元し芝龍平西候に封ぜられ太師を加へられ、專ら兵餉戰守の政を行ふ大に府第を泉州城南に築き舳艫直に臥內に通じ鄭氏の勢八閩に振ふ初め芝龍の平戶に居るや士人田川氏の女を娶りて子成功及七左衞門を生む成功父を追ひ來りて事を助く乃ちこれをして唐王に入侍せしめ權威內外に盛なり屢々兵を出して清兵の南下に抗す改めて平國公に封ぜらる尋で清兵大に福建に入り福州を陷れ唐王を殺す芝龍弟芝豹及子成功と共ふ防戰して利あらず諸兵潰散す獨り芝龍の妻田川氏城樓より河水に投じて節に死す芝龍芝豹遂に事の成らざるを知りて清に降る是より先芝龍人を遣はし書を以て日本に來り援兵を乞はしむ幕府これを助けんとして議未だ決せざるに福州既に敗れ芝龍等清に降るを聞き議遂に寢みたり清廷屢々諭して成功に降をを勸めしも聽かず芝龍芝豹乃ち寧古塔に幽せられ明永明王の永曆十五年棄市せらる芝龍著はすところ經國雄略ありと云ふも未だ所在を審かにする能はず（日本百科大辭典）

◎鄭成功　支那明末の遺臣初名は森、字は福松、鄭芝龍の長子なり母は日本平戶の士田川氏の女なり少より俶儻にして大志あり丰采掩映、弈々として人を耀す。父を追いて明に航す崇禎十一年弟子員に補せられ試高等に中る、時に年十五書を讀むに章句を治めず每に東向して其母を望む鄭鴻逵頗るこれを奇とす、三觀光一見して芝龍に謂て曰く、此兒英物爾が及ぶところにあらずと金陵に術士ありこれを覩て驚いて曰く奇男子骨相非凡命世の雄才となせり弘光元年南京太學に入り、錢謙益の名を聞き贄を執て弟子となる

諫爭これに字して大木と曰ふ隆武帝立つ乘年二十二入朝す時に隆武未だ嗣あらず森を見これを偉とし其背を撫して曰く惜むらくは一女の以て卿に配するなきを卿當に忠を吾家に盡して相忘るゝことなかるべしと乃ち國姓朱を賜ひ名を成功と改めしめ御營中軍都督に拜し尙方劍を賜ひ儀駙馬に同じうす、成功乃ち入りて禁內に侍し王事に勤む尋で忠孝伯に封ぜらる中外仰いで國姓爺と稱して名いはず已にして淸兵大に閩に入り帝執へられ芝龍淸に降る、成功泣いて諫むれど聽かれず其母も亦難に遭ひ節に殉ぜしより痛恨激勵遂に父を棄て孔廟に詣り裕くるところの儒服を焚き先師を拜し天を仰ぎ義兵を起すを誓ひて去る陳輝、張進施琅洪旭等從ふ者九十餘人二巨艦に乘じ行く〳〵兵を南澳に收めて數千人を得永曆元年永明王の卽位するを聞き南澳より歸り鼓浪嶼に泊し淸將海澄を攻めて克たず更に鴻逵と合して泉州を攻め淸提督趙國佐を敗る明年同安を攻め轉じて復た泉州を侵す淸帥修國器等來り援ひ成功出でて海島に入る書を日本に贈りて援を乞ひしも報ぜられず三年兵を銅山に募りて漳浦を攻め淸將王起鳳を降す書使を遣はし成功を封じて延平公となす明年淸兵を潮州に敗り五年南安を攻めて淸の漳鎭王邦俊を敗り漳浦を攻めて、淸の守將楊世德等を降し明年海澄を攻めて鄭文興を降し淸浙閩總督陳錦の軍を破り漳州城を圍む城中食盡き人相食む已にして援軍至り成功兵を收め退いて海澄を保つ七年淸兵來り攻む成功これを破る淸屢々成功を招撫し來降せば海澄公に封ぜんと云ひしも從はず明年漳州を攻めて淸將を降し勢に乘じて泉州の屬邑を略し遂に七十二鎭を制し廈門に思明府を立て六官を設けて庶政を分理せしむ八年兵を遣はし舟山を攻めて淸の守將を降す已にして淸の定遠大將軍庶子王大軍を率ゐて閩に入る成功これを島に避け連年來て福州地方を犯す十二年明帝使を遣はし成功を晉めて延平郡王となす成功意を決し大擧北上し、まづ金陵を取らんとす水陸全軍八十萬と號す浙江に至りて諸州縣を陷れ部將甘輝の言を容れずして急に金陵を攻む日本に援を乞ひたる朱之瑜も亦來りてこれに從ふ已にして淸の援兵大に至るに會ひ敗績して海上に遁りまた廈門に據る時に明帝遠く逃れて緬甸に在り明の勢また振はず成功乃ち日本甲螺何斌の勸により十五年轉じて臺灣に至り父芝龍の曾て據りて地をオランダ人より回復せんとし兵船を率ゐ往いてオランダ人の築くところの赤嵌安平を攻めてこれを陷れ臺灣を改めて安平鎭となし赤嵌城を承天府となしすべて東都と云ひ天興萬年の二縣を置き法を制し學を興す是歲芝龍淸に棄市せられ明帝吳三桂のために殺され恢復の業終に成らず十六年成功病んで臺灣に卒す年三十九、臺人成功の弟襲を以て護理となす幾くなくして成功の子經位を繼げり康熙三十九年聖祖官をして成功の柩を送り南安に歸葬せしめたり(日本百科大辭典)

◎鄭經　支那明の遺臣延平郡王鄭成功の子、經一に錦とも書し或は錦舍と稱す、成功嘗て經をして廈門に居らしめしが聲色に耽り乳媼と奸せしを以て成功大に怒り同族鄭泰を遣はしてこれを殺さしめんとす會々成功疾ありて果さず永曆十六年(淸康熙元年)成功歿するや淸の靖南王耿繼茂總督李率泰書を贈り經を招諭して降らしむ經朝鮮附庸の事例に照らされんことを求めしも聽かれず乃ち師を帥ゐて臺灣に還る黃昭等成功の弟襲を奉じて經を拒む經これを殺し遂に位を繼ぐ尋でまた廈門に至り義天祐を轉運使となして廈門の政を委ね始めて廟宇を建て市肆を興す已にして繼茂閩人と力を合せて經を攻む經衆寡敵せず臺灣に退く三年金城等諸將多く淸

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に降る乃ち庶政を陳永華に委ね東都を改めて東寧府となし天興、萬年二縣を陞して州となし諸番の兵民を招き納れて安居せしむこれより兵戰暫く息み經の部將海上に互市を事とせり康熙十二年に至り吳三桂等三藩の亂を作すや經これと力を合せて清を滅さんとし清國大に震ふ明年經四方に檄を傳へなほ永曆の正朔を用ふ、尋で自ら兵を率ゐて泉州に入り耿精忠と共に清兵を破る十四年兵を進め漳州に出で明年廣東に向ひ惠州を陷れて諸地に及ぶ是より先經、精忠、と違言あり悉く其故封を奪ふ尋で精忠、清に降り清軍の先驅となり大兵を以て來り攻む經敗れて臺灣に還る兵を散じて民を休せしむ十七年劉國軒を遣はして漳州に至り二十八鎭の兵を率ゐ十九寨を築き清兵と戰ひしも遂に利あらずして退く經晩年政を李克𡒉に委ね二十年臺灣に死す年三十五歲子克塽繼ぐ克塽清に降りし後康熙三十九年聖祖官を派して成功及經の棺を送りて故鄕南安に歸葬せしめたり（日本百科大辭典）

◎鄭克塽　支那明末の忠臣鄭成功の孫鄭經の子なり清の康熙二十年經の臺灣に死するや國を以て李克𡒉に付す克𡒉、經の長子と稱するも實は妾林氏の寵に李氏の子を養へるものなり是にだて經の諸弟揚言してこれを排す經の母董氏乃ちこれを廢し次子克塽を立つ年なほ幼、劉國軒、馮錫範等これを輔く清將姚啓聖、鄭氏の政多門に出づるを偵知し臺灣行人傅爲霖を誘ひて內應をなさしめしも事洩れて爲霖等誅に伏す啓聖乃ち陸路提督萬正色、水師提督施琅と大擧して二十二年銅山を發し舳艫千里來り攻む國軒澎湖に迎へ戰ひて敗れ克塽遂に清に降る時に年十五成功の始めて義を起せしより凡そ三世三十八年こゝに至りて復大明の正朔を奉ずる者なし施琅嘗て成功に屬せしにより疏して克塽及將帥を優待せんことを請ふ清帝克塽に漢軍公を授く或は云ふ東海王に封じて第を京地に賜ふと錫範等みな用ひらる（同上）

第六章　清國領土時代

清國臺灣領有　康熙二十二年、西曆一千八百六十三年、臺灣は支那帝國の領有するところとなつたが、もと、臺灣を征服したのは、主として鄭氏の不逞を平げ、所謂、康熙帝の已む事なき勢威を布くにあつて、永久に此地を版圖とすべきかに就いては、殆ご、疑問に屬してゐたらしい。有司の多くは、天涯の一孤島の故に、放棄說に傾いたが、獨り、臺灣征討の功勞者、水師提督施琅はその不可を爭ひ、上疏して、利害得失を述べた。卽ち、これを化外におく時は、匪徒の巢窟となるか、又は、紅毛の再據となつて、禍害の及ぶところ、啻に閩粵のみではないと云ふにあつた。淸朝は、遂に施琅の議に從ひ、翌二十三年、臺灣を以て一府とし、福建省に隷屬せしめ、福建巡撫の下に、臺厦兵備道を置き、臺灣及厦門の兩所に、半年交代に駐在して、文武の政治機關を總統せしめた。世宗の雍正六年、改めて、臺灣道とし、臺灣に專駐することゝした。文治の頃には、府の下に縣を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

おいた。臺灣、諸羅、鳳山、の三縣これである。

又武備として。臺灣鎭を置いた。表示すると。

臺灣府
- 諸羅縣—鹽水港巡檢（今の嘉義の南方佳里興里の海岸に卜定す）
- 臺灣縣（今の臺南に建設す）
  - 臺防同知（府城）
  - 澎湖巡檢
  - 鹿耳門巡檢
  - 新港巡檢
- 鳳山縣—淡水（東港）巡檢（今の鳳山の西南興隆里に建設す）

鎭臺（府內）
- 安平水師副將營
- 澎湖水師副將營
- 鎭標營（管轄は澎湖島を除き臺灣縣に同じ）
- 南路參將營（鳳山縣に同じ）
- 北路參將營（諸羅縣に同じ）

（備考）

◎清國の臺灣を領有する初め、政化の及びし區域は、極めて狹少の部分にして、北は雞籠に至り、南は沙馬磯頭（西南岬）に至りしと云ふも、是れ版圖上の疆界を示すに止まれるのみ、卽ち、實際に於ては、北は朴仔離溪南岸、南は下淡水溪北岸に限られ、東部の一帶は啻に中央山脈外側の低連嶺巒にも及ばざりしのみならず、現時地文の示す所の五千尺以下の高地邊にすら及ぶもの少く、澎湖島は僅に大山嶼（本島）北嶼（白沙島）西嶼（漁翁島）の三島に過ぎざりし如し。

知縣の如き皆、臺灣府に僑居し、康熙六十年朱一貴の亂後、始めて任地に涖めりと云ふ。（伊能嘉矩著臺灣志）

内訌匪亂　支那民族の臺灣に移住を始めたのは、鄭氏以前からの事だが、その、清國領有に歸するや、潮の如く渡來した。彼等の多くは、放縱無賴空手空拳の徒であつて、中央政府の羈絆を脱し、至る所に新天地を開拓し、新社會を建設した。そして、獰猛な先住土著の蕃人と、惡戰苦鬪して、漸く堵に安んずる時、清國政府は、これに統治的壓迫を加へ出した。於是、彼等は或は官憲に、或は閩粵兩族間に抗爭紛擾を續けたのである。藍鼎元は凱切にいつてゐる。「臺民の亂を喜ぶこと燈を撲つ蛾の如し、死する者前に在れども、投ずる者己まず」と。尙ほ其所因を論じて、「臺民の亂を唱ふるを以て嬉みと爲すは、豈に眞に刑戮の畏る可きを知らざるが爲めならんや、山大に谷深くして、逋逃の藪多ければなり、成れば民の害と爲り、敗るれば去りて山狙と爲る、人跡の至らざるところ、其の底を極むるなし、彼何を憚りて爲さゞらんや」と。かくて、淸治二百年間、竟に此の禍根を斷つことが出來なかつた。今其の主なるものを擧ぐれば、次の如くである。

康熙三十五年七月、吳球といふもの、新港に起り、朱祐龍を擁し、明裔と稱して、威を振つたが、旬日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にして平定した。

康熙四十年十二月、諸羅(嘉義)の民、劉却と云ふものがあつて、武技に長じてゐた。無頼の徒を集め、妖説を立て、愚民を惑し、衆望を博さうとして、竊に樟腦を屋根瓦の間に挿み、深夜に火を點した。かゝる事數日、大に人目を惹いた。そこで、人に言はせた。「劉大哥の屋舍に毎夜紅火が天に燃えるのは、きつと普通ではない」と。斯くて、或日、神爐に火を發したのを、人々は尋常人の仕業ではないとて、崇敬し、集り來る者次第に多く、終に出で、焚掠を肆にしたが、翌四十一年二月平定した。

康熙六十年四月、朱一貴といふもの、明朝の裔だと稱し、兵を鳳山地方に擧げた。中興王と稱へ、永和と改元するなど、一時勢猖獗を極めたが、水師提督、施世驃、南澳總兵藍廷珍の爲めに、生擒せられる事となり、餘匪も雍正元年の四月に至つて平定せられた。

亂後、淸朝は、施政の忽に出來ない事を覺知し始め、巡視臺灣監察御史、滿漢各一員を置いて、一年毎に交代して、臺灣を巡視し、政治を監督せしめたが、雍正元年、其衙門を府城内に、出張所を鳳山縣内に設けた。此年、又彰化縣、淡水廳を增設し、五年、更に、澎湖廳を開いた、是に於て一府四縣二廳となつた。

乾隆四十八年、漳人嚴煙といふ者が、臺灣に渡來して、天地會と云ふ秘密結社を組織した。其後、間もなく、其黨與全島に瀰漫し、北路は林爽文、南路は莊大田と云ふ者、盟主となり、互に氣脈を通じて、勢蔓るべからざるものがあつた。臺灣道永福知、これを憂ひ、同五十一年七月、その領袖數十人を捕へて處罰した。林爽文等、それを聞き自ら安んぜず、十一月、南北路相應じて兵を擧げ、先づ彰化城を拔き、盟主府を開き、年號を順天と稱し、全臺殆ど陷らんとする有樣だつた。そこで、陝甘總督福康安、命をうけ、大擧して之を討伐し、翌年十月、兩人を生擒して、亂が平いだ。此年、諸羅縣の稱を改めて、嘉義とした。これ、此の匪亂に於いて、諸羅城を恢復したる後、再び敵の重圍に陷りつゝも、死守よく籠城の功を完うしたる、柴大紀の義を嘉みするの意で、その功績を表旌する所以である。

嘉慶十年、海賊、蔡牽、臺灣に入つて、鎭海威武王と稱し、一時優勢だつたが、澎湖副將、王得祿に破

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

られてから、復、臺灣を窺はなかつた。

同十二年、黨與の朱濆が、噶瑪蘭(宜蘭)に入つて此地を奪ひ、巣窟としようとしたが、同じく、王得祿の追擊をうけて遁走した。

而して、蔡牽、朱濆の入寇は、淸朝をして、噶瑪蘭の忽にすべからざるを覺らしめ、嘉慶十五年、これを行政管轄に編入し、同十七年噶瑪蘭廳を置くこと、なつた、後改めて宜蘭と稱した。

支那人の移殖　支那人が臺灣に移住したのは、明の嘉靖の頃からだが、其頃は、今の臺南、高雄及北港の邊が、主なる移住地であつた。ところが、崇禎以來、淸軍が南下するや、南方支那の良民の難を避けて、臺灣に移る者多く、天啓四年の頃には、臺南地方に、既に、二萬五千戶、人口十萬以上の移民があつたといはれる。次で、五年鄭芝龍は、大に移民を奬勵し、移住するものには、人每に銀三兩、三人に牛一頭を給して、荒土開墾を計つたから、閩の饑民の臺灣に至るもの數萬の多きに上つたと云つてゐる。

ついで、淸が、臺灣を領有するに至り、「臺灣は海外孤懸の地、奸宄逋逃の藪と爲り易し、故に、地を闢きて、民を聚むべからず」とて、移民を禁止したが、之れは、只、空文であつて、事實上、日に月に、其數を增し、康熙の末年には、臺灣に二大拓殖區域を見るに至つた。一は、閩人の拓いた臺北平野、一は粵人の拓いた阿緱平野である。

政化の未だ及ばない處、拓殖の擴張には、必ず無業の流民の弊害が伴つた。彼等は、多く番界に出入して、番俗を傷け、深怨を結ぶ事が、甚しかつたから、雍正七年には、番界に石を立て、、番地に侵入するの禁を布き、且つ潛渡する者を嚴罰するの令を發した。併し、是も亦空文であつて、至る所、漢民の盜墾、奸黠は、番人の怨嗟の種だつた。漳人吳沙の如きは、乾隆五十二年、噶瑪蘭の番地に入つて、開拓に從事し、嘉慶十九年には、黃林旺、陳大用、郭百年、などが、埔里社の番地を侵拓し、咸豐年間には、鳳山縣下、水底寮の民、鄭尙と云ふ者、臺東卑南に至り、土番と交易し、且つ農耕の法を授けた。又咸豐元年には黃阿鳳と云ふ者が、花蓮港寄萊を開墾し、鄭勒先と云ふ者、埔里社に市街を建てた。其頃、外船遭難要償事件等あり、所謂、外來の狀勢に刺激せられて、淸國政府も、同治十三年、遂に從來の方針を一變して、先づ左の事項を決行した。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(一)從來、蕃地に入るの禁あるを、撤廢して、自由に交通するを准す事。

(二)臺東、恒春及埔里社の蕃地に、支那人の移殖を奬勵する事。

(三)臺灣の東西兩部を連絡する爲め、兵を南、中、北、の三路より進め、中央山脈を横斷して、道路を開通する事。

是に於て、厦門、汕頭、香港の三所に、拓墾局を設けて、移民の事を管掌せしめ、拓殖事業を助けしめたから、漢民族は、潮の如く渡來移殖したのである。

分類械鬪　支那人の臺灣に移殖したのは、主に、福建、廣東の民で、之を普通、閩族、粤族と云つてゐる。二者、同じく漢族である、しかも、其の氣質及言語より風俗習慣まで、甚だしい相異がある。「粤富而狡、閩强而悍」はよく二者を評してゐる。彼等はかうして、事毎に合はなかつた。そして、些細な事にも、輙ち黨を爲して、私鬪を試みた。卽ち、分類械鬪は、彼等の民族性を、鮮明に示してゐるのである。

乾隆四十七年、彰化縣下、莿桐脚庄の大路に、賭場を設けたるものがあつた適々泉人と漳人とが、そこで賭博し、吊錢を換へる事から爭ひ、始は互に、口角泡を飛してゐたが、ついでに、手足を以て鬪ひ、終に、分類械鬪の端を開いてしまつた。そして、凡そ、泉人、漳人、界を交ふる所、互に相焚殺して、官衙の力も、如何ともする事が出來ない。擾攘の際は、無論何等恩怨のないものさへ、泉漳人、相互の間に、盤る感情は、恰も不倶戴天の仇となるのである。漸く、調停の局を結んでからも、兩々相對して、隙を窺ふの狀であつた。

道光六年四月、彰化縣下、東螺堡睦宜庄の粤人李通と云ふものが、閩人黄文潤と云ふものゝ、家豚一匹を盜んだ事から、爭を起し、閩粤兩族の械鬪となり、しかも、各所の匪徒が、機に乘じて謠言を放つたから、兩族互に焚殺を肆にし、爲に員林一帶の粤人は、難を避けて、大埔心庄及關帝廟街等に入つて、堅く守つた。閩族の部落は、粤族之を焚き、粤族の通行するものは、閩族之を殺し、良民の慘禍を被つたものが、恐ろしい多數になつた。そして、其の紛爭が、延いて、北は大甲溪北の淡水廳下に及び南は虎尾溪南の嘉義縣界に及んだのである。

これは、只一二の例に過ぎないが、其弊害は、實に想像の外であつた。卽ち、内は民力の疲弊、地方

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の秩序の紊亂となり、外は文化の破壞であり、爲政の大障碍であつた。過去二百年の清國治下における臺灣史は、實に二大弊習、內訌匪亂、分類械鬪の剿除に腐心焦慮した事蹟といつても過言ではない。

●●●理蕃一斑　清國が、臺灣を領してからも、やはり鄭氏の遺制を踏襲し、土官を各蕃社に置き、其の部下を統御せしめ、その歸伏して法に遵ひ、役に服するものを熟蕃と云ひ、邊陬に深居して、敎化に從はない者を、生蕃と名づけた。熟蕃には、公役を命じて、税を輸せしめる代りに、厚くこれを保護し、敎化指導に力めた。雍正十二年には、蕃社學を設けて、蕃童を敎育し、同二十三年には、薙髮、蓄辮して、漢風の姓名を稱せしめた。姓は、大抵「潘」だが、他に李、陳、王、蠻、林等も少くなかつた。

從來、理蕃は、單に地方官の監督するに過ぎなかつたが、乾隆三十一年十一月、理蕃政廳を置き、全臺を、南北兩路に分ち、北路理蕃同知を彰化の鹿港に置き、七十二蕃社を統轄せしめ、南路理蕃同知は、臺灣府臺防同知の兼掌として、二十一蕃社を統轄せしめた。尋で、光緒元年には、北路理蕃同知を埔里社に移して、中路撫民理蕃同知と稱し、南路理蕃同知を卑南に移して、南路撫民理蕃同知と稱した。生蕃に對しては、其初、消極的の手段を取つたが、乾隆五十三年、蕃界に隘を設けて、蕃害を防禦するの機關とした。始め、鄭氏の時には、土牛紅線といふ制があつたが、淸國の版圖に入つてからも、私に之を設けた者もあつた。それ等を廢し、此時始めて官隘の制を設けたのである。光緒十一年、劉銘傳は、屢々兵を起して、中央山脈に盤居する生蕃を征し、威武を以て之を服しようとしたが、容易に目的が達し難いのを知り、方針を更へて、撫順の手段を取り、撫墾局を全島各處の蕃界に置いて、開拓撫育に從事せしめたから、治績の見るべきものあつた。それも、彼の辭職と共に廢頽に歸してしまつた。

支那人が蕃人敎育に著手したのは、康熙元年明の遺臣沈光文が臺灣に來り、僧となつて、目加溜灣社に入り、蕃童に讀書を敎へ、傍ら醫藥を施して病める者を救つた事に始まつてゐる。其後、三十四年靳治揚が、臺灣知府に任せらるゝや、土蕃社學を立て、師を招いで、之を敎育せしめた。其區域及位置は、明かではないが、臺灣、鳳山二縣下の熟蕃の一部に過ぎなかつたらしい、其敎科目及敎科書は、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

教科要目
- 讀書
  - 句讀
  - 背誦
- 習字

教科書
- 三字經
- 四書

雍正十二年、南北、兩路の番社には、普く土番社學を設置し、文理に通ずる支那人を社師とし、一社學に一人を置き、蕃童の敎授に當らしめた。

光緒元年には、埔里社に熟蕃義熟二十六箇所を設け、土俗を改めて支那化し、言語も臺灣語を解せしめる位になつた。

生番の方は、同治十三年、臺東の開拓に伴ひ、撫墾事務の一として、蕃學を設けたのが、初めである。光緒五年、卑南、馬蘭拗、璞石閣、水尾、拔仔庄、花蓮港等の要地に、實施し、蕃童を招來して敎育を施したが、僅か二年で、臺灣語を解するやうになつた蕃童も、多かつたと云ふ。尚ほ恒春に六箇所、鳳山に六箇所の義學を設け、楠仔脚萬社に學堂を建て、宜蘭月眉庄にて蕃民に文字を敎へし事もあつた。又巡撫劉銘傳は、更に臺北城内に蕃學堂を設立して、光緒十六年三月七日、大嵙崁、屈尺、馬武督の各社頭目の子弟を招來して、敎化したが、やがて、氏の辭職と共に頽廢に歸した。

第七章　外人の臺灣經略

ベネオウスキイの探檢　西暦一千七百七十一年、清の乾隆三十六年、ポーランドの貴族で、「ハンガリー」の高官であつた、「マウリス、ベネオウスキイ」なる者、露軍に捕はれて「カムチヤツカ」の獄中にあつたが、逃れて臺灣の東岸なる大港口附近に到つて探檢を試みた。しかし、土番の襲撃を受けて退却し、航路を北にとつて澳底附近に上陸し、略七十五日間の探檢を終へて本國に歸つた事がある。

英人ミリシの開墾　宜蘭の蘇澳に來り、平埔族の女を娶つて同族と相結び、壯丁等を率ゐて南澳の開墾に從事した事があつたが、清國有司、國法を以て之を禁じた。「ミリシ」は止むなく再び扁舟に乘じて宜蘭に回航することゝなつたが、途中風波の爲めに難破し遂に溺死した。

光緒十年、清佛戰爭起るや、佛國皇帝「ナポレオン」三世は、「クールベー」中將をして臺灣本島及澎湖島を封鎖せしめた。併し其後本國に於て主戰非戰の二派相爭つて互に讓らなかつたが、其中に「クールベー」

も病に罹りて、異境に歿し、次いで佛國內閣の變迭の結果、五月八日平和條約を結んで佛國は臺灣に對する野心を棄てる事となつた。

第八章　蕃地領域問題

蕃族と難破船　道光二十二年（西曆一千八百四十二年）以來、歐米諸國の船舶が、支那海上を往來する事頻繁となつたが、險惡な臺灣近海で破船するもの多く、幸に沿岸に漂著するものも、土蕃の爲めに殺害せられる有樣なので、清國政府と交涉を重ねても、常に要領を得ず、清國は蕃地を以て、化外の域と稱してゐた。

外國人の被害　同治五年、（西曆一千八百六十七年）英國軍艦「ドーブ」號及「シルヴイア」號の船員が、土蕃のために殺害せらるゝあり、同六年米船「ローヴア」號が「ペルレート」列岩の間に沈沒して、船員、瑯璠（恒春）のクアール蕃地に漂著したが、之れまた土蕃の襲擊を受けて、船員悉く殺害せられた。其後、四年（明治四年、清同治十年）我が琉球藩に屬する宮古島の漁民が、臺灣の東海岸なる、八瑤灣に漂著して、牡丹社蕃人に殺害せられた者五十四名、其時十二名が、漸く虎口を脫れて、琉球に歸る事が出來た。彼等は、狀況を鹿兒島縣令に具申したから、翌五年七月二十八日、時の縣參事大山綱良は大いに憤り問罪の師を發せんことを奏請した。よつて、朝議先づ、臺灣蕃地の所屬を明かにすべしとて、外務卿副島種臣を遣はして、其意を清國政府に傳へしめた。然るに、同政府は未だ王化に服せざる臺灣の生蕃に對して、何等の責任をも負ふ事能はずと答へた。かくて、交涉談判中、再び明治六年三月八日、小田縣（備中國淺井郡柏島村）の民四名、東部臺灣「マボケ」に漂著して、土蕃の劫掠に遇つた報知があつた。是に於て、副島外務卿の歸朝後、再び問罪の事を議した。主戰の副島外務卿等非戰の木戶參議等の二派が、互に利害得失を論じたが、結局清國の態度に對して、我が國の取るべき方策としては、問罪の師を擧ぐるより、他に途がなかつた。

臺灣征伐　明治七年四月五日、臺灣蕃地事務局を長崎に置き、大隈參議を其の長官に任せられ、西鄉陸軍中將を臺灣蕃地事務都督に、谷陸軍少將、赤松海軍少將を臺灣蕃地事務參軍に任ぜられた。斯くて、四月十八日、長官、都督、參軍以下の將士兵卒及び

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

「リゼンドル」其他、准海陸將官として聘用した米國海軍將校「ダウグス、カッセル」同陸軍將校「チエームス、アール、ワッソン」等、有功、大有、北海の三艦、及び傭い入れた英、米船二艘に搭じて長崎に向つた。

時に、米國公使は米國船及外國船を外征の目的に使用する事の不可を論じた、英國公使も亦之に同意した。於是、朝議俄に一變せんとし、姑く進發を停止して、命を待つべき旨を西郷都督に傳へた。併し、西郷都督は、斷然之を拒絕し、且つ答ふるに、他國若し異議あらば、政府は脫艦の賊徒を以て答へられたし」との旨を以てし、唯「リゼンドル」の任を解き英米の船舶を用ふることを止めんとしたが、「カッスル」及び「ワッソン」は「本國政府より直接の命令なき限り、敢て退職せず」とて四月二十七日、先發の諸隊と共に、有功艦に搭じて、臺灣に向ひ、五月社寮に上陸した。次いで、日進、孟春、明光、三國、社寮の五艦、前後して進發し、十六日都督以下高砂艦に搭じて進發し、二十二日臺灣に到著した。總軍凡て三千六百餘人、本營を龜山に設け、先進軍は既に番界に兵を進め、五月二十二日には參謀佐久間中佐二小隊の兵を率ゐて、石門の嶮を攻めて、牡丹社頭目「アロック」以下十四人を殺した。是に於て、蕃社風を望み降服するもの多かつたが、中に牡丹、高士滑の二社は頑强にして屈しない。我が軍、之を石門、楓港、竹社の三口から並び進んだので、抵抗し難く遂に討平する事を得た。今に彼等蕃人は、當時西郷従道の名は、實に心膽を寒からしめたと云つてゐる。

情報北京に達するや、清國政府は驚いて、臺灣全島は其版圖に屬するものとし、蕃人を膺懲し出征の目的を達したからは、速かに撤兵すべしと要求し來た。併し西郷都督は、日本政府の命に非ざればと、一歩も退かぬ意氣を示した。そこで、全權辨理大臣大久保利通清國に派遣せられ恭親王と會見し、談判數囘議遂に協はず、將に歸途に就かんとしたが、英國公使「ウエード」の調停する所となつて、結局清國は償金五十萬兩を約して、漸く平和の終局を見るに至つた。

是に於て、大久保全權辨理大臣は十一月二十六日歸朝した。これより先きに、條約締結の報、清國より達すると、十一月十三日、東久世侍從長を特使として臺灣に遣はし、征臺軍撤去の事を命せられた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十二月二十日、征臺軍は臺灣を發し二十七日東京に凱旋した。

蕃地領域問題決す　當時、臺灣の蕃地は、果して淸國の領土であるやとの疑問は、歐米各國の政治上の一問題であつたが、我が征臺の擧は、此の疑問に向つて、最後の審判を與へ、臺灣の沿岸に於ける、保全を期すべき責任者を確立することゝなつた。

（備考）

◎此の征臺の役、我が出征の兵數三千六百五十八（將校士官七百八十一人、軍屬百七十二人、兵卒二千六百四十三人、從僕六十二人）軍艦五隻、運輸船十三隻、死者五百七十三人、（戰死十二人、病死五百六十一人）傷者十七人征討諸費三百六十一萬八千五十九圓餘なりしと（明治政史）

臺政刷新　同治十三年十一月、我が征臺軍の撤退せる後、淸國政府は大いに覺る所あつて、巡撫分駐の新制を立て、福建巡撫は每年夏秋の二期本省（福建）にあり、春冬の期には臺灣に分駐することゝなつた。更に光緒元年には、琅瑀に一縣を新設して恒春縣とし、又蕃地拓殖の計畫を立て、南北中路の三道路に分け、中央山脈を橫斷して道路を開いた。北路は蘇澳から太吧塱に中路は彰化縣下の南斗より璞石閣に通じ、南路は恒春縣下の西林格から大庄に通ずるものである。其結果卑南覔に卑南廳、埔里社に埔里社廳を置き、同年臺北に一府三縣を建つるの議を決し府を臺北府と云ひ新竹縣（淡水廳を改めて）宜蘭縣（噶瑪蘭廳を改め）淡水縣を總轄せしめた。そして、知府は臺灣、臺北の兩府に移駐して政令を執行した。

光緒十一年（西曆一千八百八十五年）、淸佛戰爭の結果、行政組織を一變し、臺灣を以て一省とし、新に專任の臺灣巡撫を置いて全島の文武行政事務を統轄せしめた。又別に、布政使を置いて、全島の財政を司らしめ、舊道臺は專ら按察使の事務を取らしめ、かねて、臺南に於ける布政事務の一部を分擔し且臺南地方行政の監督をなさせた。斯くて全島を劃して三府一州とし府州の下に縣及廳を置いた。尙ほ「バシー」海峽に面せる臺灣の南端なる鵞鑾鼻に、一大燈臺を設け、康熙以來殆ど往來を絕つてゐた。紅頭嶼を探檢せしめて其屬島たるを確めた。

初め巡撫衙門は、臺灣の中央なる大墩に卜したが、光緒二十年臺北に定めた。それ以來、臺北は全島の首都となるに至つた。而して、始めて臺灣巡撫に任せられたのは有名なる劉銘傳である。彼は銳意政治を圖り、移民を獎勵し殖産工業に力め、電信、鐵道

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を布設し、航路を擴張して内外交通の便を開き、或は機器局、及火藥局を臺北城内に設けて、洋式兵器の新造修理に著手し、或は學校を建て、子弟を教育し、郵政局を置いて、信書傳遞の法を創めたなど、施政頗る見るべきものがあつたが、急激なる革新は保守黨の反抗を招致し、遂に光緒十六年職を辭する事となつた。次いで、邵友濂が、これに代つたが、臺灣の進歩發展には、一頓挫をきたした。

臺灣の割讓　光緒二十年(明治二十七年)日清兩國の平和破るゝや、清國政府は、臺灣の防備を嚴にせんとして、福建提督楊岐珍、南澳總兵劉永福を遣はし、巡撫唐景崧と共に、守備を修めて、我が兵の來襲に備ふ。翌二十八年三月、混成支隊長陸軍歩兵大佐、比志島義輝澎湖島に向ひ、數日の後全く同島を占領した。ところが、四月十七日、日清媾和條約締結せられ、臺灣全島及び其附屬諸島嶼と澎湖列島とを擧げて日本に割讓せられた。六月二日、臺灣總督樺山資紀は、日本の全權委員として臺灣に赴いたが、同地には、唐景崧及劉永福等、臺灣民主國を建設し、年號を改めて、永淸元年と稱へ、藍地に、黄虎を描いた旗を、國章を爲し、唐景崧が、推されて總統となり、臺北に據守し、劉永福は臺灣に據守して降らなかつた。かくて、紛擾を極めたから、清國全權委員李經芳と、基隆港外の海上にて、授受の手續を了り、臺灣、澎湖及其附屬諸島嶼は、遂に日本帝國の領土に歸した。

第九章　帝國領土時代

臺灣の平定　下の關條約が締結せられて、臺灣が、我が版圖に入るや、明治二十八年五月、臺灣總督府假條例を布いて、海軍大將樺山資紀を以て總督に任じた。當時臺灣守備の清國兵等は、割讓を潔しとせず、共和國を建て日本に抵抗しようとした。政府即ち近衛師團に征臺の命を傳へ、師團は、直に金州を發して征途についたが、先づ琉球の中城灣に樺山總督と會し、相前後して進航した。二十九日、再び基隆沖に會し、師團兵は直ちに澳底に上陸した。師團長北白川宮能久親王殿下は、躬ら將卒を統率せられ、三貂の嶺路を越えて、基隆を攻擊し、之を陷れられた。其間猶は海上にあつた、樺山總督は、清國全權委員李經芳と、艦上に臺灣授受の儀を結了した。近衛師團は基隆を占領すると、南進して六月六日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺北府を陷れた。時に、大總領唐景崧は既に福州に走つて、臺北は無政府の狀態であつた。八月には、進んで新竹、苗栗、彰化及び臺灣府一帶の地を徇へた。併し、劉永福は猶ほ臺南を固守して、降らなかつたので、陸軍中將高島鞆之助を、臺灣副總督として、第二師團と混成第四旅團とを率ゐて、之を討たしめた。卽ち、師團長乃木希典は、南部枋寮から、旅團長伏見宮貞愛親王殿下は、西部布袋嘴から上陸せられて、彰化から嘉義を經て、進軍し來る近衛師團と協力して、三面並び進んで、十月、嘉義、曾文溪、鳳山を拔いた。海軍もまた、打狗砲臺を陷れたから、劉永福は敵し難きを知り、私に廈門に遁れた。十月二十一日、我軍は何等の抵抗をうける事なく、臺南府を占領した。近衛師團の澳底に上陸してから、僅に六閱月で、臺灣は全く平定する事を得た。併しながら、爾來櫛風、淋雨、銳意掃蕩に盡瘁あらせられた、師團長の宮には、南進途上、風土病に罹らせられ、今や凱旋せられんとするに近く、十月二十八日、遂に臺南城下に薨去あらせられたのは、千秋の恨事であつた。

西班牙との境界を定む　臺灣の我が領土となるや、先づ、西班牙政府と協議して、明治二十八年八月七日に、宣言書を交換して、バシー海峽の航行し得べき海面の中央を、通行する所の緯度並行線を以て、太平洋の西部に於ける、日本國及西班牙國版圖の境界線とした。

人民綏撫　斯くて、島民は、未だ純然たる我が帝國の臣民と認むる事が出來ないのみならず、敗殘無賴の支那兵は、愚民を煽動して、治平の障害となる事、甚だしいので、我軍は、初め人民綏撫の諭示を發して、各堵に安んじ、業に從ひ、完全の保護を受くべきことを告知した。明治二十八年七月六日には、租稅蠲免の諭示を發し、更に三十年八月二日には、時の總督乃木將軍に、左の勅語を賜うた。皇恩の如何に優渥なるかを窺ふべきである。

臺灣諸島、朕の版圖に歸せしより、日尙ほ淺く、新附の民、未だ或は其堵に安せざる者あらん。宜しく、民情舊慣を視察し、撫恤を加ふべし。卿善く朕か意を體し、官紀を愼肅し、政綱を簡明にし、以て德化を宣揚することを勉めよ。

是より先き、二十八年十月、臺灣島民退去規定を公布して、三十年五月八日之が實施を見る事となつたが、島民多くは、止まつて我が國籍に編入せられ、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

帝國の臣民となるに至つた。二十九年十二月には、臺灣紳章條規を定め、臺灣島民で、學識資望を有する者には、紳章を附與すること、して、新附の民を待遇するの道を開いた。

領臺後は、一時土匪の反亂相次いて起つたが、總督府は、兵力と警察力とを以て、次第に之を鎭定して、大正四年後は、全く其跡を絕つた。

理蕃策●●● 次に、蕃政方面を見るに、領臺當時は、民政局殖產部をして、蕃務を主管せしめ、全島に十一箇所の撫墾署を設けて、蕃民撫育、樟腦製造等の事を掌らしめ、三十一年には、之を廢し、事務を辨務署に移した。三十四年、官制改革の際、民政部に警察本署、殖產局外四局を置き、蕃人蕃地に關する事項產局、隘勇及蕃人取締に關する事項は、警察本署のは、殖掌る所と定め、辨務署の事務は、蕃地を管轄する十二廳に移した。三十五年、警察本署內に、蕃務掛(三十九年蕃務課と改む)を置き、殖產局の主務一切を引繼がしめた。四十二年には、更に官制を改革して、民政部內に蕃務本署を設立し、長官を蕃務總長と云ひ、總督及民政長官の命を承けて、專ら蕃務を掌理し、廳長及警察官を指揮監督して、其の事務を行ひ、當時、又五箇年大理蕃事業の計を立てた。而して、蕃地を管轄する地方廳は、十廳となつた。然るに、大正四年には、蕃務本署を廢して、警察本署の中に理蕃課を設け、同八年には、警察本署を改めて警務局として、其中に理蕃課を置く事となつた。

理蕃の手段としては、鎭壓撫育の二方法を採用した。卽ち、生蕃の防禦線を隘勇線と稱して、隘勇監督部、隘勇監督分遣所、隘勇寮を設け、警部、警部補、巡査、巡查補、隘勇より成る軍隊的警察を以て、守備し、巡查補、隘勇には、臺灣人を使用した。かくて、蕃族の歸順するや、次第に其防禦線を前進するを隘勇線の前進と云つた。

撫育の法は、既に歸順せる蕃社に、蕃務官吏駐在所を設け、物品交換によつて、彼等の必要品を供給或は惠與し、農耕を敎へ、手工品製作の業を授け、布敎師を配して、敎化に從事せしめ、更に、蕃童敎育所を設けて、敎育し、其俗を改め、生活狀態を向上せしむる事に勉めた。其結果、普通行政區域に入つた蕃人は、今や溫良なる農民と化し、大正十年度には、總額八萬八千七百五十六圓の租稅を負擔するまでに至つた。尙ほ、大正十二年九月一日の、關東の大震災には、非常な同情を以て、總額四千三百二十九圓五十八錢(總人員一萬二千百九十一人)の義捐金さへ、出した位である。(終)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

州治と豫算

前號掲載各州協議會に於ける知事演說の內、新竹州の分は本號に讓りたるを以て今之を左に掲載す、同州の州治及豫算は之によりて其の概要を知るを得ん。

五　新竹州

新竹州知事佐藤勸君演述　本日茲に大正十二年新竹州通常協議會を開催致しまして本官就任後始めて本席に於て各位と會同することを得ましたことは小官の欣幸とする所であります。

本協議會に諮問せむとする事件は大正十三年度新竹州歲入歲出豫算案外三件でありまして此等に對しては御審議に際しまして參與員たる內務部長其の他をして詳細說明致させます積りでございますが唯茲で一言申述べたいことは明年度豫算編成の大體の方針であります。

各位も御承知の通り當州の歲計は頗る貧弱でございまして五州中の最下位であります而も其の施設經營を要すべきものは多々あるのでございます、前知事の時代に於て種々企畫せられたるものも未だ解決に至らざるの現狀であります、之を實現せんとすれば負擔の增加を致しませねば其の實行は困難なのでありますが然るに顧て當今の經濟界を視まするに不景氣は未だ其の恢復の機運に向ひませず剩へ先般關東地方の大震災がありまして國民は擧つて非常の覺悟を以て之に當らなければならない秋に際會して居ります、政府に於て絕對的に緊縮の方針を以て此の難局に處せられつゝあるのであります、當州に於ても此の方針を以ちまして明年度豫算の編成に當りまして出來得る限り緊縮節約を圖り經濟の膨脹を避けまして時勢の進運に伴ひ必要已むを得ないものゝ外成るべく後年に繰延べまして以て民力の涵養と負擔の增加せざらむことを期したのであります各位は此の旨を諒とせられまして本諮問案に對しては愼重に御審議の上適當なる御答申あらむことを望むのであります。

尙此の度提出致しました案以外のことでありますが此の際序を以て一言致したいことがございます、それは震災義捐金のことでありますが此のことに付ては前梅谷知事が懇々各位を御招ぎ致しまして義捐金の募集方に付て御相談申上げたのでありますが各位の甚大なる御盡力によりまして豫想外の好成績を擧げまして豫定額の五萬圓に對して應募金額十一萬八千餘圓に達しましたことは洵に慶賀の至りでございまして各位の御盡力に對して茲に深く感謝の意を表する次第でございます右の金額は既に全部集金濟でありまして十一月五日に災害救助金募集者總代たる總務長官に送金を終りました尙聞く所に依りますと全島の募集金額は百四十三萬餘圓に上りまして其の內二十萬圓は震災當時發送した物資の費用に充て殘額は來月東京の震災事務局に送金の豫定であるとのことであります以上御報告を兼ねまして諸君の御盡力に對し感謝の意を表する次第であります。

參與員(事務官三浦碌郎君)演述　大正十三年度新竹州歲入歲出豫算案を諮問せられますに際し其の編成の方針及豫算の概要の說明を致しますことは小官の光榮とする所であります當州大正十三年度豫算の總額は百五十一萬

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九千五百七十七圓でありまして之を前年度の當初豫算に比べますれば四萬八千百四十三圓の減額であります斯る貧弱なる歳計を以て百般の施設を遂げようとするには何等かの方策を樹てませねば到底州政の圓滿なる進展を期し得ないことは明かな事柄でありますが財界の不況に在ること久しく何れの事業たるを問はず委靡不振の折柄でありますから現在の民力に鑑みますれば此の際負擔の増加を企つるが如きことは絶對に避けなければならぬことであります併し乍ら時勢の進運に伴ひ是非共施設經營しなければならない緊急必要の事業は之を計上しなければなりません之が爲一般の經費に一層の緊縮節減を加へて捻出し得たものを以て其の費用に充當することゝして辛して歳計を整へたのであります事情斯の如くでありますから編成上苦心致したに拘はらず數字に現はれました所は誇るべき何物をも有しないことは勿論辛して辻褄を合せたるに過ぎざるものなるは甚だ遺憾とする所であります。

今豫算の内容に付概説致しますれば先づ歳入經常部州税に於ては前年度より二萬五千百、七十四圓を減じた形でありますが大正十二年度豫算の實施期に入りますと共に營業税及雜種税の一部を輕減せられたことは諸子の御承知の通でありますから此輕減を爲したる更正豫算と對比致しますれば増收することゝなります其の増收額は三萬五千十一圓でありまして其の内譯は地租附加税六千八百圓所得税附加税四百九十九圓營業税九千四十圓雜種税一萬八千六百七十二圓であります經濟界不振の折柄聊かでも増收を豫定することは穩當でない樣でありますが既往の實績に依り確實であると信じたるものを計上致した次第であります。

財産收入、雜收入は共に前年度に比べて増收でありまして即ち二萬二千二百八十二圓の増加であります結局經常歳入は前年度當初豫算に比し二千八百九十二圓の減收となるのであります。

臨時部は國庫補助金に於て三萬六千三百六十九圓財産賣拂代九百九十八圓の増收を豫算致しましたが前年度繰越金が八萬二千六百十七圓の減收を來しました、之は大正十一年度剩餘未使用額七萬六千九百七十三圓を算へましたけれども州税其の他の自然増收に於て四萬餘圓大正十二年度剩餘見込に於て約四萬を減じた爲に差引四萬五千二百五十一圓の減額となりまして歳入合計に於て四萬八千百四十三圓の減額となるのでございます歳入の狀態が前述の通でありますから既にも一言致しました通一般經費の緊縮節減に依つて此の歳入減に應ずることゝ致しましたが時勢の進運に促されまして新規に計上し又は増額したものもあります其の増額致しましたものは第五款教育費で八萬六千六百二圓第八款社會事業費で五千六百圓其の他第二款廳費第十三款名所舊蹟保存費に極めて少額の増加を致しました其の増加の總額は九萬二千六百九十一圓となります此の増額たるや他の費用の捻出に依りたるものでありますから勢ひ臨時施設の如きは殆んど絶滅の姿であります、今増加の款に付細説を試みますれば廳費の増加は成るべく之を避くることに努めましたが現在の俸給諸給を以てしては豫算通の要員を扶持することが出來ないので最少限度の増額を致しましたが併し其の費用は事務費旅費等の節約に依ることゝして甚しき増額を來しませぬ即ち第二項俸給諸給第一目の俸給に於て千二百圓増、之は待遇職員は前年の豫算を以ては到底定員を置くことが出來ないので増額したもので第二目諸給で三千四百二圓増、之も同樣雇員に付單價の増額を要した爲でありまして其の代り第三項旅費に於て四千二百十二圓を減じま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

した又第一目事務費に於ては、備品消耗品、通信運搬費、圖書印刷費を通じ吏員以上一名に付前年百圓を一分五厘減として九十八圓五十錢とし其の他の節約に依り二百六十九圓を減じ以て俸給諸給の増を補ったのであります唯修繕費に於て二百六十八圓の増加を要しました爲に廳費總額の増三百八十九圓より此の二百六十八圓を控除すれば結局百二十一圓の増となるに過ぎないのであります。

第五款　教育費に於ては八萬六千六百二圓の増加でございまして之は小公學校及新竹中學校の學級増加と新竹高等女學校の新設中等學校委託料の計上とに依るものであります近時本島人子弟の就學數が年を追つて増加致しまして本年度は七十七學級の増加を要することゝなるのでありますが州及街庄經濟の關係上其の希望に應じ難いので辛じて四十五學級の増加に止めむとするのでありますが此の爲に要する經費は五萬二百二十二圓となります。

教員の待遇改善に關しては其の急要であることを認め前年度に於て之を計畫せられましたが果し得ず懸案となつて殘つたのであります來年度豫算も亦之を實行し得ず極めて僅少なるものを見込みたるに過ぎません。

新竹中學校は二學級の増加でありまして之に要する初度調辨費並上級生徒の爲にする特別の初度調辨等で其の増加額は三千三百七十圓であります。

新竹高等女學校は多年の要望でもあり明年度に於て創設することゝし一學年二學級を拵へやうとするものでありまして之に要する經費として一萬五千六百四十圓を計上致しました此の學級増加又は新設には校舍、寄宿舍、官舍等の設備を要する次第でありますが小公學校は街庄費支辨でありますが中には苦しい街庄もあることと思料致しますので其の經濟の狀態に應じ費用の一部を補助して支障なき樣する爲に街庄補助に多少の増額を致しました、新竹中學校は明年度當りから特別教室其の他の設備を要しまするが現狀では何とも致し難く差當必要な二教室の増築費を臨時部に計上致しました、高等女學校は校舍として利用し得べき建物が在りませんので明年度は新竹小學校の一部を充用する考でありますけれ共爲に新竹小學校に累を及ぼさない樣同校の十三年度、十四年度の學級増加を見込んで二教室を増築せしめて假に之を充當することゝし街庄補助中に計上致しました而して官舍寄宿舍に付ては中學校は現在の寄宿舍に無理をすれば收容し得べき見込でありまして女學校寄宿舍は宿舍と共に民屋を借上げ充當することに豫算致しました何れも一時的な甚だ姑息なる施設でありますけれども現狀止むを得ないのであります。

學事諸費に於ては中學校委託料一萬九千二百十圓を計上致しました爲に教員講習會費、社會教育費、體育奬勵費、雜費等に於て緊縮を計りましたけれども結局一萬六千九百七十六圓の増加となりました。

第八款　社會事業費に五千六百圓を増加致しましたのは主として國庫事業たる方面委員に要する費用を繼承實施せんとするものでありまして此の費用が四千七百圓であります最も本事業に對しては國庫から相當補助がある筈でありますが果して何程を得られるか分りませんので豫算には其の半額の補助あるものとして計上致してあります其の他既設の社會事業調査を擴張して地方改良調査費とし又優良街庄長をして內地を視察せしめ之に對し奬勵費を計上した等に依り九百圓を増加致しました。

第十三款　に名所舊蹟保存費として新たに計

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上致しましたのは前年度に於て種々實際上必要を生じ準備費支辨を爲したものがあります而も今後も同樣其の必要に迫らるべきことがありませうから存目的に揭げたのであります。

以上は前年度に比し增加のあつたもののみでありますが其の減少せるものに存りても亦多少の説明を要するものがあります。

第三款　郡役所費で四千三百二十九圓を減じました之は廳費と等しく事務費旅費を減じ、郡廳舍修繕の爲に千圓を增加しましたけれども差引右の如き減少を來したのであります。

第四款　土木費に於ては九千八百九十一圓を減少致しましたのは既成道路の維持修繕に要する經費を減額致しました爲であります當州の方針としては從來此土木費に比較的多く計上しましたのは臨時的の施設を爲すの餘裕に乏しい爲、せめて既成道路の維持を完全に爲さん爲に外ならなかつたのであります、然るに之すら減額を敢てするは洵に已むを得ざるに出でたるものであります。

第六款　衛生及病院費は二千五百五十六圓の減額でありまして主として傳染病豫防費を減じたのであります之れは州下に於ける傳染病發生の狀態に考へまして支障なきを認めた爲であります衛生諸費は六百八十七圓の增額でありまして既設事業の二三を縮少致しましたが衛生觀念の普及發達上必要な巡回展覽會及狂犬病豫防、トラホーム防遏の費用を計上增加した爲であります。

次は第七款勸業費でありますが十三年度に於ける勸業費の總額は經常臨時を合せて十萬三千九百四十七圓でありまして十二年度に比し二萬二千四百八十七圓を減少致しましたが其の內容に於ては事業が完了し又は當然縮少すべきもの或は事業の性質に依り農會をして施設せしむるを適當と認め移管したるものが大部分を占めて居りますことゝ別に砂防造林は必ずしも斯る際に躁急一氣呵成的に施行せざるべからざる程喫緊なものでもないと考へ之を半減した爲に結局勸業施設費に四千三百八十圓の減少を來しました。元來產業の發達、民力の涵養上本費の如きは寧ろ增加の必要こそあれ些少にても減ずることは甚だ遺憾とする所であります今述べました當然減少すべきものを細説致しますれば經常部に於ては米穀檢查組合費は遠からず總督府の施設に移る見込でありまして千八百四十三圓を減じ之に伴ひ基隆米穀檢查所に派遣せる檢查員費及帽子檢查所一箇所を閉鎖する考でありますから四千八百六十四圓を減じ合計六千七百七圓の削減となります。

臨時部に於て獻穀田補助千五百圓、產業組合補助二千圓合計三千五百圓總計一萬二百七圓は不用となる費用でありまして又農會をして行はしむることに改めましたものは經常部に於て豚舍堆肥舍改良奬勵費千四百圓臨時部に於て柑橘貯藏輸送試驗費千五百圓計二千九百圓前の分と合せて一萬三千百七圓は實質上の減ではありません、それに砂防造林費の半減五千圓を加へ前の減額二萬二千四百八十七圓と差引しますれば結局四千三百八十七圓の減を示すことゝなります。

第九款　協議會費は旅費を具體的に各員實際の費額を計算して計上した爲と手當の支給を要しない人がある爲とで百六十四圓を減しました。

第十款　州稅取扱費は千六百三十九圓の減でありますが之は廳費と同じく事務費旅費を減額致しましたのと稅金の徵收額が減じた

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のとに伴ふ交付金の減少の爲でございます。

第十一款　基本財產造成費は新たに利用すべき州有の土地が差當りありませんので本年度に於ては新規計畫を計上せず既設の基本財產林の手入費のみでありますから八百八十一圓の減少となりました。

第十二款　財產管理費は千九百九十七圓を減じましたが之は不動產登記法を臺灣に施行せられた結果地方費臨から引受けた土地に對する登記料が減したのが主でございます。

第十四款　諸支出金で一萬千五百二十三圓を減じましたのは巡查退隱料、遺族扶助料等が性質上年と共に減すべき費用であるからでありますが恩給法改正の爲に若干の增額がある見込でございますが未だ的確なる數を得ませんので計上してありません。

以上は經常歲出及之に關聯した臨時費でございますが結局經常歲出に於ては三萬八千五百七十三圓の增加となつたのでございます。

臨時部歲出としては土木費に六千二百四十一圓を計上致しましたのは街庄道路の繼續調查と縱貫道路改修の爲に要する費用であります尙州下の營繕土木事業としては曩に述べた中學校、女學校の外に希望としては州廳舍の增築、大湖、銅鑼間の道路開鑿、既成道路の橋梁架設、河岸改修、漁港築造等夫々切要なものがあるのでありますが現狀に於ては遺憾ながら手を染め得ないのであります。

第二款　郡役所營繕費としては大湖郡廳舍の增築費千五百圓を計上致しました元來同郡役所は假設的の建物でありまして改築の必要があると認めますけれども當分其の見込がありませんので事務室を取擴げんとするものでございます此の外に郡廳舍を造るとすれば大溪郡竹南郡中壢郡其の他施設すべきものも少なからぬのでございますが皆後年を期するの外ないのでございます。

第三款　勸業費に千圓を增しますのは物產品評會費を削除し產業調查費を減額致しましたが新たに灌漑水利事業調查費と街庄產業技術員講習會費とを計上した爲でございます水利事業の調查は前年どなたかの御說もございますが此の企は州に於て灌漑地域の擴張新規灌漑地の實地調查を遂げて其の成案を以て他の團體の實施を促さんとするものでございます。

第四款　補助及寄附中街庄補助の著しく增加致しましたのは小學校營繕補助、小學校委託料補助は元敎育補助に在りましたのを之に移しましたのと前年來の方針を繼承致しまして產業技術員を增設することゝ致しました爲等に因るものでございます產業技術員は前年二十四街庄でありましたを來年は三十五街庄に增加するものでありまして一人當は前年は四百圓でありましたが之を三百五十圓に減額致しました其の他は前年度と同額であるが或は減額せるものでありまして產業組合補助は十三年度は廢止せんとするものでありまして結局九千五百十八圓の減額となります。

第五款　州債償還費に千八百七十五圓を增しましたのは一時借入金の增加を豫想した爲でございます。

以上を以て大略乍ら豫算案の大體の說明を了りました其の詳細な說明は必要に應じまして本官又は他の參與員から申上る積りでございます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

州税徴收成績

——大正十二年度後期分——

内務局州廳課

大正十二年度後期分各州の州税徴收成績は別表の如くにして其の總額の調定濟額に對する收入濟額の歩合は戸税に在りては八割八歩一厘にして前年度同期に於ける歩合に比し五歩五厘、營業税に在りては六割九分二厘にして前年度同期に比し一歩七厘、雜種税に在りては八割八歩八厘にして前年度同期に比し一割一歩六厘を孰れも増し良好なる成績を示せり右は高雄、臺中、新竹三州の成績良好なりしに由るものなり

□大正十二年度後期分州税徴收成績表□

州名	税目	調定濟額	收入濟額 納期限迄	收入濟額 調定濟額に對する歩合 (割 厘)	收入濟額 前年度當期に於ける歩合 (割 厘)	收入濟額 歩合増△減 (割 厘)	收入濟額 納期限後	收入未濟額
臺北州	戸税	七四、三二八	四四、八八七	〇・六〇四	〇・五三四	〇・〇七〇	六、二三〇	二三、二〇一
	營業税	四三一、三〇九	一九三、六三一	〇・四四九	〇・四八三	△〇・〇三四	三〇、三一五	二〇七、九八三
	雜種税	一八、〇七四	一〇、〇八三	〇・五五八	〇・六〇四	△〇・〇四六	三、七六〇	四、二三一
	計	五二三、九〇一	二四八、六〇一	〇・四七四	〇・四九三	△〇・〇一九	四〇、三〇五	二三四、九九五
[illegible]	戸税	二三四、六〇四	二〇九、六四五	〇・九三三	〇・九一一	〇・〇二二	二、七二五	一二、二三四
	[illegible]	八七、一三四	七〇、九八九	〇・八一四	〇・八八二	△〇・〇六八	[illegible]九	一[illegible]八四六

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	雜種税	一五、〇三七	一三、四七四	〇・八九六	〇・八九一	〇・〇四四	四八一	一、〇七二
	計	三二八、七八五	二九四、〇八八	〇・九〇〇	〇・八九九	〇・一〇一	六五、四三五	三六、一五二
臺中州	月税	一三八、一〇七	一三五、四二六	〇・九〇八	〇・七九〇	〇・一一八	三八、四三三	八、八三八
	營業税	一八七、九三八	一五二、二九五	〇・八六一	〇・八六六	〇・〇三四	五、二四五	二〇、三九八
	雜種税	六、四〇〇	六、一〇九	〇・九五五	〇・八七四	〇・〇八一	三〇	二六一
	計	三三二、四四五	二九三、八三〇	〇・八八四	〇・六九七	〇・一八七	九、二一八	三九、四九七
臺南州	月税	二一五、四〇七	一九三、九八八	〇・八九五	〇・九四一	△〇・〇四七	一一、八二八	一〇、五九一
	營業税	二三三、九八三	一九八、七五六	〇・八四九	〇・九三二	△〇・〇七六	一七、九七八	一七、二四八
	雜種税	一一、八三三	一〇、七九九	〇・九一〇	〇・九六八	△〇・〇五八	四三〇	六三三
	計	四六一、二二三	四〇三、五四三	〇・八七一	〇・九一九	△〇・〇五七	三〇、二三六	三八、四七二
高雄州	月税	一九七、三八五	一四〇、七八四	〇・八九九	〇・七九一	〇・一〇四	三七、七六九	一三、八一二
	營業税	一五三、三三六	一三〇、八八六	〇・八九九	〇・七八八	〇・〇七一	六、一二一	一九、三二九
	雜種税	一二、五四九	九、九二四	〇・七九〇	〇・六七五	〇・一一五	一九一	二、四三四
	計	三六三、三七〇	二八一、五九四	〇・八七四	〇・七三三	〇・一四一	九、〇八一	三一、九七五
合計	月税	八〇九、八〇一	七一三、七三〇	〇・八八一	〇・八六六	〇・〇五五	二七、三九五	六八、六七六
	營業税	一、〇九三、九一九	七五八、九三七	〇・六九二	〇・六七五	〇・〇一七	六三、九九八	二七三、三八四
	雜種税	六三、八七二	五〇、三四九	〇・八八八	〇・七七一	〇・一一六	四、八九二	八、六三一
	計	一、九六六、五九二	一、五二〇、六一六	〇・七七五	〇・七三五	〇・〇四〇	九九、三八五	三五〇、六九一

（備考）一、本表は定期賦課に係る年税を掲記せるものなり
　　　二、本表は各税共納期限十日目の現計を調査したるものなり

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

恭賀東宮慶典

小松吉久

東宮隆慶典。鬱々氣佳哉。日麗鸞和鳳。春暄柳映梅。千官陪玳宴。萬姓仰瑤臺。伉儷關王化。雎鳩詠百推。

同題

猪口安喜

天家方有慶。盛事軼宗周。大客馳千騎。鴻文至五洲。旌旗隨鶴駕。鸞鳳止龍樓。瑤席洪恩拜。霞觴渥澤流。瑞雲籠紫闕。朝日映朱旒。寰宇歡聲滿。永諧祝萬秋。

同題

玉慶忠

鳳輦嬪京不負期。青宮瑞氣繞門楣。千秋伉儷諧嘉耦。萬國君臣献賀儀。靄々定占大吉象。關々合咏好逑詩。貯將金屋價前願。漢武雄風倍可師。

同題

謝汝銓

喜詠周南第一章。九人瑞彩煥扶桑。星輝紫極流前座。日暖青宮迓邑姜。琴瑟樂和鳴鶴禁。衣冠班濟拜龍光。竹園春麗孫枝茂。四海嘔歌帝澤長。

同題

魏清德

皇儲佳日卜成婚。作儷邦媛位正坤。四海歌詩崇盛慶。九重錫爵渥天恩。壼儀自昔關王化。宗紹丕承慰至尊。豫祝多男多福壽。綿々帝德惠黎元。

同題

林佛國

國慶大恩出紫宸。東宮求淑正初春。盃交典禮隆三殿。德合乾坤悅兆民。瑞氣卿雲鸞日麗。彩鸞丹鳳舞時新。貞元際會關雎詠。綿衍螽斯有羽詵。

同題

黃贊鈞

千曆瑞靄映旌旗。正位乾坤大澤施。琴瑟春溫和鳳闕。衣冠曉肅拜龍墀。天邊喜鵲雲間渡。殿上歌麟樂裡詩。草莽螻蟻三十載。蓬萊遙望頌螽斯。

同題

許寶亭

關々載詠國風詩。位定乾坤作儷時。上苑春暄花似錦。御池日暖酒盈巵。南封競晉三多祝。北闕虔呼萬歲儀。草莽微誠申一語。詵々衍慶兆螽斯。

同題

鄧旭東

猗歟嘉禮慶儲君。仙管聲諧典樂羣。萬國頌揚傳使節。九天紀綬耀卿雲。大書玉牒光皇室。應啓華筵宴世勳。他日得男承統緒。在天神祖亦歡欣。

◉祝東宮殿下御大婚

（南樵）蔡夢[illegible]

鳳凰獨占牡丹春。十里宮城不染塵。
詩首二南歌聖女。理輸八道盡王臣。
梅花五五天成數。桃葉蓁蓁國敎人。
吟到並頭齊富士。星槎萬點月如銀。

同題

大典臨行喜氣新。盈盈皇室萬家春。
告天式宴神仙坐。雙璧齊眉爛熳賓

其　二

萬條銀燭引天人。恒久咸亨禮吉辰。
排擱遠山齊献瑞。臨池富士洗芳塵。

奉賀

皇太子殿下大婚恭製聯句一章

鷹取　克明

合衆明離。龍樓鳳掖。仰瞻兆民攸賴
配德元良。鵠紐雀鈿。永契萬歲同心

恭　迎

內田督憲閣下節旌

（宜蘭）呂　桂　芬

督憲蘭疆曾一遊。光陰迅速十餘秋。
兒童竹馬歡迎接。到處謳歌頌不休。

同　　張　振　茂

督憲歡迎夜雨晴。三臺巡畢蒞蘭城。
山川解意齊添秀。似頌明公德政清。

同　　張　鋭　光

省風問俗到蘭城。一片昇平雅頌聲。
士庶歡迎均濟濟。蟬聯道左拜行旌。

同　　莊　贊　勳

愛民若赤實堪賡。學問深時意氣平。
個個買絲爭繡像。家家剛扇競圖形。
竹風蘭雨迎文旆。雪白梅香送節旌。
穰往熙來齊額手。謳歌擊壤頌賢明。

同　　林　以　時

督憲恩施草木周。蘭陽蔵爾亦東遊。
刑期免用眞情著。政欲無爲郅治修。
若竹官方高節見。似茶民隱苦心求。
如同召伯巡行日。遺愛甘棠百歲留。

同　　連　碧　榕

弘才碩學富經綸。建節當時早布仁。
今日三臺歸統制。蜺旌到處物皆春。

其　二

政教修明德已孚。一般經濟尙頹疲。
源開流節舒民困。端賴明公善撫綏。

其　三

記曾丑歲謁京華。早識鵬程福靡涯。
屈指韶華逾十載。果然黼黻佐天家。

同　　陳　金　波

持節重臨復載旌。三臺父老笑相迎。
濟時行道憂先樂。側耳恭聞頌德聲。

同　　陳　　記

蒞臺巡節到蘭城。處處壺漿簞食迎。
共喜明公施德政。普天霖雨慰蒼生。

同　　林　纘　武

平天成地賴賢良。統治臺灣德澤長。
今日重來膺大任。黎民擊壤樂洋洋。

同　　蘇　璧　聯

仁聲遠播入人深。況値巡行駕再臨。
視察蘭陽施德政。東瀛永久沛甘霖。

其　二

巡行採問謂何因。爲國馳驅更爲民。
到處巡行兼話舊。口碑載道頌堯仁。

同　　陳　登　第

經天緯地兩超群。政績昭彰到處聞。
共被仁風春有脚。買絲繡作平原君。

同　　林　淵　源

明公遥顧我蘭疆。萬姓歡迎喜氣揚。
自愧布衣同駙驥。敢將俚語献侯王。

同

萬衆肅衣迓節旌。駕巡蘭邑草花榮。
仁風廣佈臺疆日。百姓謳歌頌太平。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　莊芳池

執策驅騏出帝京。旌旗到處仰威名。
蘭陽此日多迎接。預卜將來郅治更。

其二

運籌帷幄號賢臣。秪把民情一換新。
何幸海邦臨大駕。歡迎盡是我蘭民。

同　林炎樹

文星烱烱峽蘭東。瑞雪初紛淑氣濃。
閭里增輝和藹裡。衣冠濟濟迓明公。

同　楊隆泉

督憲懸旌萬里程。謳歌到處樂相迎。
巡行島内關民瘼。省斂恩波沛衆生。

同　蘇耀南

甘棠遺愛復逢春。布德行仁敎化神。
臺島而今重蒞治。巡行到處話前因。

同　黃雙全

文旌兩度蒞蘭津。萬姓謳歌惠澤頻。
風日早知迎大駕。飄揚處處旭旗新。

其二

重膺帝命督三臺。政績仁聲又再開。
到處歡迎沾惠澤。他年郅治頌英才。

同　林靑雲

總巡臺島察民風。督率官僚善飭躬。
臨政般勤施惠澤。蘭陽頌德與歌功。

其二

内修國政外民財。田野謳歌頌後來。
總轄臺疆勤撫恤。督權親任善鴻猷。

同　游登臣

先後蒞臺隔八秋。榮陞總督再巡遊。
民歌樂土推恩溥。澤沛蘭疆重且周。

同　林朝暉

旭旗舒展表歡迎。百姓欣欣喜色呈。
額手齊呼方伯壽。甘棠遺蔭足堪賡。

同　林彩雲

蒞任匆匆席未暖。節旌閃閃耀蘭陽。
先憂後樂徵良政。召伯甘棠德澤長。

同　李祖唐

内外兼優德澤揚。田村街道頌明良。
嘉言善政敷全島。吉兆應知獲熾昌。

同　黃振芳

帥駕臨蘭豈偶然。紳民叩接拜侯前。
當年大德經深戴。今日歡迎意更虔。

其二

欣逢大駕降蘭城。到處春風滿面生。
一視蒼生如赤子。竟須迎接表虔誠。

同　盧夢蘭

二渡臺疆雅政施。文明肇啓賴維持。
歡迎重到偏鄉日。蘭雨飄然伴駕移。

其二

幸矣今朝大駕臨。紳商迎接表丹忱。
文旌重拜逢斯日。卅萬同胞沐惠深。

同　黃碧光

襜帷暫駐我蘭城。學士詞宗仰慕迎。
童子何知參勝會。愧無佳句壯行旌。

其二

憲駕遙臨護我民。不辭沐雨櫛風塵。
鴻恩廣勝陽春脚。蘭邑爭迎第一人。

其三

紫氣淸霜兩度更。恩膏覆載渥蒼生。
渾如久旱逢甘雨。到處聞風到處迎。

同　蔡我峯

補天浴日見隆功。瀛島當敎繼美風。
今日蘭陽蒙指顧。昇平一曲頌明公。

其二

甘棠十里蔭陰斑。翹首襜帷蒞我蘭。
漫道登明還舊府。須知盛德重於山。

同　莊天送

和風淡淡雨絲絲。正是明公蒞我宜。
惟有黃花迎節旆。東籬纔放兩三枝。

同　黎坤鐘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

節旌遙向我蘭津。耿耿丹心惠及民。
到處兒童迎竹馬。歡呼聲動七鯤身。

同　林　煥

說公遺愛口生香。緯武經文處處揚。
但願從玆頒善政。仁風廣被及幽陽。

同　林爾庸

節旌遙向我蘭來。籬菊嶺梅次第開。
召伯巡行今再覩。歌功頌德遍三臺。

同　林協春

氷壺玉鏡絕塵氛。緯地經天逈出群。
赤子歡迎來節鉞。謳歌自愧不成文。

同　陳後生

公之德澤被臺疆。載道口碑處處揚。
恰值黃花香晚節。建旌何幸蒞蘭陽。

同　黃壽朋

虎貢龍驤次第排。金湯鞏固鎮全臺。
蘭陽亦被甘棠澤。竹馬重迎亦快哉。

同　李璧村

三臺巡舉我蘭來。萬衆心花到處開。
召杜遺風今再覩。欣迎節旆仰鴻裁。

同　蔡士添

明公德澤遍東瀛。到處成聞雅頌聲。
甘雨隨車徵善政。官民濟濟迓文旌。

同　陳阿呆

藹藹微雨洗征塵。文旆重臨草木春。
載道口碑猶在耳。願公佈德與行仁。

同　莊光華

昔則籌臺今制軍。文章經濟兩超群。
羨公載有生花筆。鴻爪雪泥處處聞。

同　林榮吉

仁風惠澤遍瀛東。昔日平蠻建大功。
鯫生拜迓無他贈。但願康寧福祿隆。

同　莊錫五

堪羨明公德望隆。關心到處問哀鴻。
四民俱被甘棠陰。文旆重來氣自雄。

同　莊仁閣

街談巷議頌賢良。物與民胞獨擅長。
濟濟官民齊拜迓。聲名赫赫震東洋。

癸亥冬日穀百留園恭呈
竹窓內田督憲先生壽

李學樵

皇儲舊澤潤婆娑。海國蟛蜞亦感多。
留記田男佳句在。橫行無礙洛恩波。

弔故學務部六氏先生

三峽　朱依英

憶別晋谷三十秋。奚堪往事細追求。
靈臺咫尺人何在。穀血千年碧尚留。
既有文章聞海內。可無竹帛紀瀛洲。
吾來媿乏香花獻。惟對郊坟暗淚愁。

●恭懷故能久王殿下

（臺南）許廷光

賢王謀略濟時才。鞬穀西游去不回。
犵草蠻花齊下淚。歐風美雨有餘哀。

同　題　高島鐵關

天潢貴冑本金枝。立馬臺山有淚碑。
三百萬人皇赤子。千秋敬愛拜威儀。

大正十二年十月六日
仲小路廉氏掛冠書感寄同氏

（曾川）高島　愿

廟堂諸公策縱橫。天下俊才盡結盟。
最喜高風多囑望。由來侃諤獨推卿。

悼霜軒仲小路廉君用近作韻

畢生志業在邦家。北馬南船帽影斜。
底事一朝乘鶴去。高風勞躬沒雲霞。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■十二月

▼二十三日

□觀音山凌雲禪寺に於て今上天皇壽牌奉安七週年記念奉讀會を執行す

▼二十四日

□臺北州農會新莊郡支會水稻增收競作會褒賞授與式を新莊第一公學校に擧行す

▼二十五日

□臺北州優良產業組合表彰式を擧行す

▼二十六日

□臺北州主催小學校教員講習會を開く

■一月

▼一日

□新刑事訴訟法本日より臺灣に實施せらる

□總督府に於て新年拜賀式擧行

□臺北市主催官民名刺交換會を鐵道ホテルに催ほす

▼三日

□臺灣神社に於て元始祭執行

▼四日

□臺北消防出初式を新公園に行ふ

□萬華町民內臺人親睦の新年宴會を萬華倶樂部に開く

□總督府に於て政治始め式を擧行す

□軍司令部に於て勅語奉讀式を行ふ

▼五日

□總督官邸に於て新春宴を催ほす

□臺北遠乘會第五十六回遠乘を北投に試み鈴木軍司令官初め七十五騎參加す

▼六日

□總督府海外學事視察團一行南洋に向つて出發す

□西螺街主催農產品評會及教育展覽會褒賞授與式を西螺公學校に擧行す

▼八日

□陸軍始觀兵式を總督府前に行ふ

□鈴木軍司令官官民諸氏を官邸に招宴す

□臺灣教育會主催全島小公學校三學年以上の兒童に作文を課す

▼十日

□全島實業大會第七回會議實行委員より決議請願書を總督府に提出す

□公益會第三回講演會を萬華龍山寺に開く

□御成婚奉祝記念獻上品の件に關し長官公室に官民協議會を開き協議決定す

▼十一日

□內田總督議會の用務を以て上京す

□總督府災害事務部は臺灣銀行を經て震災義捐金百萬圓を在京賀來總務長官に送付す

▼十二日

□虎尾郡西螺街主催農產物品評會及教育展覽會褒賞授與式を西螺公學校に行ふ

▼十三日

□新高郡農產品評會を集々公學校に擧行す

▼十七日

□漁業法及水產會法施行規則公布せらる

人事消息

自十二月二十一日
至一月二十日

▼北村吉之助氏　十二月二十一日內地に赴き一月六日歸臺

▼桑木嚴翼氏　(帝大教授、文學博士)臺北州主催小公學校長講習會講師として二十五日來臺

▼綿貫哲雄　(高師教授)同上

▼古賀三千人氏　一月三日內地より歸臺す

▼鈴木重臣氏　六日同上

▼片山秀太郎氏　九日內地歸還

▼村上直次郎氏(史料編纂囑託文博)　客臘來臺中南部の視察を了へ九日歸京

▼內田總督　十一日上京

▼井村大吉氏　十一日上京

▼下村宏郎氏(文書課長、本誌編纂委員)　十二日內地より歸臺す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼小野弘毅氏（軍委課、本誌編纂委員）　十三日内地へ赴く

▼東鄕實氏（調査課長、本誌編纂委員）　同上郷里鹿兒島に歸省

▼本多林學博士（東大教授）　大學演習林、高雄壽山森林公園及び大屯山造林等の用務を以て來臺中の處、十五日歸京

▼播瀨軍之佐氏　朝鮮を經て十五日來臺

▼中屋頁治氏（總督府事務官、本誌編纂委員）　海外留學を了り二十日歸府

任命

大正十二年十二月中

▼十一月二十九日

總務長官　賀來佐賀太郎
參事官　下村充郎
（各通）

上京ヲ命ス

公立高等女學校長　前川治

京都、福井、石川、富山、新潟、長野、熊本ノ一府六縣下へ出張ヲ命ス

高等商業學校教授　齊戸研吉

支那福州、上海、蘇州、杭州へ出張ヲ命ス

▼十一月三十日

警務局長　竹内友治郎

上京ヲ命ス

總督府事務官　田端幸三郎

東京、大阪、兵庫、福岡、和歌山ノ二府三縣下へ出張ヲ命ス

總督府視學官　小野正雄
師範學校教諭　加藤因
公立高等女學校教諭　池田忠勝
（各通）

南支那、英領香港及比律賓群島へ出張ヲ命ス

▼十二月一日

遞信局長　吉田平吾

總務長官賀來佐賀太郎不在中代理ヲ命ス

總督府事務官　岡本佃

警務局長竹内友治郎不在中代理ヲ命ス

▼十二月三日

州理事官　川村直岡

東京、福岡、佐賀、鹿兒島ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

▼十二月一日

參事官　鼓包美

總督官房文書課長下村充郎不在中代理ヲ命ス

▼十一月二十七日

總督府事務官　羽生雅則

任帝都復興院事務官

總督府事務官　中瀨拙夫

殖産局商工課長兼庶務課長商品陳列館長兼茶檢査所長ヲ命ス

▼十二月五日

總督府技師　本間喜代松

南支那へ出張ヲ命ス

醫學專門學校長兼中央研究所技師　堀内次雄
中央研究所技師　素木得一

東京、京都、愛知、山梨、宮城、岡山及北海道ノ二府四縣一廳下ヘノ出張ヲ免ス

大阪府及兵庫縣下へ出張ヲ命ス

公立中學校教諭兼公立中學校舍監　中村三元

任公立中學校教諭、補高雄中學校教諭

▼十二月六日

新竹州知事　佐藤勳

市區計畫委員ヲ免ス

高等農林學校教授　一色周知

京都市へ出張ヲ命ス

醫院醫長　後藤邦之助

東京及大阪ノ兩市へ出張ヲ命ス

▼十二月七日

總督府技師　黑澤慎介

東京大林區署管内へ出張ヲ命ス

▼十二月八日

臺南州知事　吉岡荒造

任專賣局長

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法院檢察官 松井榮堯
任臺南州知事
專賣局長 池田幸甚
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職被仰付
法院檢察官 三好一八
補臺北地方法院檢察官長
法院檢察官 上內恒三郎
補高等法院檢察官
法院檢察官 武井羽二郎
補臺中地方法院檢察官長

▼十二月十日
祕書官 小林音八
總督府史料編纂委員會幹事ヲ命ス
遞信局長 吉田平吾
警務局長心得ヲ命ス
總督府事務官 岡本佃
警察官及司獄官練習所長事務取扱ヲ命ス

▼十二月十二日
總督府技師 素木得一
大阪府外一縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ東京府及神奈川縣下ヘ出張ヲ命ス

▼十二月十四日
總督府事務官
兼參事官 豐田勝藏
任高等商業學校長兼參事官如故
高等商業學校長
兼參事官 片山秀太郎
依願免本官竝兼官
總督府視學官 譚有節

▼十二月十五日
內務局學務課長生駒高常不在中代理ヲ命ス
州事務官 飯田盛敏

▼十二月十八日
京都、大阪、兵庫ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス
高等商業學校教授 林恒吉
補高等商業學校生徒監
高等商業學校教授 佐藤佐
高等商業學校生徒監ヲ免ス
公立中學校教諭 蕊宗直太郎
支那廈門、汕頭、廣東及英領香港ヘ出張ヲ命ス

▼十二月八日
警務局長 竹內友治郎
任農商務次官

▼十二月十九日
測候所技師 近藤久次郎
歸任ノ途次上京ヲ命ス
（各通）
參事官 小林音八
總督府技師 井手薰
市區計畫委員ヲ命ス
總督府技師 井手薰
市區計畫臨時委員ヲ免ス
州技師 宍澤顯治
臺灣地方病及傳染病調查臨時委員ヲ命ス

▼十二月二十日
內田隆
任總督府事務官、殖產局營林所勤務ヲ命ス
總督府屬
兼翻譯官 蔡伯毅
依願免兼官

▼十二月十八日
總督府事務官 水越幸一
內務局市街庄課長佐藤正俊病氣引籠中代理ヲ命ス

▼十二月二十二日
專賣局長 吉岡荒造
（各通）高等商業學校校長 豐田勝藏
總督府事務官 中瀨拙夫
中央研究所評議會員ヲ命ス
高等商業學校長 豐田勝藏
總督官房臨時國勢調查部主事ヲ免ス
公立中學校教諭 鹿股深藏
南支那及英領香港ヘ出張ヲ命ス

▼十二月二十五日
總督府事務官 水越幸一
成德學院長佐藤正俊病氣引籠中代理ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府視學官 續　有節

內務局附屬博物館長生駒高常不在中代理ヲ命ス

總務長官 賀來佐賀太郎

財務局長 阿部滂

政府委員被仰付

▼十二月二十六日

臺灣總督 內田嘉吉

政府委員被仰付

陸軍軍醫 福永金太

總督府技手 柴田廣之助

(各通)

任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス

▼十二月二十七日

中央研究所技師兼醫學專門學校教授 小泉丹

依願免本官並兼官

森下薰

任中央研究所技師

▼十二月二十八日

高等商業學校長 豐田勝藏

臺灣教員檢定委員會常任委員ヲ免ス

總督府事務官 內田隆

總督官房調查課兼務ヲ命ス

法院判官 山田示元

補高等法院上告部判官兼覆審部判官

法院判官 大里武八郎

補高等法院覆審部々長

法院判官 岩澤彰二郎

兼補臺北地方法院判官

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	每號	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調查課
臺灣パック	同	臺灣パック社
統計學雜誌	同	統計學會
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
專賣通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
大陸	同	大陸社月報

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣之茶業　同　臺北茶商公會
讀書會雜誌　同　滿鐵讀書會
警務彙報　同　朝鮮其社
滿州之社會　同　滿州社會事業研究會
農業時報　高雄州農會
臺灣山林會報　同　臺灣山林會
南支南洋經濟　同　同研究會
稅　同　國民租稅協會
臺灣之產業組合　同　其社
臺灣遞信協會雜誌　臺灣遞信協會

新刊紹介

臺灣警察協會發行

●治安警察法要論

臺北州警部谷山爵夫君が州下警察官講習用教案としての著作を警察協會に於て發行せるもの、關係法令、學者の著書、判決例等を參照し著者の意見をも加へたり、本島に斯法布かれて以來、政治及び思想問題の措置皆な之に準據するを要し、民衆竝に警察官は一に之を金科玉條とすべき折柄、此の書發行亦た時宜の一たるべし

編輯室から

▼四庫全書は支那に於て現在北京宮城內に藏せらるゝもの僅かに三部あるのみであるといふが、今回佛國の後援により上海商務印書館が之を發行せんとしつゝあるとのことである。

▼其の計畫たるや、百十萬元を以て五百部を發行するものにして、五箇年完成、一部定價約三千元、五百部の內二百部は既に佛國に於て豫約ありとのこと。

▼佛國の當初の計畫は、此の貴重なる文獻を世界の各大學に藏置せしめんとするに在りて、佛の前首相パンルーベ氏が前年支那に遊びし時に其の因を發せしものなりといふ。

▼而して上海商務印書館は、今や同館創立三十年紀念の爲め世界文化に貢するの目的を以て之を發行せんとし、表面清室發行の名義を以て、宣統帝の序文を載せて發行するさうである。

▼其の成否は別問題として、我等は其の目的の壯んにして、其の計畫の大なるを偉なりとせざるを得ない。今日、より以上の事を爲さんとするものは、宜しく之を他山の石と爲すべきである。

▼鹿兒島に歸省した本誌の東鄕委員から一月三十一日付の左の繪端書だよりがあつた。

（略）私も豫定通り去る十六日歸着、南來東奔西走の有樣です。內地の寒さも應つた程でなく、却て氣持のよい事です。云々

尙同氏は賜暇三十日追願して許可された。

▼中瀬委員は近日府內にて在歐當時の事に就て講演せらるゝ筈、その速記錄は本誌三月號に掲載の豫定である。

▼水越委員は東鄕氏不在中編纂主任として執掌せられてある。

——二月五日、屯山——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲最新刊▼

大正十二年版

臺灣事情

四六版五百十二頁本綴美本
寫眞二十五葉挿入
百萬分一臺灣地圖附
定價金貳圓(送料共)

本書は臺灣總督府御編纂に係る年刊書にして内容は、土地及人口、氣象、行政機關、法制、警察、裁判監獄、神社及宗教、教育、交通通信、土木建築、電氣水道、水利事業、農業、糖業、林業、水産、鑛業、工業、貿易及金融、財政、專賣、衛生、社會事業、研究調査機關の二十四章に大別し、更に之を百十節に細別し、別に附錄として名所舊蹟の一章七節を加へ寫眞は從來のものと全然別異なる嶄新なるを選びたるが特に全編の記文は最近の調査を根據とし一目して臺灣統治の狀態、文物制度の梗概を知了せしむ

右今般當所に於て發行、部數限りあるに付御希望の向は至急
臺北市榮町新高堂書店より御購入ありたし

臺灣總督府内　臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

"ウッドは不適任なり"學生大會に於けるケソン氏の演説
"Wood Unfit," - Quezon. (M. T. Dec. 9, '23. P. 1.)

猖獗を極むる比島牛疫の近情
9,000 Carabaos dead of Anthrax in two months. (M. T. Dec. 13, '23. P. 1.)

華府駐在獨立運動使節問題の再現
Washington Mission Question up again. (M. T. Dec. 13, '23. P. 1.)

ネグロスの甘蔗作豫想
Negros will have biggest Sugar Crop. (M. T. Dec. 13, '23. P. 2.)

ネグロス製糖所の破記錄的好況
Negros Sugar Mill breaking Records. (M. T. Dec. 14, '23. P. 2.)

"政府に於ける比島人の分前"ノーマルホールにてのオスメニヤ氏の演説
Osmena describes Share of Filipinos in Government. (M. T. Dec. 16, '23. P. 1.)

比島獨立請願大統領に提起せらる
Roxas presented Philippine Plea to the President. (M. T. Dec. 17, '23. P. 1.)

來るべき大統領選擧期と比島問題
No Action on P. I. until Election. (M. T. Dec. 18, '23. P. 1.)

蘭 領 東 印 度

蘭領東印度
Dutch East Indies. (T. T. E. S. Vol. XIII, No. 282, Dec. 1, '23. P. 286.)

■歐 米■

英 國 及 合 衆 國

英國製造品の輸出
British Exports of Manufactures. (T. T. E. S. Vol. XIII, No. 280, Nov. 17, '23. P. 237.)

米國に於ける日本人宣傳の不成功
The Futility of Japanese Propaganda in America. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 515.)

米國は政策ありて問題なし
America has a Policy but no Program! (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 37.)

テキサスに於ける米國の天然護謨樹發見
America's Rubber grows in Texas. (M. T. Dec. 16, '23. P. 1.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那に於ける米國商標、商號、版權及專賣特許權(二)
American Trademarks, Tradenames, Copyrights and Patents in China. (The second.) (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 72.)

何傑才(字其偉)小傳
Mr. G. Zay Wood. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 88.)

馬寅初(字寅初)小傳
Dr. Ma Y'in-ch'u. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 90.)

浙江省說略
Chekiang-picturesque, historic, progressive. by General Lu Yung Chiang. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 91.)

趙錫恩(字晉卿)小傳
Mr. S. U. Zan. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 104.)

ジョン・ジョルダン氏と釐金問題
Sir John Jordan, and the Likin Problem. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22, '23. P. 123.)

軍閥派は支那鐵道を動かざらしむ
Militarists drain China's Railways. by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22. '23. P. 125.)

改善しつゝある支那棉花
Improving China's Cotton. by George Smith. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22. '22. P. 126.)

廣東に於ける義勇軍隊
The Volunteer corps in Kwangtung. by Hin Wong. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22, '23. P. 130.)

張履援小傳
Dr. L. N. Chang. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22, '23. P. 132.)

鄺孫謀(字景楊)小傳
Mr. K. Y. Kwong. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22, '23. P. 132.)

水鈞韶(字夢賢)小傳
Mr. C. S. Shui. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 4, Dec. 22, '23. P. 134.)

海峽植民地

新嘉坡根據地計畫中止
Singapore Base Plan abandoned. (M. T. Dec. 16, '23. P. 1.)

■南洋諸島■

比律賓

最近比島に於て行はれたる選擧に對する米國の輿論
Sidelights on the Philippine Election. (Ol. Oct. 17, '23. P. 253.)

ウッド總督召還運動に對するアウトルックの社說
Upholding General Wood. (Ol. Oct. 31, '23. P. 347.)

ウッド總督の爪哇行
Wood and Party leave for Java. (M. T. Nov. 25, '23. P. 1.)

日本商報社支部馬尼拉に新設されん
Japanese Bureau here. (M. T. Nov. 28, '23. P. 1.)

一九二四年度に於て比島政府は新規の土木工事見合せか
P. I. Government too poor to begin any Public works. (M. T. Dec. 3, '23. P. 1.)

比島政的紛爭と其の對米通商上の影響
Political Rows Here Hurt Trade Says De la Rama. (M. T. Dec. 5, '23. P. 1.)

比島ヘンプ栽培業者補助運動の開始
Move to help Hemp Growers is started. (M. T. Dec. 5, '23. P. 3.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那の棉業
Chinese Cotton Industry. (T. T. E. S. Vol. XIII, No. 282, Dec. 1, '23. P. 284.)

支那の前途
Prospects in China. (T. T. E. S. Vol. XIII, No. 282, Dec. 1, '23. P. 285.)

軍國主義の自治か然らざればボルシェヴィズムか
Militarism, Autonomy or Bolshevism? by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1. Dec. 1, '23. P. 5.)

支那農業留學生問題
Problems of the Chinese Students of Agriculture. by Sui Hsing chi. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 7.)

支那人の新商標法(續)
New Chinese Trademark Law. (continued) (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 8.)

四川省の將來
The Future of Szechwan. by John R. Muir. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 14.)

胡鴻猷(字讖若)小傳
Mr. H. Y. Hu. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 18.)

韓玉麟小傳
N. L. Han. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 20.)

陳光瑞(字雪佳)小傳
Mr. Chum Shutkai. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 22.)

傅瑞鑫(字品圭)小傳
J. Pinkuet Fu. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 1, Dec. 1, '23. P. 22.)

孔夫子の邦を訪ふ
Through the Land of Confucius. by Glen Cabb. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 1.)

支那及運命觀の人
China and the Man of Destiny Idea. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 38.)

支那新商標法の結果
The Effect of China's New Trademark Law. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 40.)

支那に於ける米國商標、商號、版權及專賣特許權
American Trademarks, Tradenames, Copyrights and Patents in China. by Robert T. Bryan. Jr. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 43.)

世界週遊の途次支那を訪問せしウェスチングハウス會社の二部長
Westinghouse Heads visit China in Trip around World. (R. F. E. Vol. XXVII. No. 2, Dec. 8, '23. P. 43.)

支那に於ける米棉の馴化
Acclimatization of American Cotton in China. by E. L. Sun. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 2, Dec. 8, '23. P. 46.)

米國の禁酒法と支那の禁煙法
American Prohibition, and China's Anti-Opium Law. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 75.)

米國訪問に招請されたる支那人銀行業者
Chinese Bankers invited to visit America. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 76.)

吳佩孚の忠節は幸か不幸か
Wu Pei-fu for weal or woe? by Charles Dailey. (R. F. E. Vol. XXVII, No. 3, Dec. 15, '23. P. 78.)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調查課

■新聞雜誌略號一覽表■

M. T.	Manila Times, daily with Sunday.
Ol.	Outlook.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.
T. d.	Times, London, daily.
T. T. E. S.	Times, London, Trade Engineering Supplement.

■世　　界■

一　　般

マラリヤのエッキス線療法
X-Ray as a Cure for Malaria. (M. T. Dec. 9, '23. P. 10.)

■亞　細　亞■

日　　本

日本
Japan. (T. T. E. S. Vol. XIII. No. 278, Nov. 3, '23. P. 183.)

臺灣に於ける動物保全法
How Formosa protects Animals. (From the Trans-Pacific.) (M. T. Nov. 26, '23. P. 1.)

臺灣の製糖現狀
Formosan Sugar Output grows 1000 per cent. (From the Trans-Pacific.) (M. T. Nov. 27, '23. P. 3.)

東京及橫濱の復興
Tokyo and Yokohama Reconstruction. (T. T. E. S. Vol. XIII, No, 282, Dec. 1, '23. P. 283.)

支　　那

支那の無秩序＝外人保護
Chaos in China: The Protection of Foreigners. (T. d. No. 43493, Nov. 8, '23. P. 11.)

列國と支那
The Powers and China. (T. d. No. 43493, Nov. 8. '23. P. 13.)

高等財政と金フラン問題
High Finance and the Gold Franc dispute. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 514.)

支那語と米國商人
The Chinese Language and American Merchants. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13. 24, '23. P. 516.)

南京に於ける通常教育運動
The popular Education Movement in Nanking. by Chen Tsung Hsi. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 517.)

支那人の新商標法
New Chinese Trademark Law. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 520.)

關烱(字烱之)小傳
Magistrate Kuan Chun. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24; '23. P. 532.)

牛惠生博士小傳
Dr. Way-Sung New. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 534.)

陳廉伯小傳
Chan Lim Pah. (R. F. E. Vol. XXVI, No. 13, Nov. 24, '23. P. 535.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN